

学位論文 博士（歴史学）

18 世紀後半から 19 世紀のイングランドにおける落ち穂拾いの慣習

目次

序章	1 頁
(1)落穂拾いの研究	3 頁
(2)落ち穂拾いの鐘の史料など	7 頁
(3)Moulton 教会の鐘、Ashdon 教区、収穫儀礼に関する史料など	10 頁
第一章 近代イングランド農村社会の変貌と落穂拾い	12 頁
第一節 農業資本主義の発展——近代的所有概念の形成	12 頁
第二節 女性労働と落穂拾い	16 頁
第三節 落穂拾いの経済的価値——1830 年代と 18 世紀末の比較	23 頁
第二章 落穂拾いの 1786 年裁判と 1788 年裁判	29 頁
第一節 落穂拾い裁判	29 頁
第二節 落穂拾いの存続と女性たちの抵抗運動	32 頁
第三章 ファーマー側による落穂拾いの批判と対応	38 頁
第一節 落穂拾いへの批判——「悪名高いやり方」	39 頁
第二節 ファーマー側の規制	42 頁
(1) 落穂拾い人の制限——雇用労働者家族に制限すること/2 種類の 落穂拾い	43 頁
(2) 「見張りの束」/「警官」/白い旗	47 頁
第四章 落穂拾い鐘の導入	50 頁
第一節 落穂拾いの鐘人の導入とその分布	50 頁
第二節 落穂拾いの鐘の時間	53 頁
第三節 落穂拾いの鐘の種類	56 頁
第五章 落穂拾いの鐘の鳴らし手と「落穂拾いの女王」——落ち穂拾いの鐘に 見る慣習社会	59 頁

第一節	落穂拾いの鐘の鳴らし手	59 頁
第二節	「落穂拾い人の女王」	60 頁
第三節	落穂拾いの個人化と消滅	63 頁

第六章 Moulton 教会とその鐘——19 世紀イングランド農村における鐘と

慣習社会	68 頁	
第一節	Moulton 教会とその鐘の変遷	69 頁
(1)	7 世紀～14 世紀初頭：聖ペトロ教会の設立と鐘の導入時期	70 頁
(2)	11 世紀後半～14 世紀：vicar の任命、聖ペトロと聖パウロ教会の成立	70 頁
(3)	15 世紀以降：6 つの鐘と鐘銘	71 頁
第二節	様々な鐘の使用と習俗——音の暦	72 頁(1)
平日（日々）の鐘——世俗の時間を告知する鐘	73 頁	
(2)	日曜（礼拝）の鐘	75 頁
(3)	弔鐘と収穫作業の鐘	76 頁
(4)	収穫の鐘・落穂拾いの鐘	79 頁
(5)	年中行事の鐘	81 頁
小括	82 頁	

第八章 19 世紀イングランド農村における収穫の祝祭群と落穂拾いの慣習——Ashdon

の落穂拾いの慣習に関連して	83 頁	
第一節	Ashdon について	83 頁
第二節	収穫作業の工程と慣習儀礼	85 頁
(1)	「収穫の王」/「収穫の貴婦人」と「ご祝儀」	86 頁
(2)	「最後の麦束」、「最後の積み荷」と「収穫の祝宴」	90 頁
(3)	落穂拾い	94 頁
(i)	「警官」——ファーマー側の落穂拾いを禁止する儀礼	96 頁
(ii)	「落穂拾い人の女王」ないし「収穫の女王」	98 頁
小括——機械化と慣習的儀礼の消滅	102 頁	

終章	105 頁
----	-------

補遺・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 109 頁

文献目録・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 112 頁

序章

近代イングランドにおける慣習、なかでも貧民救済を目的とする落穂拾いは、18世紀の末頃から私的所有権の概念の浸透によって大きな変容を迫られることになった。落穂拾いに関する1786年と1788年の2つの裁判はこの変容を物語るもので、それらの判決では、落穂拾いの慣習が初めて否定され、所有権を侵す犯罪であるとされた¹。これらはサフォークのTimworthで起こった出来事に関して争われたもので、1786年のものは、ファーマー（本論文では借地農・農業経営者を意味する）のジョン・ワーリッジ(John Worlledge)が靴職人のベンジャミン・マニング(Benjamin Manning)を、1788年のものは、ファーマーのジェイムズ・スティー爾 (James Steel) が靴職人ジョン・ホートン (John Houghton) の妻メアリー (Mary Houghton) を、ともにファーマーの農地に不法侵入して落穂拾いを行ったと訴えたものである²。

民事訴訟裁判所(court of common pleas)で、どちらの場合も原告勝訴の判決が出され、落穂拾い人が損害賠償金を支払うことになった³。18世紀のイングランドでは、それまでもファーマーと落穂拾い人の間の争議は存在していたが、たいていは収穫が終わるのを待たずに落穂拾いをするといったような限定された問題が中心であった⁴。この2つの裁判の場合のように、所有権の問題を絡め、法律上で落穂拾いの権利そのものを根本的に否定しようとしたことはなかった。しかも、1788年の裁判では、「コモン・ロー上、いかなる者も収穫期の農地で落穂拾いをする権利を有しない。合法的に教区に定住している貧民もその権利を有しない」とされた⁵。つまり、落穂拾いは慣習によって承認された行為では

¹ “Worlledge v Manning 1 H Blackstone 53 n, 126 ER 34,” *English Reports*, CD-ROM (Oxford, 2001); “Steel v Houghton 1 H Blackstone 51, 126 ER 32,” *English Reports*, CD-ROM (Oxford, 2001).

² 落穂拾いの裁判についての研究は、Peter King, “Legal Change, Customary Rights, and Social Conflict in Late Eighteenth-Century England: The Origins of the Great Gleaning Case of 1788,” *Law and History Review* 10-1 (Spring 1992), pp. 1-31 を参照。

³ *Ibid.*, pp.4-7.

⁴ *Ibid.*, p. 5.

⁵ “Steel v Houghton 1 H Blackstone 51, 126 ER 32,” *op. cit.*

なく、ファーマーの許可が無い限りは犯罪行為となったのである。

そのため、裁判以降、犯罪行為とみなされるようになった落穂拾いを自らの特権として存続させていくために、貧民たちは長年彼らに認められてきた慣習的権利を、何らかの正当性に基づいて主張する必要性に迫られることとなった。貧民たちは旧来のモラル・エコノミー的な暴動による抵抗で応えようとしたこともあったが、多くの場合、新たに時間による自己規制をすることで落穂拾いの容認をファーマーからとりつけようと試みた。ここに登場したのが落穂拾いの時間を規制する「落穂拾いの鐘」(gleaning bell, gleaners' bell) や「落穂拾い人の女王」(Queen of the Gleaners)と呼ばれる落穂拾いを取り仕切る役割を担った女性の登場である。本論は、この「落穂拾いの鐘」や「落穂拾い人の女王」による落穂拾いの統制・規律化の実態を明らかにし、19世紀イングランド農村社会における「慣習社会」の変容の一側面について考察するものである。さらに「落穂拾いの鐘」みならず、イングランド農村における教会の鐘に注目し、その鐘とその役割を見ていくとともに、「落穂拾いの鐘」や「落穂拾い人の女王」をその一部として含む、収穫期の慣習的儀礼についても考察を加えている。

本論は全七章構成となっている。第一章から第五章までは、落穂拾いの慣習を考察する。第一章では、落穂拾いを担う貧民たちの集団化と次第に女性たちに特化していくようになる問題を取り上げる。落穂拾いが専ら女性と子供の労働となっていた過程を考察し、「落穂拾い」の視点から、囲い込みや農法の変革に見られる18～19世紀の農村社会の変貌について概観する。第二章では、落穂拾いの1786年裁判と1788年裁判を取り上げる。ここでは問題となる裁判事件とその後も存続した落穂拾いの様相を落穂を拾う女性たちの抵抗運動やファーマーたちの対応から描き出し、問題化する落穂拾いの背景を考察する。第三章と第四章と第五章では、落穂拾い人側の自己規制を取り上げ、「落穂拾いの鐘」と「落穂拾い人の女王」について考察し、「慣習社会」のあり方の変容をみていく。第六章と第七章では、多様な教会の鐘の機能と様々な収穫儀礼に関連づけて、落穂拾いの活動とその規律化に重要な働きをした「落穂拾いの鐘」と「落穂拾い人の女王」の意義を、エセックスのAshdon教区とノーサンプトンシャーのMoulton教区教会の事例を中心に考察する。

(1) 落穂拾いの研究

さて、落穂拾いの先行研究についてであるが、先述の落穂拾いをめぐる2つの裁判が、J. L.ハモンド夫妻を初めとする歴史家、特に E. P.トムスン(E. P. Thompson)によって注目されており、「慣習から犯罪へ」の転換の指標であるとされてきた。J. L. ハモンド夫妻 (J. L. Hammond and Barbara Hammond)は、1788年裁判に注目し、それ以降、判決を理由にファーマーが貧民の落穂拾いの行為を制限することができたと述べているし⁶、トムスンは、イングランド農村社会において、一連の慣習が犯罪と見なされるようになった転機をなすものの1つとし、論文“The Grid of Inheritance”の中で、「1741年の大法官府の決定によって泥炭採掘権が否認され、1788年には枯れ木拾いが否認され、また同1788年には落穂拾いに対して重大な決定が成された」と述べている⁷。またトムソンは、こうした慣習に注目し、その慣習が犯罪と見なされるようになるプロセスを重視して、例えば、*Whigs and Hunters* (1976)では、「18世紀に次々に成された法律上の決定は、法律家や弁護士たちを絶対的な所有権の概念に傾倒させ、これらの法律が面倒で複雑な利用権を拒否する前兆となった」とさえ述べている⁸。産業革命期は、近代的な私的所有権の拡大に伴い、こうした慣習に基づく諸権利（共益権やその他の慣習的権利）が次第に消滅しつつあった時代と見なしているのである。

トムスンらと同じように、この時期の農村社会において様々な慣習が犯罪へと移行していったと捉える、R. W.マーカムソン(R.W. Malcolmson)は、慣習としての落穂拾いは土地の絶対的私的所有権と矛盾しており、商業的な農業の発展とともに、それは次第に否定されていったと述べている⁹。福士正博も、19世紀イギリスの農業労働者の抵抗運動を「慣習から犯罪へ」というモデルにそって再構成するために、家畜泥棒や密猟など農業労働者たちが行う様々な犯罪と並んで、落穂拾いに注目している¹⁰。

⁶ J. L. Hammond and Barbara Hammond, *The Village Labourer* (1911; London, 1978), p. 68; King (1992), *op. cit.*, p. 2

⁷ E. P. Thompson, “The Grid of Inheritance: A Comment,” in J. Goody, J. Thirsk and E. P. Thompson (eds.), *Family and Inheritance* (Cambridge, 1976), pp. 340-341.

⁸ E. P. Thompson, *Whigs and Hunters* (Harmondsworth, 1976), p. 241.

⁹ R.W. Malcolmson, *Life and Labour in England 1700-1780* (London, 1981), p. 208.

¹⁰ 福士正博「慣習社会の変容：産業革命期イギリスの落穂拾い」『東京経済学会誌』第

他方、18 世紀後半から 19 世紀前半のイングランド農村社会を「慣習から犯罪へ」の変容であったとする考え方に批判的な見解も生み出されていった。例えば、ピーター・キング(Peter King)は、トムスンをはじめとする従来の歴史家たちは 1788 年の落穂拾い裁判を「慣習から犯罪へのモデル」に当て嵌めようとするあまり、落穂拾いの裁判の実態そのものを分析しないで、1788 年の判決ばかりに注目しすぎていると批判し、あまりにも、1788 年裁判の判例に伴う法律上の支配と、その判例の実際面での施行や効力の問題とを同一視してしまっていると指摘している¹¹。

キングは、1788 年裁判の「コモン・ロー上、いかなる者も収穫期の農地で落穂拾いをする権利を有しない」という判決で示される「コモン・ロー」とは、一般的なコモン・ロー(the general common law)のことであり、そのことは、必ずしも地方の慣習の力を無効にすることにはならなかったと主張している。というのも、その慣習の力は、一般的なコモン・ローにとって代わって、法的拘束力を有し、事実上、その慣習が広まっている特定の地域内の「地方的コモン・ロー」(the local common law)、すなわち、「地方の慣習的法律」(local customary law)となっていたからである¹²。つまり、この「地方的コモン・ロー」のもとで「地方の慣習」が確立しているところでは、落穂拾い人たちは、実質上、1788 年の判決の影響を受けなかったのであった。裁判以降も、落穂拾いは「最も広く行われていた慣習的行為」として行われ¹³、少なくとも 19 世紀末までは存続し、20 世紀になっても存続する地域もあったのである。

一方で、18 世紀後半から 19 世紀前半における産業革命期においては、囲い込みに見られるように、近代的な所有権の拡大に伴い、これまでは慣習として認められてきた諸権利が犯罪と見なされるようになっていった。ここでいう慣習とは、マナーや村法、コモン・ローによって貧民たちに与えられた泥炭採掘権や燃料用木材の収集、落穂拾いなどが挙げられるが、産業革命期の時期はこうした慣習に基づく諸権利（共有権やその他の慣習的権利）が、「慣習から犯罪

191 号、1995 年、232 頁。

¹¹ Peter King, "Gleaners, Farmers and the Failure of Legal Sanctions in England 1750-1850," *Past and Present* 125 (November 1989), pp. 117-118.

¹² *Ibid.*, p.139.

¹³ Bob Bushaway, *By Rite: Custom, Ceremony and Community in England 1700-1880* (London, 1982), p. 138.

へ」と認識されるようになり、次第に消滅しつつあった時代でもあったのである¹⁴。

次に、この「慣習社会」という概念に注目し、落穂拾いと関連づけながら農村社会での「慣習」の役割についてみていくこととする。イングランド農村社会を分析した R. W. ブッシュアウェイ(R. W. Bushaway)によれば、小屋住み農、賃金労働者といった貧民が、彼らよりも社会的に身分の高いファーマーや地主らの「経営方針」や「決定」に従うが、ファーマーたちに、貧民たちへの「一般的福祉」のための義務と責任を果たさせるという契約関係にあったことを指摘している¹⁵。彼は、慣習がこのような契約社会の中心であったと述べ、落穂拾いを含む様々な慣習が取引されていた農村社会を「慣習社会」であったとしている¹⁶。さらに彼は、慣習というものは、刷新的で、ダイナミックなものであり、その研究は 18・19 世紀イングランドの農村生活の中では、通常では隠されていて見えにくい諸関係の葛藤と緊張を明らかにするものであるとし¹⁷、様々な慣習が取り巻く農村社会を「闘争の領域(a terrain of struggle)」であったとも捉えている¹⁸。

ブッシュアウェイのいう「慣習社会」の概念を継承し、その「闘争の領域」を落穂拾いに求めて「慣習社会」の変容に関する枠組みを提示したのが先述の福士正博である。彼は、慣習を 3 つのレベル、すなわち、国レベルに広がる「コモン・ロー上の慣習」、州や村落といった地域レベルで適用される「地方の慣習」、そして個別の「農場の慣習」に分けて考えている¹⁹。ここでいう「コモン・ロー上の慣習」とは、キングによる「一般的コモン・ロー」(the general common law)に、「地方の慣習」は「地方的コモン・ロー」(the local common law)にそれぞれ対応している。

また、福士は、「地方の慣習」としての落穂拾いについて、「2 つの文化」と

¹⁴ 福士、前掲論文、232 頁; King (1989), *op.cit.*, p. 117.

¹⁵ R. W. Bushaway, "Rite, Legitimation and Community in Southern England 1700-1750: The Ideology of Custom," in Barry Stapleton (ed.), *Conflict and Community in Southern England* (New York, 1992), p. 117; 福士、前掲書、231-233 頁。

¹⁶ Bushaway (1992), *op.cit.*, p. 123.

¹⁷ *Ibid.*, p. 123.

¹⁸ *Ibid.*, p. 112.

¹⁹ 福士、前掲書、234 頁。

いう一般的モデルを提示している。1つは、農村の上位の者たちが作る「パターナリスト文化」で、もう1つは「貧民たちが行う自己規制」の文化である。前者は、ファーマーたちは、落穂拾いを貧民たちに行使させることで、「貧民への福祉」への「道徳的義務」を果たしていたとするもので、後者は、ファーマーや地主による「貧民への福祉」に対する貧民側の義務の遂行を意味していた²⁰。福士は、この2つの文化の共存は、農村の上位者たちが絶対的所有権の概念の浸透に伴い、「ポリティカル・エコノミーという非道徳的合理性を支持」するにつれて分裂し始め、モラル・エコノミーに基づく慣習が批判されるようになったと述べている²¹。

一方で、「慣習社会」がその破綻に直面すると同時に、貧民たちによる慣習を存続させていくための抵抗運動に注目している研究者もいる。例えば先述のキングは、落穂拾いが否定されていった18世紀後期に、落穂拾い人たちの抵抗運動も頻発していたことを指摘している。キングによれば、落穂拾い人の抵抗運動の伝統は、目的とする畑への静かな侵入が妨害されたときのみ、集団で落穂拾いを行うことで行使された²²。しかし、時折、暴動に発展することもあった。キングは、暴徒化した落穂拾い人の集団的抵抗を、18世紀後期の食糧暴動が勃発した時期以降によく行われたと分析しながら、落穂拾いの騒動は「より大きな食糧暴動の伝統の一部」であり、落穂拾いの抵抗運動が食糧暴動の一環として行われたことを指摘しており、落穂拾い人による集団的抵抗も、伝統的なモラル・エコノミーに基づくものであったと述べている²³。農村における貧民たちの間では、たしかにモラル・エコノミーに基づく慣習的権利が「慣習社会」の中で生きていたのである。しかし、そのモラル・エコノミーは、本論で論じていくとおり、独特の変容を遂げたものであった。本論文では、主として、落穂拾い人側の規制として導入された「落穂拾いの鐘」の分析を中心に、「慣習社会」が否定されていく中で、「慣習社会」がどのように変容しながら存続していったのかを考察していく。

落穂拾いの鐘についての先行研究は少ない。しかし、本論において、落穂拾

²⁰ 同上、235-237頁。

²¹ 同書、238頁。

²² King (1989), *op.cit.*, p. 133.

²³ *Ibid.*, p.132.

いの鐘の史料とした、教会の鐘に関する全国的な教区レベルの調査記録報告書には、「鐘学」(campanology)の研究動向なども示されているし、当時の農業改良家の論稿や考古学雑誌などにも落穂拾いの鐘に関する記述が散見される。また、歴史家の研究でも、福士、ブッシュウエイ(Bob Bushaway)の他に、モーガン(David Hoseason Morgan)、ハッセー(Stephen Hussey)の各論文に若干の言及がある。例えば、モーガンは、「19世紀後期に安価な懐中時計が導入されるまで、田舎では、一日の時刻を知らせるために、鐘を鳴らす習慣は必要不可欠なもの」であったと述べ、農村社会における鐘の役割の重要性を主張している²⁴。また、ハッセーは、エセックス州において落穂拾いの開始と終了を告げるために鐘が鳴らされていたと述べており²⁵、農村慣習での鐘の使用例に言及している。しかし、いずれの論文においても、落穂拾いの鐘については、断片的な史料に基づいていくつかの事例を紹介するに留まっている²⁶。本稿がめざしているような、慣習社会における落穂拾いの鐘の意味を考察する詳細な実証研究はまだなされていない。

(2)落穂拾いの鐘の史料など

本論文では、これまでの研究ではあまり取りあげられることのなかった鐘学の本に見出される落穂拾いの鐘に関する史料を用いて分析をすすめていく。イングランドでは、1830年代にオックスフォード大学を中心に起こったイギリス国教会の信仰復興運動であるオックスフォード運動 (the Oxford Movement, 1833-1845) の影響を受けた人たちの中から、大聖堂や教会の建造物に対する新たな畏敬の念と興味関心が高まり、その神聖な建築物と芸術への注意深い研究が生まれていった。大聖堂や教会の中にある真鍮製の記念碑などに対する興味関心から、やがて、教会の頭上高くにかかっている教会の鐘もその注目を集め

²⁴ David Hoseason Morgan, *Harvesters and Harvesting 1840-1900* (London, 1982), p.159.

²⁵ Stephen Hussey, "The Last Survivor of an Ancient Race: The Changing Face of Essex Gleaning," *Agricultural History Review* 45 (1997), pp. 61-72.

²⁶ フランスにおいては、アラン・コルバンが教会の鐘を庶民の心性や生活に照らして広く論じた著書のなかで、農作業に関する鐘の1つとして、落穂拾いの鐘のことに言及しているが、数例の事例によってごく簡単に紹介されているだけである(アラン・コルバン [小倉孝誠訳] 『音の風景』藤原書店、1997年、234頁)。

ることとなり²⁷、鐘学 (campanology) と呼ばれる、鐘に関する包括的、総合的な研究が 19 世紀後半に盛んになっていったのである²⁸。その結果、各地の教会の鐘の歴史や用途等を記録した本が続々と出版されていったが、それらの著書の中に落穂拾いの鐘への言及が見出され、落穂拾いに関する貴重な史料となっている。現在までの調査で落穂拾いの鐘への言及が見出せたのは、以下の 10 州に関する鐘学の本である。これらの著書が、本論文において落穂拾いの鐘の分析に関して専ら依拠する史料である：

1. Cecil Deedes and H. B. Walters, *The Church Bells of Essex* (1909)
2. T. M. N. Owen, *The Church Bells of Huntingdonshire* (1899)
3. Thomas North, *The Church Bells of Bedfordshire* (1883)
4. Thomas North and John Charles Stahlschmidt, *The Church Bells of Hertfordshire* (1886)
5. Thomas North, *The Church Bells of the County and City of Lincoln* (1882)
6. Thomas North, *The Church Bells of Leicestershire* (1876)
7. Thomas North, *The Church Bells of Northamptonshire* (1878)
8. Thomas North, *The Church Bells of Rutland* (1880)
9. Henry Timothy Tilley and Henry Beauchamp Walters, *The Church Bells of Warwickshire* (1910)

²⁷ Cecil Deedes & H. B. Walters, *The Church Bells of Essex: Their Founders, Inscriptions, Traditions, and Users* (1909) v.

²⁸ 『オックスフォード英語辞典』は、campanology を「鐘の主題；鋳鐘、鳴鐘等の原理の詳細な調査・研究」と定義しているが、この用語の初出は 1847 年である。当初は専ら「鐘を鳴らす技術」という意味で用いられていたようである。campanologia というより古い形では 1677 年が初出で、1753 年の用例 (*Chambers Cyclopaedia* の *Supplement*) でも、やはり、「鐘を鳴らす技術、あるいは科学」という意味で用いられている (“campanology,” *OED*)。1848 年にギャティ (Alfred Gatty) が出版した『鐘：その起源、歴史、及び様々な使用』 (*The Bell: Its Origin, History, and Uses*) や 1857 年にルーキス (William C. Lukis) 牧師が出版した『鐘の話』 (*An Account of Church Bells*) が、現在の campanology (鐘学)、つまり、鳴鐘の技法だけでなく、鐘の歴史等も含む、鐘に関する包括的、総合的な研究の最初の試みであったと言える。ルーキスはイングランド南西部のウィルトシャーのおよそ半分の地域を調査したが、ルーキスの本の出版以後、ウィルトシャーの他の地域やウィルトシャー以外の州の鐘楼の調査が他の人々によって積極的に行われるようになっていった (Deedes & Walters, *op.it.*, p. v)。1870 年代からは各地の鐘を調査・研究した本が、ほぼ毎年、続々と出版されるようになり、その傾向は 20 世紀初旬ころまで続いていくことになるのである。

10. Alfred Heneage Cocks, *The Church Bells of Buckinghamshire* (1897)

これらの鐘学の研究者は、古物研究家の教区牧師や考古学関係の学会などの会員である。デーズ (Cecil Deeds) はエセックスの Wickham St. Paul's の教区牧師(rector)、オーエン (T. M. N. Owen) はハンティンドンシャーの Woodwalton の教区牧師、ティリー(Henry Timothy Tilley)はウォリックシャーの Claverdon の教区委任牧師(vicar)であった人であり、それぞれが牧師を務めた教区が属する州の鐘の調査をしたのであった。他の著者たちは、いずれも考古学関係の学会の会員である。コックス(Alfred Heneage Cocks)はバッキンガムシャーの建築・考古学学会の名誉幹事(honorary secretary)であった。5冊の鐘学の本に名を連ねているノース(Thomas North)は、19世紀イングランドを代表する鐘学の研究者で、古物研究家協会の特別会員(F. S. A)であり、レスターシャーの建築・考古学会の学会誌の編集なども行い、この他に共著で『英国の鐘と鐘の伝承』(*English Bells and Bell Lore*, 1888) という鐘学の本も著している。ウォルターズ (H. B. Walters) とスタールシュミット(John Charles Stahlschmidt)も当時の主要な鐘学の研究者である。ウォルターズ は古物研究家協会の特別会員であり、エセックスの他に、シュロップシャーとウィルトシャーの教会の鐘を調査した本を著し²⁹、さらに『イングランドの教会の鐘』(*Church Bells of England*, 1912)という鐘学の本も出版している。シュミットは王立考古学学会並びにケント・エセックス・サリー考古学学会の会員であり、ハートフォードシャーの他に、サリーとケントの教会の鐘を調査した本を著している³⁰。

また、本論文では、18世紀後期から19世紀の時期の落穂拾いに関するファーマー側の規制についても分析を試みているが、19世紀に発刊されたフォークロア(folklore)関係の雑誌『ノーツ・アンド・クィアリーズ』(*The Notes and Queries*)と『エセックス・レビュー』(*The Essex Review*)に掲載された報告記事を主な史料として用いた。『ノーツ・アンド・クィアリーズ』は1849年に創刊された、読者投稿のみによって成り立つ季刊雑誌である。その雑誌の副題に「文学者、

²⁹ H. B. Walters, *The Church Bells of Shropshire* (1915); H. B. Walters, *The Church Bells of Wiltshire* (1927).

³⁰ J. C. L. Stahlschmidt, *Surrey Bells and London Bell-Founders* (1884) ; J. C. L. Stahlschmidt, *The Church Bells of Kent* (1887).

芸術家、古物学者、系譜学者等の相互交流のために」とあるように、様々な読者の様々な関心領域を反映した記事が載っている。主に「ノーツ（報告）」、「クィアリーズ（質問）」、「リプライズ（答文）」の3部から構成されており、「ノーツ」で報告されたテーマや「クィアリーズ」で出された質問に対して、他の読者が「リプライズ」で展開したり答えたりする内容からなっている。特に、俗信や伝承、風習、諺（ことわざ）など、「フォークロア」と呼ばれる分野に含まれる内容の記事が多く含まれている点に特徴がある。現在も発行されているが、現在のものは「クィアリーズ」よりも「ノーツ」に遙かに重きがおかれ、書評も導入された、アカデミックな雑誌となっている³¹。『エセックス・レビュー』は1892年に創刊された季刊誌で、エセックスの様々な興味深い事項が記録されている³²。『ノーツ・アンド・クィアリーズ』と同様に、フォークロア分野の内容の記事が多く含まれている。

(3) Moulton 教会の鐘、Ashdon 教区、収穫儀礼に関する史料など

本論で取り上げる Moulton 教会に関しては、マッジ (Sidney Joseph Madge) が1895年に出版した *Moulton Church and Its Bell* (1895) は、簡便ながら、Moulton という村の教区教会の歴史とその鐘の使用について、教会の設立時まで遡って調査、研究した本で貴重な史料と言える³³。

Ashdon 教区に関する主要な文献史料としては、エセックス・レコード・オフィスのチェルミスフォード支部に勤務しつつ、1952-1959年にかけて精力的に Ashdon 村を調査したアンジェラ・グリーン (Angera Green) による極めて実証的な研究書 *Ashdon* がある³⁴。また、*Annals of Ashdon* (1988)³⁵ と *Five Miles from*

³¹ 「ノーツ・アンド・クィアリーズ」『南方熊楠を知る事典』松井竜吾[ほか]編、講談社、1993年、189-193頁。

³² 現在は廃刊となっているが、1954年(第63巻)まで発行されていたことは確認されている(“Essex Review,” *British and Irish Archaeological Bibliography*)。

³³ Sydney Madge (1874-1961) は、Northampton and Oakham Architectural Society の会員で、グロースターシャーの歴史と遺物を扱った、4回発行の季刊雑誌 *Gloucestershire Notes and Queries* の編集者であった、古物研究家である。この本の他にも、Moulton の様々な歴史的記録や史料を調査、研究した *The Registers of Moulton, Northamptonshire* (London, 1903) や *Materials for a History of Moulton* (London, 1903) という本などを出版している。

³⁴ Angera Green, *Ashdon* (Aldham, 1989)。

³⁵ Robert Gibson, *Annals of Ashdon* (Hunstanton, 1988)。

Bunkum (1972)³⁶には、Ashdon の歴史や生活の比較的詳しい記述が見出せる。また、広くエセックス州の落穂拾いに関しては、『エセックス・レビュー』の第12巻(1903年)と第34巻(1925年)に、関係記事が寄稿されており、貴重な情報を提供してくれるものとなっている³⁷。

収穫期の慣習や儀礼に関しては、落穂拾いに関する研究と同様、本格的なまとまった研究はなされていないのが現状である。先述の R. W. ブッシュウエイが少し詳細にそれらの慣習や儀礼の一端を論じているが、他にめぼしいものはないと言える。むしろ、チャールズ・カイトリー (Charles Kightly) の民俗学の著作³⁸や、チェインバーズ (R. H. Chambers) やウィリアム・ホーン (William Hone) の雑学 (trivia) 的な本³⁹の中に、それらの伝統的な慣習が興味深い風習や行事として紹介されているのを見出すことができる。

³⁶ Christopher Ketteridge and Spike Mays, *Five Miles from Bunkum* (London, 1972).

³⁷ *The Essex Review* 12 (1903); *The Essex Review* 34 (1925), pp. 56-57, 106-110, 162-163, 210-212.

³⁸ Charles Kightly, *The Perpetual Almanack of Folklore* (1987; London, 1994); Charles Kightly, *The Customs and Ceremonies of Britain* (London, 1986)チャールズ・カイトリー(澁谷勉訳)『イギリス祭事・民俗事典』大修館書店、1992年；チャールズ・カイトリー(澁谷勉訳)『イギリス祭事暦』大修館書店、1995年。

³⁹ R. H. Chambers (ed.), *The Book of Days*, 2 vols. (London and Edinburgh, 1863-1864); William Hone, *The Every-Day Book and Table Book*, 3 vols. (London, 1838).

第一章 近代イングランド農村社会の変貌と落穂拾い

近代イングランド農村社会は、開放耕地の囲い込み、及び農場の集中と合併の進展によって、西欧においてはユニークな「三分割制」⁴⁰を確立していった。それに伴い、農民の両極分解が進行し、イングランド農村は、大規模な借地農（農業資本家としてのファーマー）とその借地農のもとで働く、無産の賃金労働者（農業労働者）が大多数を占める社会に変容していった。

本章では、囲い込みや農法の進展等によって変貌していく近代イングランド農村の様相を、落穂を拾う貧民たちの視点からみていくこととする。

第一節 農業資本主義の発展——近代的所有概念の形成

初期近代の16世紀から18世紀前半は囲い込みの進展等による土地所有の再編が進んで、農業資本主義が勃興し、発達する時期に当たる。

16世紀には、トマス・モア（Sir Thomas More, 1478-1535）が『ユートピア』（*Utopia*, 1516）において羊が人間を食い殺す話として言及されているような、羊毛の生産高をあげるための、農耕地を牧場に転換する囲い込みが行われたが、同時に農業生産高を上げるための囲い込みも進行した⁴¹。囲い込み騒動が16世紀と17世紀に間欠的に起こり、囲い込みはその初期の段階では国家によってある程度制限されたが、1688年の名誉革命で地主階級体制が確立すると、国家の介入はもはやなくなっていった⁴²。

地主や農業家による耕地の囲い込みの理論的バックボーンとなったのは、ロック(John

⁴⁰ アッシュレー著、アレン増補（矢口孝次郎訳）『イギリス経済史講義』有斐閣、1953年、2-6頁。

⁴¹ 今井宏編『世界歴史大系 イギリス史2 近世』山川出版社、1990年116頁；木下卓『旅と大英帝国の文化：越境する文学』ミネルヴァ書房、2011年、157頁。

⁴² エレン・メイクシンス・ウッド（平子友長・中村好孝訳）『資本主義の起源』こぶし書房、2001年、111、116-19頁。農地の所有関係の観点からいえば、「1646年の封建的土地所有と区裁判所の廃棄によって、中世は終わりをつげた」と言われている。王政復古を実現させた、1660年の仮議会(Convention Parliament)は、封建的土地所有と区裁判所の廃棄の確認を行っている。これにより、地主は「自分の土地の絶対的所有権」を獲得したため、国王に対して依存する必要がなくなり、以後、大きな地主への土地集中が急速に進行していくこととなった（小林茂『イギリスの農業と農政』成文堂、1973年、17頁）。

Locke, 1632-1704)が唱えた所有理論であった。ロックは『市民政府論』(*Two Treatises of Government*, 1690)において、「彼の身体の労働、彼の手の働きは、まさしく彼のものである」(第5章27節)⁴³という労働所有権論に基づいて、「私も他人も共同で権利をもっている場所で、私の馬の喰う草、私の召使いの刈った芝生、私の掘り出した鉱石は、だれの譲渡も同意もなしに、私の所有物となる」(第5章28節)⁴⁴と述べ、本人の労働によってだけでなく、貨幣によって購入した他人の労働によって共有物から取り上げたもの(つまり、「私の召使いの刈った芝生」)も、その人の私的所有権の源泉になりうることを論じた。また、

自分の労働によって土地を占有するものは、人類の共有財産を減少するのではなくてかえって増加するのである。何故なら囲い込みをされ開墾された一エーカーの土地から産出する、人間生活の維持に役立つ食料は、同じ程度に肥沃な一エーカーの土地が共有のものとして荒れ地になっていた場合に産出するものの(きわめて控え目にいって)十倍であろう。それゆえ、土地を囲い込み、そうして、十エーカーの土地から、自然のままの百エーカーから得られたであろうよりも遙かに多くの生活の利便を得ているものは、まさに人類に九十エーカーを与えたものと言っていいだろう。(第5章37節)⁴⁵

と述べて、私的利益の追求が社会全体の利益をもたらすことになることを主張し、「土地の不均衡な所持」(第5章50節)を擁護したのである⁴⁶。このようにロックによって主張された排他的所有権の考えは、囲い込みによって共有地を排他的な私有財産にかえることを希求する地主にとって好都合なものとして受け入れられていくとともに、土地をめぐる紛争においてもこのロック的原理に基づく法判断が示されていくようになった。言い換えれば、従来の「同一の土地に対する重畳する利用権」(つまり、慣習的共有権)という中世的な所有概念は、排他的所有権という近代的なそれに次第にとって代わられていったのである⁴⁷。

この所有概念の転換と歩調をあわせて実践された囲い込みをその代表的な例として、イングランドの農村社会では「農場の集中と合併」が進んで、その社会を大規模土地所有者

⁴³ ロック(鶴飼信成訳)『市民政府論』岩波書店、1968年、33頁。

⁴⁴ 同上書、34頁。

⁴⁵ 同上書、42-43頁。

⁴⁶ 同上書、54頁；友岡敏明『ロック市民政府論入門』有斐閣、1978年、88、91-92頁。

⁴⁷ ウッド、前掲書、125頁。

と増大する無所有大衆とに両極分解するのを確実にしていき⁴⁸、「地主、資本家的借地農、賃金労働者」という、イングランドの農業に特徴的な三分割制が誕生していったのであった⁴⁹。ホブズボームは、「信頼しうる数字はないけれども、1750年までに、数千人の地主が数万人の借地農に土地を貸し、借地農はまた数十万人の農業労働者や奉公人や大部分の時間を賃労働についやす零細土地所有者の労働によってそれを経営するというイギリスの土地所有関係の特徴的な構造」がすでに顕著になっていたことはあきらかである、と述べている⁵⁰。

この時期、農法にも大きな変化が起こった。多年草牧草が導入され、従来の2年間の連作の後休閑にする代わりに、数年の間耕地を草地状態にして家畜が放牧されるようになったのである。この多年草牧草による「一時的放牧地」が穀物連作と交代されることから、この農法は「輪換式農法」(convertible husbandry)と呼ばれるが、これにより、穀物の連作年次が3年以上に延びて輪作が発展するとともに、上述の「囲い込み」等による資本主義的な大規模経営の発展とも相まって、穀物の生産性が飛躍的に上昇し、イングランドは17世紀の終わりまでには穀物の輸出国になっていくのである⁵¹。

この所有概念の転換と農業資本主義の勃興期において、落穂拾いは中世的な広義の意味から狭義の意味へと変容していくことになる。中世の時代、落穂拾い(gleaning ないし leasing)⁵²は2つの活動を指していた。地条保有農民のために日給で雇われてレーキで落穂

⁴⁸ E. J. ホブズボーム (浜林正夫・神武庸四郎・和田和夫訳) 『産業と帝国』未来社、1996年、123頁。例えば、スタフォードシャーのバゴット家の場合、4,500エーカーの所領に、1724年には65の農場があり、その内100エーカー以上の農場は16であり、平均規模は135エーカーであったが、1764年には5,700エーカーの所領に46の農場しかなく、その内100エーカー以上は23で、平均規模は189エーカーになっている(同上書、124頁の註)。

ハバカクによれば、1720年から1750年にかけて囲い込まれた所領において、「囲い込み前の借地農と囲い込み後の借地農を比較すれば、一〇―三〇エーカーの土地を保有する者の数は激減し、それに対応して、小屋とその周辺の屋敷しかもたない農民の層が増大し、また一五〇―二五〇エーカーくらいの規模の借地農に保有される土地が増加した」(ハバカク、『十八世紀イギリスにおける農業問題』、川北稔訳[未来社、1967年]43頁)。また、ミンゲイの指摘によれば、「イングランドの農村ではおよそ1660年から1750年にいたる間小土地所有者及び小農業者一般の大規模な没落が起こった」のであった(G. E. ミンゲイ/E. L. ジョーンズ (亀山 潔訳) 『イギリス産業革命期の農業』成文堂、1978年、68頁)。

⁴⁹ ウッド、前掲書、111、116-19頁。

⁵⁰ ホブズボーム、前掲書、32頁；ミンゲイ/E. L. ジョーンズ、前掲書、33-37頁。

⁵¹ ウッド、前掲書、138頁。

⁵² 古くは落穂拾いを意味する英語は lesan (lease の古い形)であったが、14世紀後期に glene (glean の古い形)という用語が新たに登場し、その後、glean がより一般的に用いられるようになり、lease は南部及び西部の諸州の方言となっていった。詳しくは「補遺 Glean/lease について」を参照。

を集める作業と、その作業後に行われた、旧約聖書が規定していたような、いわゆるチャリティ (charity) としての落穂拾いである。そして、レーキで落穂を集める者もチャリティとしての落穂拾いをする者も、ともに落穂拾い人(gleaners/leasers)と呼ばれていた⁵³。しかし、17世紀になると、レーキで落穂を集める作業はもはや落穂拾い(gleaning)とは見なされずにレーキング (raking[レーキでかき集めること]) と呼ばれるようになり、その作業に従事する者も落穂拾い人(gleaners)ではなく、レーキで集める係(raker)と呼ばれるようになり、女性や少年のレーキ係が一般的になっていたようである⁵⁴。

この収穫作業後に行われる、チャリティーとしての落穂拾いは、中世の落穂拾いと同様に⁵⁵、何らかの制限や規定を設けて行われていたことが知られている。例えば、1643年ヘンリー・ベスト (Henry Best) は、中世の『農夫ピアズの夢』に述べられているのと同じように⁵⁶、彼の元で働いている者たちの妻と子どもに特権として落穂拾いを認めている⁵⁷。

⁵³ W. O. Ault, *Open-Field Farming in Medieval England: A Study of Village By-Laws in Medieval England* (London : George Allen and Unwin, 1972), p. 32; Samuel L. Popkin, *The Rational Peasant : The Political Economy of Rural Society in Vietnam* (Berkeley : U of California P, 1979), pp. 51-53; George Caspar Homans, *English Villagers of the Thirteenth Century* (New York: Norton, 1975), p. 372; 鷗川 馨、「W. O. Ault, Some Early Village By-Laws. (*English Historical Review*, Vol. XLV, 1930)」、『西洋史學』XXVIII、1956年、63頁。

⁵⁴ Linda Vardi, “Construing the Harvest: Gleaners, Farmers, and Officials in Early Modern France,” *American Historical Review* (December 1993), p. 1430; Michael Roberts, “Sickles and Scythes: Women’s Work and Men’s Work at Harvest Time,” *History Workshop* 7.1 (1979), pp. 10, 17-18, 23; Henry Best, *Rural Economy in Yorkshire in 1641* (Durham: George Andrew, 1857) 43-44, 51, 55-56.

⁵⁵ 中世の落穂拾いの規制について、代表的な一例を挙げれば、1329年、バッキンガムシャーの Halton の荘園裁判文書に記載されている村法には、落穂拾いに関する規定が次のように定められている：

1. 日給で一ペンス及び食物を稼げる者は落穂拾い(glean)を行ってはならない。
2. 落穂拾い人(gleaners)は、老人も年少者も共に、誠実に、そして、よく、落穂拾いを行わなければならない。
3. 落穂拾い(gleaning)において、あるいは他のことにおいて、罪を犯す人を、その人が村内の人であれ村外の人であれ、蔵匿して(harbor)はならない。

(Ault [1972], *op.cit.*, p. 172)

⁵⁶ ウィリアム・ラングランド(William Langland)の『農夫ピアズの夢』のBテキスト(1377)に、ピアズが「しかしわたしが[巡礼に]行く前に、わたしの耕作やたね蒔きを手伝う者は誰でも皆、われらの主にかけて申しますが、収穫の時に、わたしの土地の落穂拾いをして、その収穫物で陽気になる許可がえられますぞ。たとえそのことで誰が不平をもらそうとも。」と述べる一節がある (Langland, William, *Will’s Vision of Piers Plowman*, tr. E. Talbot Donaldson [New York, 1990], p. 62 ; ウィリアム・ラングランド[地竹郎訳]『ウィリアムの見た農夫ピアズの夢』再版、篠崎書林、1974年、155-156頁。ただし、引用文の訳はコンテクストにあわせて一部修正を加えている)。

⁵⁷ Best, *op. cit.*, p. 123; Peter King, “Customary Rights and Women’s Earnings: The Importance of Gleaning to the Rural Labouring Poor, 1750-1850,” *Economic History Review* 44-3 (1991), p. 470.

また、1630年代末、ドーセットとノーフォークの当局は年寄り、弱者、虚弱者 (the aged, weak, infirm)、あるいは教区役人によって特別に貧しい(poor)人のリストに載せられた人に落穂拾いを限定しようとした⁵⁸。しかし、多くの地域で、落穂拾いのできる「貧民」(the poor)を、土地を持たない家族をほとんど全て含むほど広く定義する方向に向かいつつあった⁵⁹。16世紀末、ケンブリッジシャーのバラム・マナー (Barham Manor) の慣習は、「毎年小麦がなる4エーカーの畑を所有している居住者及びその家族」には収穫時の落穂拾いを禁ずるが、「小麦のなる畑を持たない」家族はどの家族も、定められた時に落穂拾いができるというものであった⁶⁰。

第二節 女性労働と落穂拾い

初期近代の時代、農村において大規模土地所有者と増大する無所有大衆とに両極分解が進行し、大量の賃金労働者、すなわち、土地を持たない家族が生み出されるのに比例して、落穂拾いに従事する貧民の数も増大していったが、やがて議会エンクロージャーが進行する18世紀後期になると、地域によっては、貧民たちが大挙して落穂拾いにでかけるまでになっていた⁶¹。

⁵⁸ King (1991), *op. cit.*, p. 470.

⁵⁹ *Ibid.*, p. 470; J. A. Sharpe, *Crime in Early Modern England 1550-1750* (London, 1984), p. 123.

⁶⁰ King (1991), *op. cit.*, p. 470.

⁶¹ 食糧増産という国民的要求のもとに議会の支援を受け、議会の個別法の形で大規模に推進された議会エンクロージャーは、1750年から1850年の1世紀の間に集中して行なわれ、イングランドの面積の約5分の1に相当する約650万エーカーの土地（耕地が450万エーカーで、残りは共同地と荒蕪地）が囲い込まれた。

特に2つのピークが認められ、第一波は1760年代から1770年代の20年間、第二波はフランス革命戦争・ナポレオン戦争時代（1793年～1815年）の20年間で、それぞれの20年間に全ての議会エンクロージャーの40%が行われたので、議会エンクロージャー全体の約80%がそのピークをなす40年間に行われたことになる。その結果、1815年までに、まだ囲い込まれていなかった開放耕地の囲い込みがほぼ完了し、18世紀前半に形成された輪栽式農法が広く普及していった(京大西洋史辞典編纂会編『新編 西洋史辞典』東京創元社、1983年、563-564頁；レックス・ポウプ編[米川伸一、原剛訳]『イギリス社会経済史地図』原書房、1991年、3頁；小林、前掲書、12頁；田淵淳一「『農業革命』研究の動向と課題(続)」『北海道大學経済学研究』第32巻第4号、1983年291頁)。その後1840年代に共有地の囲い込みがなされて囲い込みが完了するとともに、イングランドは人口肥料や改良された農具等を活用した高度集約農業の時代に突入し、いわゆる農業の黄金時代を迎えるのである。ケアード(James Caird)によれば、1851年、イングランド東部の穀物栽培農場(corn farms)の平均規模は430エーカー、ミッドランドや西部地域の混合農場

例えば、18世紀後期の治安裁判小法廷(*petty sessions*)の記録は、エセックスの幾つかの小さな教区では、「大群衆」(*large crowds*)が落穂拾いに出かけていたことを伝えている。また、同法廷の記録によれば、落穂拾いの紛争に関わった者の大部分が労働者や農夫の妻たち(*the wives of labourers or husbandmen*)であり、そのうち、およそ4分の1が未亡人、子ども、独身女性であった。数名の者は職人(*artisans*)の妻であった⁶²。この例からは、当時、エセックスでは土地を持たない農業労働者の家族だけでなく、職人等の一般の労働者の家族も落穂拾いに関わっていたことが読み取れる。このように、イングランドでは18世紀後期になると、落穂拾いが認められる貧民は、明らかに、土地を持たない農業労働者の世帯に属する人のほとんど全てを含み、ときには農業労働者以外の一般の労働者家族をも含むまでに拡大してしまっていた。しかも、この例にも見られるように、大所帯の労働者家族の女性と子どもが、落穂拾い人のなかで最も重要な下位集団(*subgroup*)をなしていた⁶³。落穂拾いが専ら女性と子どもの仕事と見なされるようになるのはこの時期からのようである。このように18世紀後期以降、落穂拾いが専ら女性と子供の仕事と見なされるようになっていった背景には、18世紀後期から始まる女性の雇用労働の変化がその一因として考えられる。

スネル (K. D. M. Snell) は、1662年の定住法 (*the Settlement Act of 1662*)の下で、貧民救済の候補者ないし救貧税の重荷になりそうだと思う人々の定住教区を調査した史料をもとに、長期的な観点から、1690年から1860年までの農業労働人口における男女の役割の変化を調べている。その史料は、イングランド東部のケンブリッジシャー、ハンティンドンシャー、サフォーク、ノーフォーク、南東部のエセックス、ハートフォードシャー、中南東部ベッドフォードシャー (*Bedfordshire*)、バッキンガムシャー (*Buckinghamshire*)、中部のノーサンプトンシャー (*Northamptonshire*)、南部のバークシャー (*Berkshire*) の10州で調査されたものである。スネルはその10州の中の田舎の教区の史料を基に、1690年

(*mixed farms*)は220エーカーである(James Caird, *English Agriculture in 1850-51*, 2nd ed. [New York, 1967], p. 482)。

中世の時代、開放耕地制下での地条保有農民の標準的保有面積が30エーカーであったことを思えば(加用信文『農法史序説』御茶の水書房、1996年60頁)、19世紀イングランドの農場は比類なく大規模化し、しかも、その大農場は資本家的借地農によって賃金労働者を雇って経営されたのであった。このように、議会エンクロージャーは近代的所有概念(排他的財産権)の終局的確立及び農業資本主義(三分割制)の終局的完成をもたらしたものと位置づけられる。

⁶² King, *op. cit.*, p. 470.

⁶³ *Ibid.*, p. 471.

から 1860 年までを五つの区分——すなわち、1. 18 世紀後半の小麦価格の高騰前、2. 18 世紀後半の小麦価格の高騰期、3. ナポレオン戦争期、4. ナポレオン戦争後から新救貧法 (1834)まで、5. 新救貧法以後——に分けて、男女の失業の季節分布を調査したのであった⁶⁴。図 1、図 2 がその調査結果を図示したものである。

図 1 は男性の長期的な季節的失業のパターンを示している。男性の場合、例えば、1792 年までは、牛が子を産む 4 月と酪農シーズンの 5 月、それら 2 つの時期の直後に、失業のわずかな上昇があったが、1793 年以後には最早その傾向はみられなくなっている、といったようなわずかな変動が認められるが、五つの時代区分を通じて、失業の季節的分布のパターンに大きな変化はなく、ほぼ同一の、秋の収穫期に失業が一番少なくなる V 字型の曲線を一貫して描いており、特に 19 世紀初めの時期（ナポレオン戦争後の 1815 年から 1834 年の時期）にはその曲線がより鋭くなっていると言える⁶⁵。

それに対して、女性は遙かに激烈な変化を経験したようである。図 2 によると、1690 年から 1750 年までは、女性は初期の時期の男性とほぼ同一の V 字型のパターンを呈し、収穫期にもっとも容易に雇用を見出すことができていたが、1751 年から 92 年において、女性のパターンは顕著な変化を見せ始め、女性の役割は秋の収穫から離れて春の活動の方へと次第に移行していくようになる。それゆえ、男性は、相対的に収穫により関わるよう移行しつつあったと思われる。1751 年から 92 年では、女性は春と収穫の 2 つの時期に雇用がもっとも確保できたことになる⁶⁶。

続く 1793 年から 1814 年の時期、女性のパターンは同じ方向をさらに進んでいき、春と収穫の仕事期に女性が関わるのが確実になくなっていった。そしてこの時期、明らかに男性は 3 月と 4 月の仕事に関わるのが少なくなっている⁶⁷。

1815 年から 1834 年の時期になると、女性は収穫期に雇用を見出すことは遙かに困難になり、春にもっとも雇用を見出すようになっていく。一方、男性はそれまでのどの時代よりも厳しい冬の失業を経験したことになる⁶⁸。この時期は脱穀機が導入されて、冬の労働が奪われ、脱穀機の破壊等の暴動が起こった時期に当たるので、そうした影響が出ている

⁶⁴ Snell, K. D. M. *Annals of the Labouring Poor: Social Change and Agrarian England 1660-1900*, rpt. ed. (Cambridge, 1992), pp. 17-19.

⁶⁵ *Ibid.*, pp. 19-20.

⁶⁶ *Ibid.*, pp. 21-22.

⁶⁷ *Ibid.*, p. 22.

⁶⁸ *Ibid.*, p. 22.

のだと思われる⁶⁹。

そして1835年から1860年の時期、女性のパターンは1690年から1750年までのパターンの逆になり、春の時期に最も失業が少なくなるV字型のパターンを呈するようになり、収穫期よりも春に最も雇用があることへ向かう変化はこの時期に完了することになる⁷⁰。

男性のパターンは1690年から1750年の時期とほぼ同じままで継続していたが、ただ春の活動後の失業がより目立たなくなっていた。そしてその春の活動に女性が今や遙かにずっと大きく関わるようになり、その春を過ぎると、女性は12月まで次第に失業するようになっていったのである⁷¹。

かつて、18世紀半ばまでは、男性も女性も収穫期に最も雇用があり、両者はかなり高い程度に性的に共有された労働環境で仕事をしていたと言えるが、その環境は、いまや、前例がないほどに顕著な仕事上の性的専門化を示す状況へと移行していったことになる。女性はわずかな労働費用と低い労働需要で特徴付けられる春の季節に最も雇用が有り、専ら安い賃金で春の雑草取りや種まきに従事するようになったのである⁷²。

女性が秋の収穫作業から姿を消していった大きな要因の1つは、収穫作業のやり方の革新がなされたことにある。中世の時代から、家畜用のエサになる春穀（春に種を蒔いて秋に収穫する大麦やエン麦）はすでに *scythe* で根刈(*mow*)されていたが、主食のパンの原料となる、高価な小麦はずっと *sickle* で高刈(*reap*)されていた⁷³。しかし、18世紀半ば以降、

⁶⁹ 1830年南部を中心に農村暴動が起こった。同年8月に、ケントの農業労働者による干草への放火や蜂起等が起こり、サリーやサセックス、さらにはドーセット、グロースター、北上してノーフォーク、ノーサンプトンにも広がった。不満の訴えは救貧法、狩猟法、十分の一税、囲い込み、賃金率、機械の採用による失業など、広範にわたった。行動は脱穀機の破壊を主としつつも、おおむね穏便であったが、「積み藁への放火」という危険な行動が加わった。「キャプテン・スイング」による脅迫状（脱穀機を破壊せよ、賃金を上げよ、等）が、放火やデモのない諸州にもばらまかれた。イングランド全土で600人の参加者が収監され、19人が死刑、9人は絞首刑となった（一ノ瀬篤「J. H. クラパム『近代イギリス経済史 第1巻 鉄道時代以前のイギリス, 1820-1850年』要綱, 第1章 - 第四章」『岡山大学経済学会雑誌』43.2、2011年、118頁、118頁注7）。

なお、1エーカーの小麦の脱穀にから竿を使うと5人/日を要したが、蒸気力の脱穀機ならば0.8人/日を要するにすぎなかった(J. ラングトン/R. J. モリス編 [米川伸一・原剛訳] 『イギリス産業革命地図』原書房、1989年、36頁)。

⁷⁰ Snell, *op. cit.*, p. 22.

⁷¹ *Ibid.*, p. 22.

⁷² *Ibid.*, pp. 22, 53.

⁷³ 加用信文『イギリス古農書考』御茶の水書房、1978年、47-55頁；Roberts, *op. cit.*, 20. なお、ドイツの例ではあるが、「*sickle* では切り株が20cmも残るが、*scythe* では地上3~5cmと地面すれすれに刈り取れる」と言われている(坂井洲二、『年貢を納めていた人々』[法政大学出版局、1986], p. 69)

小麦にも scythe や bagging-hook というより重い、大型の道具が次第に用いられるようになっていったのである⁷⁴。まず 18 世紀半ば、ロンドン地域やデヴォンシャー、イングランド西部の諸州(チェシャー[Cheshire]、シュロップシャー[Shropshire]、ヘレフォードシャー、[Herefordshire]、グロースター[Gloucester])で bagging-hook が使用されるようになり、1870 年までには、北部の一部の地域を除いて、ほぼ全国的に、bagging-hook と scythe が sickle にとって代わってしまうことになる(図 3)⁷⁵。軽くて小型の sickle や reaping-hook は女性でも扱えたので、18 世紀半ばまでは女性も刈り取り作業に従事していた。しかし、より重く大型の bagging-hook や scythe は女性が扱うのは困難だったので、これらの道具の普及にともない、収穫作業から女性は次第に姿を消していったのであった。

図 4 は、19 世紀半ばの、スコットランドとイングランド最北部における刈り取り作業を図示したものである。

イングランド北部では 19 世紀になっても依然として sickle や reaping-hook で刈り取りをしていたので、北部の地域では収穫作業に女性が依然として雇われ続けていた。その地域では、実際の刈り取りはたいてい女性によって行われ、それらの女性の多くが臨時に雇われた工場労働者であって、一時的にその織機を離れ、収穫を手伝ったと言われている⁷⁶。

図 4 によれば、1つの畝に3人の刈り取り人(reapers)が組織されている。c, d, e, f は刈ること(cutting)に従事し、a は麦束を結ぶバンドを作っている。g は刈られた麦を集めて k のところに運び、k はそれを麦束に結束し、乾燥させるために立ち束(stook)にしている。

このように6人の刈り取り人に1人の結束・立ち束係からなる収穫チームを組織して、刈り取り作業を行うのがスコットランドやイングランド北部では一般的であり、この収穫チームは bandwin と呼ばれていた。注目すべきは、d と f にあるように、女性も c の男性と同じように、sickle ないし reaping-hook を使用して刈り取り作業に従事し、しかも七人のチームの内、4人が女性で、男性よりも女性の数の方がまさっている。

一方、図 5 は、同時期の、scythe を使用した刈り取り作業を図示したもので、イングラ

⁷⁴ scythe のような大鎌は家畜のえさになる牧草を刈る道具であったが、実が落ちないように丁寧にかりとる小鎌で刈り取るよりも速く刈り取れる故に、丁寧さの点では劣る大鎌も、麦の刈り取りに使用されるようになっていったのであった。独りの労働者が1エーカーの小麦の収穫に要した労働日は、小鎌を使えば4.8日、大鎌を使えば2.4日、刈り取り結束機を使えば0.5日であった(ラングトン/モリス、前掲書、36頁)。

⁷⁵ Snell, *op. cit.*, p. 49; E. J. Collins, *Sickle to Combine: A Review of Harvest Techniques from 1800 to the Present Day* (The Museum of English Rural Life, University of Reading, 1969), pp. 10-11.

⁷⁶ Collins, *op. cit.*, p. 12.

ド東部や南部での刈り取り風景ということになる。3人の男性がそれぞれ異なる *scythe* を使用して刈り取りを行い、1人の女性がバンドを作り、2人の女性が刈られた麦を集め手いる。また、1人の男性が結束し、2人の男性が立ち束を作り、1人の男性がレーキで落穂を集めている。総勢10人で刈り取り作業が行われているが、女性はわずか3人だけで、最早刈ること (*cutting*) には従事せず、バンド作りと麦束集めの仕事しか与えられていない。このように、女性はたとえ収穫作業に従事してもごく限られた仕事に、少数のものが従事できたことになる⁷⁷。

しかも、どうやら女性労働のパターンが収穫から春の活動へとシフトしていくに連れて、収穫作業だけでなく、農作業全般から女性は次第に撤退していったようである。1750年以前には、イングランド東部や南部で、女性は、「刈り取り(*reaping*)、荷積み(*loading*)、施肥(*spreading dung*)、犁耕(*ploughing*)、脱穀(*threshing*)、屋根葺き(*thatching* ; 干し草の山や積みわらに屋根を葺くこと)、ハロー/碎土(*following the harrow*)」、羊の毛刈り(*sheep shearing*)、さらには羊飼ひ(*shepherdess*)」として働いていたが⁷⁸、19世紀前期には女性の季節労働の種類とその雇用が減ってきている記述が見出されるのである。例えば、1834年の救貧法報告は、ケンブリッジシャーのバーシングボーン (*Baasingbourne*) では、女性には「春のわずかな期間だけ、畑仕事が少しある」状況であり、サフォークのストラッドブルック (*Stradbrooke*) では女性の仕事に関して「収穫時の落穂拾いを除けば、夏には何もありません。冬は、機械が手による羊毛の糸紡ぎにとって代わって以来、何の仕事も在りません」と報告している⁷⁹。また、1843年の「農業における女性と子供の雇用に関する報告」においても、サフォークのベリー・セント・エドマンズ (*Bury St Edmunds*) では、女性は「主に、3月、4月、5月に、石拾い(*stone-picking*)、草取り(*weeding*)、穀物の種まき(*dropping corn*)に、そして8月の収穫後に落穂拾いに従事し、「他の月には一般に失業している」と報告されている⁸⁰。エセックスのハドリー (*Hadleigh*) でも、「大人の女性の野外労働は春にわずかばかりの草取り (*weeding of corn*)、干し草の時期には時折の労働、収穫期には落穂拾いに限られ、子供と若い女性の野外労働はミカエル祭 (9月29日)の頃の小麦の種播き

⁷⁷ Collins, *op.cit.*, pp. 12, 16.

⁷⁸ Snell, *op.cit.*, p. 52.

⁷⁹ *Ibid.*, pp. 54-55; King(1991), *op. cit.*, p. 462.

⁸⁰ Snell, *op. cit.*, p. 53. ニコラ・ヴァードン(Nicola Verdon)は1843年における地域別の女性の労働とその賃金を調査しているが、スネルの女性労働の減少の指摘を考慮すると、その労働に従事する女性の数は減少していたであろうと推察される (Nicola Verdon, *Rural Women Workwers in 19th-Century England: Gender, Work and Wages* [Woodbridge, 2002], p. 65)。

(dropping wheat)に限られている」状況であり、サセックスのハンストン (Hunston) あたりでは、「一年の大部分、(特に女性と女の子たちにとって)、雇用の不足—完全なる怠惰といってもよい——が、とりわけ庶出のリストを増大させている」と報告されている⁸¹。早くも 18 世紀末、聖職者で社会評論家であったデーヴィス (David Davies) はその著『農業労働者の実情』(*The Case of Labourers in Husbandry Stated and Considered*, 1795)の中で、以前は女性と子供たちが働く機会が沢山あったが、「今ではこれらの人々のうち、絶えず雇用されている人はほとんどいない。……その結果、家族を養う重荷は全て男性たちにかかっている。……一家の収入は減り、貧しい扶養家族の増大がいたるところで実感されている」と述べて、女性雇用の減少と貧民の増大を憂慮し、救済策として、「賃金の上昇」及び「女性と女の子に雇用を提供すること」を提案している⁸²。

農村の女性と子供たちが雇用を失ったのは農業の部門だけではなく。産業革命の進展は農村の家内産業を消滅させ、その部門においても女性と子供は雇用を喪失していった。コベットは「織機の王たち」(*Lords of the Loom*)が農村の女の子から家内産業雇用を奪ってしまったことに「イングランドの大いなる不幸の 1 つ」を見ている：

今日のイングランドの大いなる不幸の 1 つは、イングランドが農業労働者の幸せにとって大層必要不可欠なものであった、女性と子供たちの雇用を、その地から取り去ってしまったということである。糸紡ぎ(*the spinning*)、梳毛、巻き取り(*the reeling*)、編むこと(*the knitting*)——これらの仕事は全て取り去られてしまった。……しかし、土地所有者にその変化がどのように作用して彼の破滅を作り出すか、注意させることにしよう。彼には労働する男性と労働する少年が必要である。だが、ああ！ これらの男性や少年には、必ずその男性の妻やその少年の母や小さな兄弟姉妹がいる。自然の女神自身でさえ、彼はその妻と子供たちをかかえるべし、さもなければ、彼はその男性と少年をかかえてはならない、と述べている。しかし、織機の王たち——不機嫌そうな声をした、人相の悪い、冷酷で、思い上がった、横柄で粗暴な、残虐な、北部の卑劣漢たち——は、盲目で貪欲な政府の後押しを受けて、農業に従事する女性や子供たちから雇用をすっかり取り去ってしまった⁸³。

⁸¹ Snell, *op. cit.*, p. 53; *The Essex Review* 36 (Oct., 1900), p. 226.

⁸² David Davies, *The Case of Labourers in Husbandry Stated and Considered* (London, 1795) pp. 56-57, 124; Snell, *op. cit.*, p. 56.

⁸³ William Cobbett, "232. The Platting," *Cottage Economy*, a new ed. (London, 1826). ウィルトシャーにおいても毛織物産業における機械化が農業労働者の子女から糸紡ぎの仕事を奪い、

以上見てきたように、(1) 議会エンクロージャーと農業資本主義の進展によって生み出された、土地を持たない農業労働者家族の増大、(2) 産業革命の進展に伴う農村の家内産業雇用の喪失、(3) 刈り取り作業のやり方の革新に伴う、農業における女性の雇用パターンの変化と女性労働雇用の全般的減少——これらの要因が重なって、18 世紀後期から 19 世紀の時期、落穂拾いという非雇用労働は、労働者家族の家計にとって相対的にその重要さを増すと共に、かつてないほど大規模に集団化されて行なわれるようになっていき⁸⁴、とりわけ、イングランド東部・南部の穀作地帯の農業労働者家族の女性にとっては、収穫期のほとんど唯一の、かけがえのない労働として、その子どもたちを従えて、精を出して行われるようになっていったのであった⁸⁵。

第三節 落穂拾いの経済的価値——1830 年代と 18 世紀末の比較

農業労働者を困窮させていったが報告されている (Thomas Davis, *General View of the Agriculture of Wiltshire* [London, 1811], pp. 215, 219)。

⁸⁴ 中世以来貧しい農民の家計を支えていた「慣習的共有権」は「排他的所有権」の概念の浸透に伴い、18 世紀後半以降、次第に廃止されていった。しかも、議会エンクロージャーは、開放耕地だけでなく、共有地や荒蕪地をも囲い込み、その結果、共有権が行使できる場所そのものを消滅させていった。女・子供たちは、共有権を利用して、共有地や荒蕪地等で家畜の世話や燃料用の薪の収集などを行い、一家の収入を増加させていたのであり、議会エンクロージャーの進展による共有権と共有地・荒蕪地の消滅も落穂拾いという非雇用労働の重要さを増した一因といえよう。

例えば、1797 年にミッドランズでは共有地で飼われた 1 頭の雌牛の純正利益はおおよそ 4 ポンド 6 シリング 8 ペンスで 1 人の男性の賃金の半分に相当した。ウォーリックシャー南部の Atherstone では、収穫期に男性は週に 6 シリング稼ぐのに対して、落穂拾いは一家に 15 シリングを確保させ、薪拾いの権利はそのシーズには週に 6~8 シリングをもたらしたのである。しかし、共有権の喪失によってそれらの収入の確保が次第に困難となり、一家の家計に対する女性や子供の貢献は破壊され、一家は男性の賃金により頼るようになっていったのであった (M. J. Daunton, *Progress and Poverty* [Oxford, 1995], pp. 108-109; J. M. Martin, "Village Traders and the Emergence of a Proletariat in South Warwickshire, 1750-1851," *Agricultural History Review* 32 [1984], p. 183)。

なお、Pinchbeck は落穂拾いは開放耕地のところでのみやる価値があったと述べているが、それは間違いである。King や Sharpe が指摘しているように、穀物生産とより高い穀物生産高に特化している、囲い込まれた地域の方が落穂拾いの利益は遙かに高かったのである (Pamela Sharpe, *Adapting to Capitalism* [Basingstoke, 1996], p. 81n60)。

⁸⁵ 19 世紀初頭、ウィリアム・ヘンリー・パイン (William Henry Pyne) がバッキンガムシャー等でスケッチした落穂拾い人たち (gleaners) は、皆、女性と女供であり、男性は 1 人もスケッチされていない。パインのスケッチからも、落穂拾いが専ら女子供の仕事となっていたことが窺える (William Henry Pyne, *Microcosm* [1806; New York, 1970], pp. 92, 123; 図 6 を参照)。

さて、収穫期のほとんど唯一の労働として、専ら女性とその子供たちが中心となって行われるようになっていった落穂拾いであるが、その家計に占める経済的価値についてはどうであったか。

落穂拾いの経済的価値については 12 ブッシェルの小麦の収穫というような、おおよその収穫量を示す史料が若干存在している。表 1 は、それらの史料に基づいて、行われた教区名・州・年度に区分して落穂拾いの収穫量を整理したものである。なお、教区名など不明な部分は空欄にしている。ケンブリッジシャーでは、メアリー・コウ (Mary Coe) の一家はその年の分の小麦粉を、あるいは、もし売ったとすれば優に 1 年分の家賃を支払えるほどのものを落穂拾いで稼ぎ、Surrey 州では実入りの良い時には、落穂拾い人たちは、通常、一冬分のものをたっぷりと得ることができている。一方、Suffolk の Bessie Harvey の落穂拾いの量は乏しく、「金曜日に 2 つないし 3 つのパンを焼く」だけの量しか得られていない。このように、落穂の収穫量は地域によって開きがあり、様々であるが、ケンブリッジシャーのように 1 年分の小麦を落穂拾いすることが出来た事例もあり、その収穫量は決して無視できなかったことが伺える。

表 2 は、キングが調査した、1830 年代における農業労働者の年間所得に占める落穂拾いの価値を示したものである。僅か七つの州の、全部で 9 つの教区に関する資料であるが、イングランド東部のケンブリッジシャーとサフォーク、中部のウォリックシャー、南東部のハートフォードシャー、南部のハンプシャー、ウェールズ南東部のモンマスが取りあげられている。モンマスはイングランド西部のヘレフォードシャーと中南西部のグロスターシャーに隣接する州で、イングランド西部に接する州としてイングランド西部の状況を窺い知る参考になるものと見なせば、これらの州はほぼ、イングランドの東部、中部、南部と西部をカバーしていることになる。東部のケンブリッジシャーとサフォークはそれぞれ 2 つの教区が挙げられている。ケンブリッジシャーの Papworth St Agnes 教区と Fowlmere 教区は、それぞれ、年間所得に占める落穂拾いの割合が 6.7-13.0% (平均すると 9.9%) と 5.8-11.4% (平均すると 8.6%) であり、両教区の割合にそれほど大きな相違はなく、しかも全体の平均が 6.0-9.5% (この平均を更に平均すると 7.8%) であるので、両教区とも平均を上回るものとみなしてよいであろう。サフォークの Rougham 教区と Drinkstone 教区では、それぞれ、7.7-9.4% (平均 8.6%) と 4.8-5.2% (平均 5.0%) と、両教区の割合は幾分開きがあり、前者は全体の平均を上回っているが、後者は下回り、同じ州内であっても教

区によってはかなり相違があることがわかる⁸⁶。これら僅か7つの州の9つの教区でもって、イングランドの東部、中部、南部と西部を代表させるわけにはいかないが、1つの貴重な参考資料としてみた場合、最低でも4%弱、最高では13%にも達し、平均でも6.0-9.5%（更に平均すると7.8%）に及んでいる。しかもキングによると、これらの数字は、以下のような点において、実態を過小評価していることになりそうだという。第1に、季節的な失業の影響が、1教区を除いて加味されていない。第2に、より大規模な家族からなる下位集団は落穂拾いから遙かに大きな収益を得ていた。第3に、飢饉の年には、落穂拾いの価値は、通常の年よりも遙かにずっと大きなものとなったであろう。第四に、およそ8家族中1つの割合を占めていた未亡人の世帯では、落穂拾いは特に貴重なものであったであろう。産業化の進展で、女性の代表的な労働であった糸紡ぎの仕事がなくなり、しかも19世紀に女性の農業雇用が少なくなっていたため、たいていの未亡人にとって落穂拾いは主要な収入源となっていたと思われる。この時期、独身女性はしばしば教区の救貧で年に5ないし6ポンドの支給を受けたが、落穂拾いでその所得が25%以上も増大することもあったのである⁸⁷。19世紀初期のイングランドの北部を除いた農村地域の農業労働者にとって落穂拾いは、貴重な追加収入であったと言える。

現在のところ、年間所得に占める落穂拾いの割合が分かる史料は、キングが調査したものを除けば、ごく限られており、18世紀末の史料が若干知られている程度である。例えば、法律家のキャペル・ロフト (Capel Lofft, 1753-1824) が、1773年のサフォークの例として、ある労働者は年に20ポンド稼げる、そしてその妻子が14ポンド6シリング稼ぎ、その内、10歳の少女が糸紡ぎと落穂拾い等で4ポンド8シリング稼ぐ、と述べている⁸⁸。その少女

⁸⁶ サフォークに関しては、1851年の現状として、4から8ブッシェルの小麦が落穂拾いによってしばしば手に入れられる、と報告されている (John Glyde, Jun., *Suffolk in the Nineteenth Century: Physical, Social, Moral, Religious, and Industrial* [London, 1956], p. 350)。ハンフリーズ (Jane Humphries) は18世紀末から19世紀初頭の割合として、小麦1ブッシェルがほぼ農業労働者の週給の2倍に相当すると述べている。仮にこの割合を当てはめれば、これらの落穂拾いの収入(1年を52週とすると)は年収の約7.1%から13.3%に相当することになる (Jane Humphries, "Enclosures, Common Rights, and Women: The Proletarianization of Families in the Late Eighteenth and Early Nineteenth Centuries," *The Journal of Economic History* 1.1 [1990], p. 35)。1900年にサフォークのLindsayに生まれたパートリッジ (Bill Partridge) は、Lindsay 界隈の女性たちの中には"a comb o' wheat" (4ブッシェル) も落穂拾いする者もいたと回想している (Charles Kightly, *Country Vocies* [London, 1984], p. 19)。

⁸⁷ King (1991), *op. cit.*, p. 466。ベッドフォードシャーのBigsleawadeのAnn Thomasという女性は、1813年に落穂拾いをしたものを売って生計の足しにしていたと言われている (Alan F. Cirket [ed.], *Samuel Whitebread's Notebooks, 1810-11, 1813-14* [Amphill, 1971], p. 43)。

⁸⁸ Arthur Young, *General View of the Agriculture of the County of Sussex* (London, 1813), pp.

は主に 2 種類の仕事（糸紡ぎと落穂拾い）で 4 ポンド 8 シリング稼いでいるので、仮に落穂拾いの稼ぎをおよそその 2 分の 1 とすれば、一家の全収入の約 6.4%にあたる。さらにロフトは 1795 年のサフォークの例として、ある男性労働者は年に 27 ポンド 9 シリング稼げる、そしてさらにその妻子が 14 ポンド 12 シリング稼ぎ、その内、10 歳の少女が糸紡ぎ (spinning) と、豆や小麦の種まき (pease and wheat dropping) と、落穂拾い (gleaning) 等で 4 ポンド稼ぐ、と述べている⁸⁹。その少女は主に 3 種類の仕事 (1. spinning と 2. pease and wheat dropping と 3. gleaning) で 4 ポンド稼いでいるので、仮に落穂拾いの稼ぎをおよそその 3 分の 1 とすれば、一家の全収入の約 3.1%にあたる。両年の平均をとれば、約 4.8%の割合となる。これらの割合を、キングが調査した 1830 年代のサフォークの 2 教区 (Rougham 教区と Drinkstone 教区) での割合 (それぞれ 7.7-9.4% [平均 8.6%]) と 4.8-5.2% [平均 5.0%]、両教区の平均は 6.8%) と比べてみた場合、サフォークでは 19 世紀の前期において落穂拾いの一家の家計に占める重要性が、前世紀末よりもかなり高まっている (平均して 4.8% から 8.6%へと上昇) と言ってよいのではないだろうか。

農業経済学者アーサー・ヤング (Arthur Young, 1741-1840) は 1799 年、サフォークの北隣のノーフォーク (Norfolk ; イングランド東部の州) の Snettisham に暮らす一家の収入に占める落穂拾いの割合を、表 3 のように報告している⁹⁰。これによると、収穫期の賃金収入の 14.8% ($14 \div 94.5$ [4 ポンド 14 シリング 6 ペンス]=0.148)、全収穫期の収入の 12.9% ($14 \div 108.5$ [94.5 + 14]=0.129)、全収入の 2.7% ($14 \div 520.5$ [26 ポンド 6 ペンス]=0.027)⁹¹が、落穂拾いの収入であると言える。

また、18 世紀末のサセックス (Sussex ; イングランド南部の州) の一労働者の場合、その労働者が 27 ポンド 2 シリング稼ぎ、妻がエン麦 (oats) と大麦 (barley、つまり春穀) の gleaning (落穂拾い) と raking (レーキでかき集める仕事) で約 20 シリング稼いでいる⁹²。その 20 シリングは全収入の 3.6%にあたる。この場合、この 20 シリングには raking で稼

409-410.

⁸⁹ Arthur Young, *General View of the Agriculture of the County of Sussex* (London, 1813), p. 409. なお、ブッシュアエイは、一家の全収入の 4.1%にあたると述べているが、計算間違いを犯しているようである (Bushaway [1982], *op.cit.*, p.143).

⁹⁰ Arthur Young, *General View of the Agriculture of the County of Norfolk* (London, 1804), p. 494; Bushaway (1982), *op.cit.*, p. 143.

⁹¹ 表 3 の注に記しているように、Young は総収入を書き間違えているようである。総収入を 27 ポンド 6 ペンスとすると、全収入の 2.6% ($14 \div 540.5$ [27 ポンド 6 ペンス]=0.027) が、落穂拾いの収入であると言える。

⁹² Young (1813), *op.cit.*, p. 407.

いだものが含まれているので、落穂拾いだけの収入では、このパーセンテージはもっと下がることになる。仮に、妻がその 20 シリングの 2 分の 1、つまり 10 シリングを落穂拾いで稼いだとすると、それは 1.8%に下がってしまう。

ノーフォークとサセックスはキングが調査した州には含まれていないので、残念ながら、この 18 世紀末のノーフォークとサセックスの例を 1830 年代のものと比較することができない。しかし、それらの数字は、キングが調査した州の 1830 年代の全体の平均 (6.0-9.5%) と比べた場合、かなり低いものと言わざるをえない。それゆえ、これらの州においても、先述のサフォークと同様に、落穂拾いの一家の家計に占める重要性は 19 世紀前期において 18 世紀末よりも一層高まっていると見てよいかも知れない。

ただし、今述べたような推論が当てはまらない例も知られている。1791 年エセックスの Dunmow の一家族は落穂拾いで 5 ポンド稼いだが、その教区でそれほど稼いだものは小数字で、平均的な家族はおおよそ 2 ポンドほどであったであろうと言われている。しかし 1791 年は落穂拾いに関しては異例なほど恵まれていた年であり、その年の落穂拾いの収入は通常平均を遙かに超えていたという⁹³。キングはこの 1791 年の Dunmow の落穂拾いの割合を、年収の 5.5%から 13.7% (平均 8.6%) にあたると見積もっているけれども⁹⁴、1791 年は異例なほど恵まれていた年だったのであり、通常年の落穂拾いの割合は、キングの見積もりよりもずっと低いものと見なす必要があるであろう。

また、イーデン (Frederic Morton Eden) は、1790 年代のノーサンプトンシャー (Northamptonshire) の Roade の労働者一家は、落穂拾いでおおよそ 1 ポンド 10 シリング稼ぎ、それは年収 (26 ポンド 8 シリング) の約 5.7%にあたるということ、そして貧民は 1 年分のパンの小麦と豚一頭を飼うだけの豆を集めると指摘している⁹⁵。デーヴィス (David Davies) によれば、1789 年のグロースターシャーの Newent では落穂拾いで 33 シリングの収入があり、それは一家の年収 (20 ポンド 7 シリング 6 ペンス) の 8.1 %にあたる⁹⁶。さらに、1795 年のシュロップシャーの Salop の例では、労働者の週給はせいぜい 7 シリングか 8 シリングで、その妻は 3 ないし 4 ブッシェルの落穂を集めることができる。当時の小麦 1 ブッシェルの値段は 13 シリング 6 ペンスであるので、妻は落穂拾いで 40 シリング 6 ペンスない

⁹³ Arthur Young, *General View of the Agriculture of the County of Essex*, vol. 1 (London, 1813), pp. 310-311.

⁹⁴ King (1991), *op. cit.*, p. 462.

⁹⁵ Frederic Morton Eden, *The State of the Poor*, vol. 2 (1797; Bristol, 1994), pp.546-547.

⁹⁶Davies (1795), *op.cit.*, p. 162. Cf. King (1991), *op. cit.*, 1991, p. 463.

し 54 シリングを稼ぐことになる。1 年を 52 週とすると、年収の約 8.6%から 13.3%（平均すると約 11.0%）に相当することになる⁹⁷（表 4）。

これらのエセックスやノーサンプトンシャー、グロースターシャー、シュロップシャーは、キングが調査した州には含まれていないので、これらの州の割合を 1830 年代の割合と比較することはできないが、キングが調査した州の 1830 年代の全体の平均（6.0-9.5%）と比べた場合、エセックスはほぼ同等ないしは少し上回る程度、ノーサンプトンシャーは幾分下回る程度、グロースターシャーはほぼ同等、シュロップシャーはかなり上回ると言える。

以上見てきたことから、シュロップシャーの例のようにすでに 18 世紀末でも落穂拾いの収入の年収に占める割合が約 8.9%から 13.0%という高いところもあるが、概してその割合は 19 世紀の前期において、前世紀末のよりも高まっていき、平均して 6.5-9.5%を占めるまでになっていった教区が多かったのではないかと推察される。この値は決して低いものではない。女性の雇用労働が減少していった 18 世紀後期から 19 世紀の時期、落穂拾いの活動は、労働者家族の家計にとって貴重で、不可欠の収入をもたらす、女性が収穫期に家計に貢献できるほとんど唯一の非雇用労働となっていたのである。

⁹⁷ Arthur Young, *Annals of Agriculture, and Other Useful Arts*, vol. 25 (London, 1796), pp. 487-488; J. L. Hammond and Barbara Hammond, *op.cit.*, p. 67.

第二章 落穂拾いの 1786 年裁判と 1788 年裁判

本論の第一章でみたように、農村において、土地所有者（地主・借地農）と、彼らに雇用される土地を持たない農業労働者（賃金労働者）という両極端な分離がなされていく中で、落穂拾いを行使する貧民の数も次第に増えていった。そして議会エンクロージャーが進行する 18 世紀後期になると、落穂拾いが認められる貧民は、明らかに、土地を持たない農業労働者の世帯に属する人のほとんど全てを含み、ときには農業労働者以外の一般の労働者家族をも含むまでに拡大し、大世帯の労働者家族の女性と子供が大挙して落穂拾いに出かけるまでになっていた。

ロッキ的な近代的所有概念（排他的所有権）が終局的に確立し、農業資本主義が終局的完成を迎えていくこの時期に、広く貧民が大群衆をなして行うようになっていた落穂拾いが、私有財産の侵害として問題視されるようになり、ファーマー側から落穂拾いの権利をめぐる本格的な裁判が起こされた。近代的所有概念の確立にともなって、中世以来の泥炭採掘権や枯れ木拾いの権利のような慣習的共有権が否認されていったが⁹⁸、落穂拾いの権利もそうした残存する慣習的権利の 1 つとして、裁判で争われるようになったのである。

第一節 落穂拾い裁判

問題となる裁判は、「序章」でも述べたが、サフォークの Timworth で争われた、1786 年のワーリッジ対マニング（Worlledge v. Manning）裁判、並びに 1788 年の スティール対ホートン及びその妻（Steel v. Houghton et Uxor）裁判である。それまで落穂拾いは、イングランドのコモン・ローや慣習によって貧民に認められている権利とされていた⁹⁹。しかし、

⁹⁸ 1741 年、大法官府の決定によって泥炭採掘権が否認され、1788 年には枯れ木拾いの権利が否認された（Thompson [1976], *op.cit.*, pp. 340-341）。

⁹⁹ 例えば、サー・マシュー・ヘイル（Sir Matthew Hale）は、1688 年のノーフォークの夏季巡回裁判所の訴訟事件において、「法律はイングランドの一般的な慣習に基づいて貧民（the poor）に落ち穂拾い等の権利を与えている」と述べ（*The Notes and Queries* [Aug. 6, 1921], p. 112; 福士、前掲書、241 頁）、18 世紀中期、法学者ブラックストン（Sir William Blackstone, 1723-80）はイングランド法の解説書である『英法釈義』（*Commentaries on the Laws of England*, 1765-69）の中で、「イングランドのコモンローや慣習によって、貧民は不法侵入（trespass）の罪を犯すことなく、収穫後、他人の土地に入って落穂を拾うことが許されている。」と述べていた（Sir William Blackstone, *Commentaries on the Laws of England*, Vol. II [Chicago:

前者の裁判において非定住者の落穂拾いが否定され、さらに後者の裁判において全面的に落穂拾いが否定された。この 2 つの裁判に関しては、キングによる研究論文がある。“Gleaners, Farmers and the Failure of Legal Sanctions in England 1750-1850,” *Past and Present* 125 (1989)、及び“Legal Change, Customary Right, and Social Conflict in Late Eighteenth-Century England: The Origins of the Great Gleaning Case of 1788,” *Law and History Review* 10.1 (1992)である。これらの論文と裁判記録文書の『イングリッシュレポート』に基づいて、落ち穂拾いの裁判事例を見ていくこととする。

最初の 1786 年裁判は、民事訴訟裁判所において、サフォークのティムワースで靴製造人のベンジャミン・マニングが教区で一番裕福なファーマーであるジョン・ワーリッジの土地に侵入して落穂拾いを行い、大量の大麦を持ち帰った事件について争われたものである。1786 年の 5 月に判決が出され、ワーリッジは勝訴し、マニングは 26 ポンドの罰金を支払うことになった¹⁰⁰。

18 世紀における、多くのファーマーと落穂拾い人の紛争は、収穫が終わるのを待たずに落穂拾いをするという、収穫時期に関する限定された問題が中心であったが、ワーリッジの場合は、所有権の問題を絡め、法律上、落穂拾いの権利そのものを否定しようとしたのが注目に値する。

上記で述べたように、この裁判はワーリッジが勝訴したが、その勝訴はあまり意味のないものであったと指摘されている。何故ならば、陪審員は「落穂拾い人がその教区の住民であれば、陪審員はその判断を下すことができない」と述べたからである。マニングは、この裁判において当該教区の住民であることが立証できなかったために、ワーリッジが勝訴したにすぎなかった。即ち、当該教区に定住権を持たない住民ならば落穂拾いの権利は否定され、定住権を持つ住民ならば権利を保証されると解釈され、貧民の落穂拾いをする権利を再確認する形となってしまったのである。つまり、ファーマーの狙う、落穂拾いを一般的に禁止する判例を確立することが出来ず、逆にある意味では落穂拾い人の地位を強固なものにしてしまい、ファーマーの地位を低くしてしまったのである¹⁰¹。

キャペル・ロフト (Capel Lofft) も 1788 年の『農業年鑑』(*Annals of Agriculture, and Other Useful Arts*)において、貧民の落穂拾いを擁護して当該教区に定住権を持つ住民の落穂拾い

Callaghan Blackstone] 1010)。

¹⁰⁰ “*Worledge v Manning* 1 H Blackstone 53 n, 126 ER 34,” *op. cit.*; King (1992), *op. cit.*, pp. 4-5.

¹⁰¹ King (1992), *ibid.*, p. 6.

の権利を主張している。ロフトがその擁護のために引き合いに出しているのが、イングランドのコモン・ローが採用されたと了解されているヘンリー8世（在位 1509-47）治下のアイルランドの法律である。その法律では「虚弱で労働ができない人、および教区民」の落穂拾いが認められていたのである¹⁰²。

なお、1786年裁判には後日談がある。1786年の収穫直後、今度は逆にファーマーのワーリッジがマニングに暴行をした廉によって、Buryの四季裁判で起訴されたのである。これは、東イングランドの貧民が、落穂拾いを阻止する試みに対して抵抗する策略の1つであった¹⁰³。

続く1788年裁判については、同じく靴製造人ジョン・ホートンの妻、メアリー・ホートンが収穫後に、同じくティムワースのファーマーのジェイムズ・スティール)の畑に不法侵入し、落穂拾いを行ったことに対して争われた裁判である。この裁判も、ファーマー側のスティールが勝訴し、ホートンは35ポンド5シリングの損害賠償金を支払うこととなった¹⁰⁴。この裁判は、1786年の場合と異なり、ファーマー側にとって有益なものとなった。それは、近代的な絶対的所有権の観点から¹⁰⁵、「コモン・ロー上、いかなる者も収穫期の農地で落穂拾いをする権利を有せず、また法律上、教区に定住している貧民も少しもそのような権利を有しない」¹⁰⁶という判決が出されたことにより、非定住者のみならず、落穂拾いを行う全ての人の権利が剥奪されたからである。この裁判によって、今後落穂拾いは、慣習によって許された行為ではなく、ファーマーの許可が無い場合は犯罪行為となったのである。

1786年裁判によって、当時一般に確立していた落穂拾いをする事ができる貧民が、法律上、幾分狭められ、当該教区に定住権を持つ住民（貧民）に明確に限定されるようにな

¹⁰² Arthur Young, *Annals of Agriculture and Other Useful Arts*, vol. II (London, 1788), pp. 164-167.

¹⁰³ King (1992), *op. cit.*, p. 6.

¹⁰⁴ *Ibid.*, p. 7.

¹⁰⁵ 裁判官の一人であるJ. ウィルソン (J. Wilson) は、判決を述べる時、次のように近代的な絶対的所有権を根拠にしていた：「コモン・ロー上、もしその係争物及びその係争物を要求する者が確定しなければ、いかなる権利も存在しない。この場合、両者ともが不確定である。係争物はファーマーが地面に残すことを選んだ、散らばった穀物であり、その量は全く彼の気持ち次第である。土壌は全くファーマーのものであり、栽培もファーマーがするものであり、種子も彼のものであり、当然の報酬として収穫物もまた彼のものである。彼の良心が彼に、貧民のために何かを残すように指示することがあるかもしれないが、法律によって彼は何かを残すように義務づけられてはいない」(David Hoseason Morgan, *Harvesters and Harvesting 1840-1900: A Study of the Rural Proletariat* [London: Croom Helm, 1982] 154)。

¹⁰⁶ “Steel v Houghton 1 H Blackstone 51, 126 ER 32,” *op. cit.*

ったといえるが、それから2年後の1788年裁判では、落穂拾いをすることができる貧民の定義がどのようなものであれ、すくなくとも、これまで一貫して裁判や法律書においてモン・ローやイングランドの慣習によって認められているとされてきた貧民の落穂拾いの権利そのものが、全面的には否定され、剥奪されることになったのである。そして、法的には落穂拾いは「ファーマーが任意に与える特権」となり、「貧民は土地占有者の同意がなければ落穂を拾うことができなく」なり、ファーマーの許可が無い限りは犯罪行為となったのであった¹⁰⁷。

第二節 落穂拾いの存続と女性たちの抵抗運動

1788年裁判の判決は、法律上の大きな変化であったが、この法律上の変化に伴い、即座に落穂拾いが消滅したわけではなかった。1788年の裁判以後も、東部イングランドや中部イングランドの地域においては、重大な変化を被らなかつたといえる。実際、多くのファーマーたちは落穂拾いを許容していた。例えば、1794年「ウィルトシャーのファーマーたちは『落穂拾い』」の条項に関してはたいへん寛大で、居住労働者の子供たちは、穀物が運び去られる前でさえ、めったに落穂拾いを邪魔されることはない」と報告されている¹⁰⁸。ウスターシャーにおいても、「落穂拾いは1790年代から1820年の間中、次第に攻撃されるようになったけれども、一部の地域では依然として行われていて、貧しい女性たちの諸グループが毎日の刈り取りの最後に落穂拾いを行うために収穫畑に入っていくことができた」のであった¹⁰⁹。19世紀に入っても、落穂拾いは大挙して行われ続けた。イングランド南部を馬で旅したウィリアム・コベット (William Cobbett, 1762-1835) は、その旅行記『農村騎行』(*Rural Rides*, 1830)の中で、1823年9月1日、ケントのFolkestoneにさしかかったところで、「84名もの、男女と少年少女が10エーカーほどの畑で、落穂拾いしているところを見た!」¹¹⁰と報告している。また、ある解説者は、1832年にエセックスの例として、「30

¹⁰⁷ J. L. Hammond and Barbara Hammond, *op.cit.*, p. 68 ; 福士、同上論文、242頁。

¹⁰⁸ *Ibid.*, p. 141 ; John Claridge, *General View of the Agriculture in the County of Dorset* (London, 1793), p. 89.

¹⁰⁹ John Maynard, “The Agricultural Labourer in Worcestershire: Responses to Economic Change and Social Dislocation 1790-1841,” (PhD Thesis; Coventry University, 2005), pp. 151-152.

¹¹⁰ William Cobbett, *Rural Rides in the Southern, Western and Eastern Counties of England, Together with Tours in Scotland and in the Northern and Midland Counties of England and Letters*

ないし 40 人の女子供からなる落穂拾い人の一団が、刈り束が片付けられてしまう前に入り込んでくる」と述べている¹¹¹。さらに 19 世紀後期の北エセックスの村では、「村の労働可能な女性全員」と徒歩で落穂拾いに出かけ、「寝たきりの者たちだけが家に留まる」と言われている¹¹²。

一部のファーマーたちが落穂拾いの慣習を終わらせようとしたとき、抵抗運動の中心となったのは、落穂拾いの活動に従事していた女性たちであった¹¹³。落穂拾い人たちがファーマーたちと対立したときにとった主な戦略は、ファーマーたちの反対を無視してかなりの大人数で畑に入り、静かに辛抱強く落穂拾いの権利を行使するというものであった。ファーマー側にしても忙しい収穫時に人手をさいてそのような多数の落穂拾い人たちを阻止することは非常に困難なことであった。また、1839 年以後に設置された新しい州警察隊(the new county police forces)も必ずしも事態を変えることができたわけではなかった。1850 年代においてサフォークの警察は落穂拾いの畑を監視できる^{メンバー}人力が足りないことを認めている。それゆえ、集団的抗議を行う落穂拾い人たちが大規模な騒動を引き起こす必要は減多になかったが、貧民たちとファーマーの間で暴力的な争いがなかったわけではない。例えば、ヨークシャーでは、1760 年代に落穂拾い人たちは「畑の所有者に石を投げてその家屋敷から追い出そうとする」ということが報告されている。イースト・アングリアのファーマーたちもまた、貧民たちが落穂拾いの機会を持つ前に、家族や動物たちを畑に送りこむならば、襲撃や放火の脅威にさらされる恐れがあった。1772 年サフォークのファーマーは、その違反ゆえに、乗っていた馬から引き下ろされて川のなかに引きずられ、それから「吊し上げられて乾かされた」のであった¹¹⁴。また、1788 年、エセックスのファーマー、リチャード・フランシス (Richard Francis) は、数名の人々がまだ片付けられていない彼の小麦畑で落穂拾いをしていたので、そのうちの一人ないし二人の腕を掴んで畑の外へ連れ出そうとしたとき、Fordham の農夫の妻と独身女性からから激しく数発殴られるという暴行を受けている¹¹⁵。ファーマーたちに対する抗議は、落穂拾い人たちの畑への静かな侵入が反対されたときにのみ暴力ないし暴力の脅威を含むものであったが、その伝統は 19 世紀にもかなりの間に渡って続いた。1830 年代と 1840 年代、イースト・アングリアでのいく

from Ireland, vol.1. (1830; London, 1930), p. 223.

¹¹¹ Bushaway, *op.cit.*, p. 144.

¹¹² *The Essex Review* 12 (1903), p. 246.

¹¹³ Karen Sayer, *Women of the Field* (Manchester, 1995), p. 59.

¹¹⁴ King (1989), *op. cit.*, p. 135.

¹¹⁵ Sharpe, *op.cit.*, p. 83.

つかの放火攻撃は落穂拾いに関する争いと関連していた。通常は暴力に訴えたのはファーマーたちであったが¹¹⁶、落穂拾い人たちはしばしば格別に騒ぎ立てるファーマーたちを襲撃したのである¹¹⁷。

落穂拾い人たちが集団行動をとる目的は、主に落穂拾いの畑への出入りと落穂拾いをする時間を保持しようとするためであった。サフォークの Exning で 1796 年に起こった大規模な騒動は、最後には地方長官をして騎兵隊(dragoons)を呼びにやらせる事態となったが、その騒動は小麦が運ばれてしまうまでファーマーたちが落穂拾いをさせなかったときに始まったのであった。このエクスニングの騒動では、男性も加わり、反抗の旗を掲げて Newmarket まで行進し、多数の暴動的な群衆を奮起させたのだった¹¹⁸。同様の争いが 1842 年中部エセックスにおいて暴動を誘発した。その時 100 人以上の女性たちがファーマーに立ち向かい、四方八方から彼に石を投げて、危うく「彼の身体に即決の罰を与えるところであった。」そのファーマーが退却したとき、「歓喜の叫びがあがり……落穂拾い人たちの勝利が主張された」のであった。5 年後、Chesterford のファーマーが畑から出ていくように命令したにもかかわらず、40 名以上の「騒がしい落穂拾い人たちがそのファーマーの畑

¹¹⁶ 落穂拾いを行う女性たちは、傷つけられたり腕をねじられたりした。地面に投げ倒された者もいた。一部の者は衣服をはぎ取られ、熊手 (pitchforks) や棒きれで打たれたり、馬の鞭で打たれたり「切り刻んで」やると言って脅されたりした。1777 年コルチェスターでは、落穂拾い人たちを倒すために、故意に彼らの身体に荷車用のロープが巻き付けられ、そのうちの一人の若い少女が地面に引きずられて大けがを負っている。1844 年には、同様の戦略を利用した Lavenham のファーマーは、一人の落穂拾い人の足を折り、他の数人をびっこにしている。1789 年サフォークのファーマーが一人の落穂拾い人を制圧して大けがを負わせたとき、『チェルムズフォード・クロニクル』(Chelmsford Chronicle) は、「この……非人道的行為は罰せられずに済まされるものではなく、矯正と、今後そのファーマーを抑制するために、法に訴えられるべきであろう」と表明している。実際、1790 年と 1794 年と 1800 年の北部エセックス治安判事小法廷(the northern Essex petty sessions)において、並びに、中央エセックス(central Essex)の審理において、落穂拾い人たちはファーマーたちを暴行 (assault) のかどで訴えている。このような事態を受けて、1820 年に『ファーマーズ・マガジン』(Farmer's Magazine)は、ファーマーは「頑固なあるいは暴力的な落穂拾い人たち」に対して穏当な力を使用すること」は正当化されるであろうが、「彼がむこうみずに訴えたかもしれない不当な力や暴力に対しては法に服さなければならない」であろうと指摘している。イースト・アングリアのファーマーたちは、時折、このような裁判によって落穂拾い人たちのコート代や扶養料や医者代を支払うよう命令された。一方、中には、裁判の審理を避けるために、しぶしぶ全額を払い込むファーマーもいたのであった (King [1989], *op. cit.*, pp. 135-136; Anon, "Observations on the Law and the Custom of Leasing or Gleaning the Stubbles after the Crops Grain Have Been Carried," *The Farmer's Magazine*, vol. xxi [1820], pp. 413-414).

¹¹⁷ King [1989], *op. cit.*, p. 133.

¹¹⁸ *Ibid.*, p. 133n69.

で落穂拾いをするを主張したときにも、落穂拾い人たちが勝利した。治安判事たちは、そのファーマーが後に起訴したのを却下し、その落穂拾い人たちにそのことを勝ち誇らないように指図したのであつが、約 50 人の女性が直ちに法廷の外で「一斉に叫び始め」、「勝利の印として彼女たちのリボンを翻して」そのファーマーを嘲ったのであつた。これらの騒動はすべて、エクスニングのものを除いて、女性たちによって完全に主導されていた¹¹⁹。また首謀者として起訴されたり、首謀者であるとわかつた者たちは皆、女性であつた¹²⁰。この点からしてもやはり落穂拾いが女性の労働にとっていかに重要であつたかが窺える。なお、ファーマーと貧民たちの落穂拾いの権利をめぐる争いにおいて、労働者の大義と慈愛・慈善(charity)を擁護して、画家たちや博愛主義者たちによって利用されたのが旧約聖書のルツ（「ルツ記」2:1-23）のイメージであつた、という指摘がなされている。ルツはキリスト教的慈愛・慈善の美德の象徴だけでなく、「儉約と勤勉の美德」の象徴ともなり、「それに『値する者』、即ち勤勉な貧民と、それに『値しない者』即ち怠惰な貧民のアイデンティティーを作り出していた自助と博愛をめぐる議論のなかで重要な印となつていった」のである¹²¹。例えば、ウィリアム・パイン（William Pyne）は『マイクロコズム』（*Microcosm*, 1808）において、貧民に落穂拾いの権利を与えない「『現代の』ファーマーたち」（‘modern’ farmers）を懲らしめるために聖書のルツの物語を利用している¹²²。

また、治安判事たちは落穂拾い人が起訴されるのを断固として拒絶していたわけではなかつたが、治安判事や裁判官たちはしばしば落穂拾い人側に好意的であつた¹²³。その背景にはやはり彼らが、「収穫後の落穂を集めてはならない。貧しい人のために残しておきなさい」という旧約聖書の規定（「レビ記」23: 22）を安易に破れなかつたためだと考えられる¹²⁴。

大抵の聖職者も落穂拾い人を攻撃することに好意的な見解をとつていなかつたようである。1844 年には、ケンブリッジの牧師がファーマーの貧民の落穂拾いを禁止することを「大いなる間違い」と考え、彼らにその方針を改めるように説得している¹²⁵。またエセックス

¹¹⁹ 規模な集団的抗議として、1788 年 8 月、「およそ 100 名にのぼる大人数」がファーマー・フランシス（Farmer Francis）のオールドハム農場（Aldham farm）に集まり、「騒々しいやり方で小麦の落穂拾いをするを主張した」ことが知られているが、その一団の首謀者もその地方の二人の女性であつた（*Ibid.*, p. 121）。

¹²⁰ *Ibid.*, p. 134.

¹²¹ Sayer, *op. cit.*, pp. 59, 112.

¹²² *Ibid.*, p. 16.

¹²³ King (1989), *op. cit.*, p. 127, 136.

¹²⁴ *Ibid.*, p. 142.

¹²⁵ *Ibid.*, p. 142.

の何人かの聖職者は、ファーマーに落穂拾いは「神の命令で認可されていること」であることを思い出させ、「あなたの同胞を養うことよりも自分の家畜を養うことを好む」のは「間違った習慣」であると説いている¹²⁶。このように落穂拾いは 1788 年裁判後も信心深い聖職者や治安判事たちに擁護されていった一面もあったのである。

以上見てきたように、1788 年の民事訴訟裁判におけるファーマーたちの勝利によって、落穂拾いの慣例に対するファーマーたちの支配力が著しく増大することも、あるいは、落穂拾いを救貧法による生活保護受給者(*paupers*)や雇用労働者のような特定のグループに限定することもさほど広く行われたわけではなかった。また、漸次進展していった農業の機械化により一部の仕事を失っていっただけでなく¹²⁷、困り込みの進展により耕作地や共有地も失っていった農業労働者の増大により、労働者の家族たちがますます地方税の重荷になりそうだと次第に意識するようになってきていた教区の役人たちも、労働者家族による落穂拾いを無くすことは現実的に不可能であるという認識を強めていったらしいということが指摘されている¹²⁸。教区民生委員の視点からすれば、落穂拾いは「貧民にとって有効な自助(*self-help*)の一形態」となっていったのである¹²⁹。

このように 19 世紀に入っても落穂拾いは依然として大挙して行われ続けていたと言えるが、イングランド全土で落穂拾いが盛んに行われていたわけではない。図 7 はコベットが旅した 1830 年代のイングランドの耕作地の分布を示したものである。図 8 はピーター・キング (Peter King) が調査した 1830 年代のイングランドとウェールズにおける落穂拾いへの言及がある教区の統計を示したもので、落穂拾いが行われている教区の分布が窺える資料である。図 7 の耕作地の分布に、図 8 の落穂拾いが行われている教区の分布を重ねて

¹²⁶ *Ibid.*, p. 142.

¹²⁷ 農業の機械的技術を発明導入した先駆者は、イングランドの農場経営者・発明家のジェスロー・タル (Jethro Tull, 1674-1741) である。彼は、一定の深さで幾列にも種を蒔くことの出来る条播機 (seed drill) と、耕地に雑草を生やさず、土壌の栄養を植物が吸収しやすいように維持するための、彼独自の馬力中耕犁を発明した。1784 年には、スコットランドの技師・発明家のアンドリュー・マイクル (Andrew Meikle) によって脱穀機 (threshing-machine) が発明された。最初は馬によって動かされていたが、後に蒸気力によって運転された。この脱穀機の導入が 1830 年の田園地帯での暴動の理由の 1 つであった。というのも、脱穀機の導入により、冬に納屋で穀竿 (flail) を使って脱穀する仕事を人々から奪ったからである。その結果、多くの脱穀機が破壊された。しかし、19 世紀後半までには、ほとんどの農場で脱穀機が採用されていった (R. J. クーツ [今井宏・河村貞枝訳] 『イギリス IV 全訳 世界の歴史教科書シリーズ 4』帝国書院、1981 年、41-42 頁; L. W. Cowie, *The Wordsworth Dictionary of British Social History* [1973; Ware, 1996], pp. 289-290)。

¹²⁸ King (1991), *op. cit.*, p. 471.

¹²⁹ Sharpe, *op. cit.*, p. 82.

みると、イングランドに関していえば、耕作地の少ない北部イングランドの地域を除いたほぼ全域、つまり、主要な穀倉地帯となっていたイングランド東部のサフォークやエセックスを中心にして東部から中部・西部にかけて比較的好く行われ、イングランド南部でもひろく行われていたと言える。北部イングランドでも耕作地が広く分布していたヨークシャー北部やダラムでは落穂拾いが行われていたことがわかる。

興味深いのは、北部のランカシャー地域には幾分耕作地が存在していたが、そこでは落穂拾いは行われておらず、逆に中央部や南西部では耕作地が少ない地域でも落穂拾いが行われていたことである。いわゆる産業革命にともない産業都市が出現した北部の州では他の農村地域と比べて農業労働の賃金が高かったといわれている。大産業都市マンチェスターを含むランカシャー地方はそうした高賃金の地域であり、農業労働者一家の女性や子供が落穂拾いをして一家の家計を助ける必要があまりなかったのではないかと推察される。

一方、北部の産業地域を除いた農業や牧畜が主産業であった地域では、農業賃金は比較的低かったため、たとえ耕作地が少なくともそこで栽培された穀物の落穂拾いは農業労働者一家の家計にとって重要な収入源となっていたと考えられる。現に、19世紀末、この時期は英国では農業不況期にあたり、農業労働人口が減少しつつあったが、逆に農業労働の平均週給の方は徐々にあがりつづけ、その減少しつつある農業労働者の暮らし向きが良くなっていった時代であるが、「農業不況に関する王立委員会報告」(1894-97)等で報告されているように、農業労働者たちの暮らし向きが良くなっていった結果、もはや落穂拾いに従事する女性の姿を見かけることがまれになっていったのであった¹³⁰。

¹³⁰ Sayer, *op.cit.*, pp. 147-148.

第三章 落穂拾いへの批判とファーマー側による落穂拾いの規制

本論の第二章ですで見たとおり、イーデンは 1790 年代のノーサンプトンシャーの労働者一家は、落穂拾いで年収の約 5.7%を稼いだと指摘している¹³¹。キングの調査では、1830 年代、落穂拾いの収入は農業労働者の年収の 6.0-9.5%を占めている¹³²。概して農業労働者は落穂拾いで優に一冬分の小麦を稼いだのであり¹³³、落穂拾いは彼らにとって生存維持(subsistence)のための活動の一部をなしていたといつてよいであろう。落穂拾いを止めさせようとするファーマーに対する落穂拾い人たちの集団的抗議は、利益追求ではなく、生存維持を争点とする、慣習的権利の防衛だったのであり、その意味において、食糧暴動と同様の、モラル・エコノミーに立脚した民衆運動だったと言える¹³⁴。キングも、暴徒化した落穂拾い人の集団的抵抗を、18 世紀後期の食糧暴動が勃発した時期以降によく行われたと分析しながら、落穂拾いの騒動は「より大きな食糧暴動の伝統の一部」であり、食糧暴動の一環として行われたことを指摘しており、落穂拾い人による集団的抵抗も、伝統的なモラル・エコノミーに基づくものであったと述べている¹³⁵。

本論の第 2 章第 3 節において見たように、落穂拾い人たちが 18 世紀後半から 19 世紀前半まで、粘り強く抵抗運動を続けていたことを考慮すれば、落穂拾いをめぐる騒動を引き起こした貧民たちは、食糧暴動と同じように「正義的分配」¹³⁶を求めるモラル・エコノミーという「ある種の伝統的な生活習慣や規範的な観念」¹³⁷を主張し続けていたと言えるだろう。農村における貧民たちの間では、たしかにモラル・エコノミーに基づく慣習的権利が「慣習社会」の中で生きていたのである。しかし、そのモラル・エコノミーは、独特の変容を遂げたものであった。キングが明らかにしたように、1788 年の裁判は落穂拾い

¹³¹ Frederic Morton Eden, *The State of the Poor*, vol. 2 (1797; Bristol, 1994), pp. 546-547.

¹³² King (1991), *op. cit.*, p. 463.

¹³³ Gertrude Jekyll, *Old West Surrey : Some Notes and Memories* (1904; Wakefield, 1971) , pp. 188-89; Margaret Baker, *Folklore and Customs of Rural England* (1988) p. 162.

¹³⁴ 池田寛二「モラル・エコノミーの射程：農業問題への歴史社会学的視座」『思想』No. 733、1988 年、178-79 頁。

¹³⁵ King (1989), *op. cit.*, p. 132.

¹³⁶ 小峯敦編『福祉の経済思想家たち』増補改訂版、ナカニシヤ出版、2010 年、10 頁。

¹³⁷ 音無 通宏「モラル・エコノミーとポリティカル・エコノミー (特集 歴史研究の新潮と経済思想)」『経済学史学会年報』第 36 号、1998 年、26-39 頁。

の慣習を止めさせることはできなかった¹³⁸。落穂拾い人たちの抵抗もその一因であるが、実のところ、多くのファーマーが寛大にその慣習を認めたため、落穂拾いそのものは 19 世紀においても「最も広く行われていた慣習的行為」¹³⁹として存続していったのであった。ただし、議会エンクロージャーが完了し、農業資本主義が最終的勝利を収める 19 世紀において¹⁴⁰、大規模に集団化し、ジェンダー化した落穂拾いは、18 世紀的な「悪名高いやり方」¹⁴¹を脱して、一定の規律のもとで行われる秩序あるものに変身を遂げて存続していったのである。この 19 世紀的な落穂拾いのあり方こそ、モラル・エコノミーの変容を証しするものである。本章と次章は、19 世紀イングランドの落穂拾いの顕著な特徴をなす落穂拾いの規律化に、モラル・エコノミーの変容を見、慣習社会」が否定されていく中で、「慣習社会」がどのように変容しながら存続していったのかを考察していくものである。

その問題を論じる前に、多くの批判を招いた、18 世紀後期から 19 世紀初頭における落穂拾いの無秩序なやり方を見ておきたい。

第一節 落穂拾いへの批判——「悪名高いやり方」

早くも 18 世紀中頃、ハートフォードシャーの農場経営者で農業書の著者でもあったウィリアム・エリスは、「夜の落穂拾い人」(the Night Gleaner) と呼ばれている「悪人」のことを報告している。彼によれば「夜の落穂拾い人」とは、ファーマーたちが眠っている夜中に落穂拾いをする人のことで、そのような人たちが「あまりにも一般的になりすぎて」、今では「刈り束から直接にかなりの麦をくすねる」結果になっていると批判している¹⁴²。こうした悪質なやり方が本格的に問題視され、何らかの規制が叫ばれてくるのは 18 世紀後期からである。落穂拾いが女性と子供を中心に大勢で行われるようになりつつあった 1770

¹³⁸ King (1989), *op.cit.*, pp. 117-19.

¹³⁹ Bushaway, *op.cit.*, p. 138.

¹⁴⁰ ウッド、前掲書、119 頁。

¹⁴¹ Arthur Young, *The Farmer's Kalendar* (London, 1771), p. 247.

¹⁴² Vicars Bells, *To Meet Mr. Ellis: Little Gaddesden in the Eighteenth Century* (London, 1956), pp. 142-143. 18 世紀中期、ファーマーたちはこぞって落穂拾いを批判していたわけではなかった。例えば、1764 年 11 月 16 日にウォーリックシャーの古風なファーマーは、「我々の労働者の妻や子供たちを信用して、彼らの夫や両親の後ろで、穀物が運ばれる前でさえ、落穂拾いさせている。そしてめったにそれで我々が損害を被ることはない」と報告している (*Museum Rusticum et Commerciale*, vol. 3 [1765], p. 335)。

年代、農業経済学者のアーサー・ヤング (Arthur Young, 1741-1820) は、『ファーマーの暦』 (*The Farmer's Kalendar*, 1771)の中で、貧民による落穂拾いの「悪名高いやり方」を批判している。彼は、ファーマーたちが畑に刈り束 (sheaves) が残っている間に豚や牛を放牧して、落穂拾い人を畑に入らせないようにするのは「許されざる卑劣な行為」であると非難する一方で、「貧民は刈り束の間でのみならず、たいそうしばしば、その刈り束から落穂拾いをしている」と、貧民側の悪質なやり方をも批判している。つまり、ファーマーたちを戒めると共に、「落穂拾いの悪弊は、多くの地域でファーマーが受ける最悪のもの1つになっているほど甚大である」と警告している¹⁴³。

さらに、ヤングは、規制についても提言している。落穂拾いが過度に行われているところではファーマーが厳しい規則を設けるべきで、穀物が片付けられるまで落穂拾い人を畑に入れないようにし、時間を管理することを勧めている¹⁴⁴。ヤング以外にも多くの提言があるが、例えば、1780年代に農業経営者で農業著述家であったウィリアム・マーシャルは落穂拾い人を制限すべきとしている。彼は、落穂拾いを教区民に制限するノーフォークの規則を、他の地域でも採用するように推奨している。彼は、落穂拾い人の数は「恥ずべきもの」にまで上るので、効果はさほど期待できないかもしれないが、少なくとも教区民を公平に取り扱えるし、教区から教区を徘徊する落穂拾い人の大群からファーマーたちを多少とも守ることができると述べている¹⁴⁵。

落穂拾いは、19世紀に入っても状況は悪化するいっぽうで、落穂拾いの「悪名高いやり方」が非難され、しかるべき規制の必要性がより強く主張されている。例えば、イングランドの農業局 (the Board of Agriculture) の名誉会員であったウィリアム・メイヴァー (William Mavor) は、16世紀の農業書著述家トマス・タッサー (Thomas Tusser, 1524-1580) が著した『よき農事・家政への500の忠告』 (*Five Hundred Points of Good Husbandry* (1557) の新版(1812年版)の中の“gleaning”に関する箇所付した脚注において、「落穂拾いは大変古くからある慣例(practice)で、旧約聖書のレビ記の律法に基づくものである。しかし、それは本来の意図から大いに逸れてしまっており、しばしば、怠惰の口実にされたり、盗みの誘惑を与えるものとなってしまっている」¹⁴⁶と断言している。さらには、スコットランドの

¹⁴³ Young (1771), *op. cit.*, p. 247.

¹⁴⁴ *Ibid.*, p. 247.

¹⁴⁵ Mr. (William) Marshall, *The Rural Economy of Norfolk*, vol. I (London, 1787), p. 229; Mr. (William) Marshall, *The Rural Economy of the Midland Countries*, vol. II (London, 1790), pp. 159-160.

¹⁴⁶ William Mavor, “Notes, Geographical, Illustrative, and Explanatory, a Glossary, and Other

農業改良家で「農業改良協会」(Board of Agriculture and Internal Improvement)の初代会長 (president)であったジョン・シンクレアは、農業情報を集約した実用的農業書の『農業規範』(第5版)の中で、落穂拾いの特権が「悪用」された結果、「ファーマーの手助けをしない人々、いやそれどころか他の教区に住んでいる人々が、厚かましくも刈り束の間においてだけでなく、あまりにもしばしば、刈り束から落穂拾いを行って、大層無秩序に振る舞い、絶え間ない論争を引き起こした」と述べて、「勤勉な貧民」、すなわち、「収穫の労働でファーマーを手伝う人々」に落穂拾いの特権を限定することを主張している。シンクレアによれば、そのような規制のもとで行われれば、落穂拾いは「2つの階級(ファーマーと被雇用者)の相互の愛着」や「親しい交わりと友好の関係」を促進するものとなりうるものなのであった¹⁴⁷。

また、シンクレアは、落穂拾い人によるファーマーの損害についても述べている。彼は「損失はしばしば甚大で、特に共有耕地制度のところでは収穫高の30%にも及ぶと見積もられる」としている¹⁴⁸。もっとも、キングによると、この数字は過大に見積もられ過ぎていて、1802年の『ファーマーズ・マガジン』の評価である9~10%の方がおそらく正確であろうとされる。これは、もし刈取人が長めの刈り株を残したならば、1エーカーにつき2から3ブッシェルが落穂拾い人のものになっただろうという推定に基づいている¹⁴⁹。シンクレアとキングでは、数値にかなりの差があるものの、いずれにしろかなりの量で、ファーマー側は頭を悩ませていたと言える。

図9は、英国の風景画家ピーター・デ・ウィント (Peter de Wint, 1784-1849) が1815年

Improvements,” *Five Hundred Points of Good Husbandry* by Thomas Tusser (London, 1812), p. 187n2.

¹⁴⁷ Sir John Sinclair, *The Code of Agriculture*, 5th ed. (1832), p. 379. なお、この本の初版は1818年の出版であるが、初版には落穂拾い(gleaning)への言及はない。この他に、ウースターシャーではファーマーの雇い人に限定されることなく、広く貧民が落穂拾いを行っているが、中には盗むことを行っている者もあり、一例として、4人の女性たちが刈り束から直接落穂拾いをした後、生垣を超えてその落穂拾いした刈り束をそばの干し草の山に隠し、後にそれが発覚して罰金を科せられた事例が報告されている (John Maynard, *The Agricultural Labourer in Worcestershire* [Ph. D. thesis, Coventry, 2005], pp. 151-152)。また、ケンブリッジシャーやミドルセックス等においても、刈り束からくすねる行為や刈り束の間で落穂拾いすることへの苦情が報告されている (W. Gooch, *General View of the Agriculture of the County of Cambridgeshire* [1811], pp.132-133; John Middleton, *General View of the Agriculture of Middlesex*, 2nd ed. [London, 1813], pp. 624-625; *The Farmer’s Magazine*, vol. 3 [1802], pp. 341-342)。

¹⁴⁸ *Ibid.*, p. 375.

¹⁴⁹ King (1991), *op. cit.*, p. 473; *The Farmer’s Magazine* 3 (1802), p. 341.

頃に描いたリンカシャー (Lincolnshire) の収穫の光景である。英国では、18 世紀末頃から、コンスタブル (John Constable, 1776-1837) をはじめとして風景画家たちが実際に農村でスケッチなどを行い、田舎の風景画が主要ジャンルとして登場してくる¹⁵⁰。デ・ウイントもそうした田舎の風景画を描いた画家の 1 人で、この絵には、ヤングやシンクレアが述べていた、落穂拾いの「悪名高いやり方」、ないし「大層無秩序なやり方」が具体的に描き込まれている。絵の右端に木の柵の一部が見えているので、この畑は比較的最近に囲い込まれた耕地であることがわかる。画面の中景に、刈られて束ねられ、横たえられた刈り束 (sheaf) から直接麦の穂を盗んでいる女性の落穂拾い人の姿が描かれている。その後方では、やはり同様に、数人の女性の落穂拾い人が、刈り束の麦の穂を乾燥させるために積みたてられた立ち束 (stook) から直接麦の穂を盗んでいる。そして画面の左側では、ファーマーが馬に乗って収穫中の畑を駆け回り、ムチをふるって、悪質な落穂拾い人たちを追い出そうとし、その馬上のファーマーの姿を認めて、逃げだそうとしている落穂拾い人も描かれている。画面の前景には、一団の労働者たちが立ち束のもとで休憩しているが、彼らは——振り向いて見つめている 1 人の少年を除いて——その場の出来事を故意に無視しているようである。落穂拾い人は通常、農業労働者の妻や子供たちであり、それゆえ、その農業労働者たちは刈り束から盗まれるのを見て見ぬふりをするかもしれないわけであるが、この絵では休憩している労働者たちによって、同じ労働者の妻たちの窃盗行為が黙認されている状況が描き込まれているといえる¹⁵¹。

第二節 ファーマー側の規制

ヤングやシンクレアたちの提言はファーマー側に受け入れられ、具体的な規制が設けられ、18 世紀後半から 19 世紀を通しての落穂拾いは制限され管理されるものになっていった。ファーマー側の規制として、大きく 2 種類の規制を指摘することができる：(1) 落穂拾いのできる人を雇用労働者の家族に制限すること、及び(2)「見張りの束」と呼ばれる、19 世紀独自の規制である。まず前者の規制から見ていきたい。

¹⁵⁰ Nicola Gauld, *The Field Calls Me to Labour* (Cambridge: The Fitzwilliam Museum, 2008).

¹⁵¹ Christiana Payne, "Boundless Harvests," *Turner Studies: His Art and Epoch 1775-1851*, Vol. 11, No.1 (1991), pp. 14-15.

(1) 落穂拾い人の制限——雇用労働者の家族に制限すること/2種類の落穂拾い

先に引用したシンクレアが勧めていた規制——「勤勉な貧民」すなわち「収穫の労働でファーマーを手伝う人々」に落穂拾いの特権を制限すること——は、1830年代に、いち早く北部のダラムの Whitbur)、及び南西部のモンマスシャーの Llanvapley で導入されていたことがわかっている¹⁵²。しかし、他の地域では、概ね 19 世紀の半ば以降、本格的にファーマーによって導入されるようになっていったと言えるようである。

例えば、1860年に『ノーツ・アンド・クィアリーズ』の寄稿者は、グロースターシャーに関して、「以前は、収穫期には、他の時期には畑仕事に繰り出したことなど決してない人々が落穂拾いをしたことが分かっているが、今では、農場の常雇いの労働者だけが、その雇い主の畑で、“gleaning”ないし“leasing”(ここ[グロースターシャー]では、落穂拾い[gleaning]は leasing と呼ばれている)の権利を有している」¹⁵³と報告している。ノッティンガムシャーの一部の地域では、1860年代半ば頃から「ファーマーたちの多くが……自分のところの労働者たちの妻と子供たちだけに落穂拾いを許可する」ようになる。それまでは、「教区などの貧民も刈り束が片付けられてしまった畑に自由に入るができた」のであった¹⁵⁴。また、19世紀後期、南西部のサマセットでは、一般に落穂拾いはファーマーによって制限され、ファーマーの知っている農業労働者たち(cottagers)、特にファーマー自身のところの農業労働者の妻と子供たちに与えられていた、という報告がなされている¹⁵⁵。

リンカンシャーでも 1860年代末には、Alford 近隣の地域で、ファーマーたちの幾人かが自分のところの常雇いの労働者の妻と家族に穀物の落穂拾いを、刈り束の間でさえも、許可しているということ、及び、いくつかの教区ではノッティンガムシャーの一部の地域で見られたのと同様の規制(自分のところの労働者たちの妻と子供たちだけに片付けられた後の畑で落穂拾いを許可するということ)が導入され、しかもこうした規制は農場の常雇いの労働者の妻と家族だけでなく、村の住民にも広く拡大されて適用されている(つまり、他の村の住民が落穂拾いすることは許されなくなっている)と報告されている。しかし、同時にその報告者は、リンカンシャーの東部では、刈り束が片付けられた畑ならどの畑にも自由に入って落穂拾いすることができるという昔ながらの慣習がかなり一般的に守られ

¹⁵² King (1991), *op. cit.*, p. 472.

¹⁵³ *The Notes and Queries* (Dec. 15, 1860), p. 476.

¹⁵⁴ *The Notes and Queries* (Sep. 11, 1869), p. 216.

¹⁵⁵ Bushaway (1982), *op. cit.*, p. 145.

ているようだと述べている¹⁵⁶。

サフォークの Theberton は 1815 年から 1849 年まで毎年落穂拾いの鐘が鳴らされていた教区であるが、その教区では、「かつては、その朝の鐘が鳴ると、その教区のすべての人々が、そしておそらく他の教区の人々も、自由に好きなところで落穂拾いをしたが、後には、その許可は制限されていき、どの農場もその農場で雇っている人々の家族のためのものになっていった」と思われるという報告がなされている¹⁵⁷。

サリーでも、リンカンシャーのアルフォード界限で見られたのと同様の規制が存在していたことが知られている。イングランドで最も著名な園芸家の一人であるガートルード・ジーキル (Gertrude Jekyll, 1843-1932) は、1904 年に発表した『昔のウエスト・サリー』(Old West Surrey)の中で、「女性が、収穫畑で落穂拾いをしているのを……今では見かけられることは最早ない」¹⁵⁸が、以前には、

農場労働者(farm-servants)の妻と子供は、父親が雇われている農場の畑で、刈り束が運ばれる前に、落穂拾いする (glean or 'lease') ことが許されていた。その権利のない人々がやって来たならば、その人たちは、2 頭の馬の間に張られたロープで仕切られて畑の、刈り束のないところに閉め出された。穀物が運び去られると、ほとんどのファーマーは誰にも落穂拾いを許可した。¹⁵⁹

と、述べている。ジーキルの伝えるところによれば、ウエスト・サリーでは、一般にファーマーによって 2 重の規制がなされ、2 段階の落穂拾いがなされていたことになる。刈り束が運ばれる前に行われる第 1 段階の落穂拾いは、ファーマーが雇っている雇用労働者の妻と子供たちだけに許可されるものである。その後、刈り束が運び去られると、第 2 段階の落穂拾いが行われるが、それは広く貧民に許可されていたものであった。先述のリンカンシャーのアルフォードの場合も、刈り束の間での落穂拾いが許可されているので、このウエスト・サリーと同様の 2 重の規制がなされ、2 段階の落穂拾いがなされていたものと推察される。この第二段階の落穂拾いの収穫は、第 1 段階の拾いこぼしを集めることを意味し、その収穫はあまり多くはなかったと思われる。いずれにせよ、ジーキルによれば、このよ

¹⁵⁶ *The Notes and Queries* (Oct. 2, 1869), p. 286.

¹⁵⁷ Daughy, *op.cit.*, p. 234.

¹⁵⁸ Gertrude Jekyll, *Old West Surrey: Some Notes and Memories* (1904; Wakefield, 1971), p. 188.

¹⁵⁹ *Ibid.*, p. 188.

うにして落穂拾いされた穀物は、脱穀後、製粉場で無料で粉に挽いてもらって、コテッジへ持って帰られ、「実入りの良い時には、落穂拾い人たちは、通常、一冬分のものをたっぷりと得ることができた」のであった¹⁶⁰。

このように、1860年代からグロースターシャーやノッティンガムシャーにおいて、ファーマーによって導入されだした、雇用労働の家族に落穂拾いを許可するという規制は、すでに述べたように、19世紀初頭にシンクレアによって提案されていた規制である。しかし、シンクレア自身、「かつて、どのファーマーも特定の一群の落穂拾いをする被雇用者をもっていた。彼らは収穫の労働でそのファーマーを手伝う人々であった」と述べていたように、この規制そのものは、かつて存在していたものであった。文献的には、遠く中世の時代にすでに存在していたことが分かっている。例えば、ラングランドの『農夫ピアズの夢』には中世の社会生活の描写が含まれているが、そのBテキスト(1377年)に、ピアズが「しかしわたしが[巡礼に]行く前に、わたしの耕作やたね蒔きを手伝う者は誰でも皆、われらの主にかけて申しますが、収穫の時に、わたしの土地の落穂拾いをして、その収穫物で陽気になる許可がえられますぞ。たとえそのことで誰が不平をもらそうとも。」¹⁶¹という一節が見出される。ここでは *husbandman* の下にいる労働者とその家族に、*husbandman* が落穂拾いを許可していることになる。中世に見出される、この規制は、その後近代以降になると次第に姿を消していき、やがて、落穂拾いが許される貧民(*the poor*)の範疇が土地を持たない家族をほとんど全て含むまでに拡大していた 18世紀後期には消滅していたと言える¹⁶²。その意味では、シンクレアが提案し、1860年代以降に本格的に導入されだした、この規制は、中世的規制にその淵源が見出されるようである。

一方、ウエスト・サリーに見られる 2重の規制は 19世紀特有のものと言ってよいようである。現在まで調査したところでは、他の時代にこのような 2重の規制がなされていた例は見つかっていない。そしてこの 2重の規制に基づく 2種類の落穂拾いも 19世紀特有のものと言える。本論の第2章においてすでに見たように、中世の時代にも 2種類の落穂拾い *raking* による落穂拾いとチャリティとしての落穂拾いが存在していた（本論文 p. 13 を参照）が、ウエスト・サリーではチャリティとしての落穂拾いが 2種類に分けられて行わ

¹⁶⁰ *Ibid.*, pp. 188-89.

¹⁶¹ William Langland, *Will's Vision of Piers Plowman*, tr. E. Talbot Donaldson (New York, 1990), p. 62; ウィリアム・ラングランド(生地竹郎訳)『ウィリアムの見た農夫ピアズの夢』再版、篠崎書林、1974年、155-56頁。ただし、引用文の訳はコンテキストにあわせて一部修正を加えている。

¹⁶² King (1991), *op. cit.*, p. 471.

れていたことになる。言い換えれば、1つの畑で2回、それぞれ異なるチャリティとしての落穂拾いが許可されていたわけである。

この他にも、広く貧民に許可された落穂拾いが1つの畑で2回行われた事例が知られている。新たに落穂拾いする畑がない折などに、一度落穂拾いされてしまった畑に再度出かけて落穂拾いすることが行われることがあったのである。この2度目の落穂拾いは、ウィルトシャーでは“prowling”と呼ばれ、ハートフォードシャーでは“picking”と呼ばれていた¹⁶³。これら2回の落穂拾いはヴィクトリア時代のファーマーの寛大さの現れと見てとれるかもしれない。これらの例以外にも、ヴィクトリア時代のファーマーの寛大さが報告されている。例えば、リンカンシャーでは、ヴィクトリア初期の時代、落穂拾いの起源とされている「レビ記」の19章9節にあるように、畑の隅を刈り取らずに落穂拾い人のために残しておくこともあったと『ノーツ・アンド・クイアリーズ』の寄稿者は報告している¹⁶⁴。また、*Calendar of Customs, Superstitions, Weather-lore Popular Sayings and Important Events Connected with the County of Somerset* (1920)の著者によれば、著者が子供の頃、小麦畑で落穂拾いすることがサマセットのファーマーたちによって、彼らが知っている農業労働者たち、特にファーマー自身の所の農業労働者の妻やこどもたに与えられていたが、善良で古風な郷土やファーマーたち (the good old-fashioned 'squires and farmers) の中には進んで落穂拾い人たちのためにかなりなものを残しておく者もいたので、多くの農業労働者の家庭は沢山の小麦が手に入った。このようにして集められた小麦で作られたパンやケーキは季節のプレゼントとして友人たちに配られたという¹⁶⁵。さらに、パメラ・ホーン(Pamela Horn)によれば、ヴィクトリア時代、たいていの農業経営者たち (agriculturists) は寛大で、エセックスの Five Ashes の Horace Head の雇主のように、束を縛る男たちに貧民が落穂拾い出来るように、たっぷり残すように言いつけたものであった、ということである¹⁶⁶。

¹⁶³ Alfred Williams, *A Wiltshire Village* (1912; London, 1920), p. 269; Edwin Grey, *Cottage Life in a Hertfordshire Village* (1934; St. Alban's, n.d.) 122. この他にも、落穂拾いはその形態に応じていろいろな呼び名があったようである。エセックスでは、落穂拾い人たちが畑をすっかり片付けるのに十分なほど長く畑にいる間もなく、他の畑の準備ができたという知らせが入ってくると、彼らはその新しい畑に去って行ったが、そうはせずに老女などがその畑にとどまって残り物をかき集める場合、“pigging”と言われた (C. Henry Warren, *Happy Countryman* [1939], p. 54)。

¹⁶⁴ *The Notes and Queries* (Sept. 10, 1921), p. 216.

¹⁶⁵ W. G. Willis Watson, *Calendar of Customs, Superstitions, Weather-Lore Popular Sayings and Important Events Connected with the County of Somerset* (1920), p. 336.

¹⁶⁶ Pamela Horn, *Labouring Life in the Victorian Countryside* (Dublin, 1971), p. 77.

(2) 「見張りの束」 / 「警官」 / 白い旗

ウエスト・サリーの2重の規制のほかに、19世紀特有のファーマー側からの規制として、エセックスで「見張りの束」(guard-sheaf)ないし「警官」(policeman)¹⁶⁷と呼ばれ、ノーフォークでは「警官」(policeman)、サフォークで「警官の立ち束」(Bobby shock)ないし「警官」(policeman)と呼ばれた規定がある¹⁶⁸。

「見張りの束」というのは、落穂拾いの時間を管理するために、ファーマーによって麦畑の入り口近くに置かれた立ち束のことで、ヤングたちの提言を具体化したものである。つまり、それは、その畑では刈り取り作業が完了しておらず、落穂拾いを開始してはならないということを示す「印」である¹⁶⁹。エセックスでは少なくとも1つ、ノーフォークでは1つないし3つの束が立てられ¹⁷⁰、サフォークでは最後の1つの刈り束が立てられていた¹⁷¹。これらの束が取り除かれるまで、落穂拾い人たちは畑に入って落穂拾いをすることができなかつたのである。

通常、落穂拾い人が畑に入ることができる前に、切り株はレーキ係 (rakers) によってハンドレーキで掃かれ、そうして掃き集められたものは小さな束にして立ち束と一緒に置かれた。これらの立ち束が荷車で運び去られた後、それらの立ち束が立っていた場所が同様にレーキで掃かれて、ようやくその畑が片付けられたことになる¹⁷²。それまで、「見張りの束」や「警官」が畑の入り口近くに置かれていたのである。このように、ハンドレーキで掃かれた後でも、畑にはかなりの落ち穂が残っていた。レーキング(raking)の作業が機械化されて、馬力レーキ (horse-rake) が本格的に導入されるのは19世紀の最後の4半世紀

¹⁶⁷ *The Essex Review*, vol. 34 (1925), p. 106; Warren, p. 53; Ashley Cooper, *The Long Furrow (Ipswich, 1987)*, p. 107.

¹⁶⁸ T. Hennell, *Change in the Farm* (1936; Wakefield, 1977), p. 13; Ashley Cooper, *Heart of Our History (Ipswich, 1996)* 144; George Ewart Evans, *The Farm and the Village* (1969; London, 1977), p. 80.

¹⁶⁹ *The Essex Review* 34 (1925), pp. 106, 107, 162, 211; Warren, op.cit., p. 53; Cooper (1987), op.cit., p.107.

¹⁷⁰ Hennell, op. cit., p.134; Marshall (1787), op. cit., pp. 229-230.

¹⁷¹ Evans, op. cit., p. 80; George Edwards, *Crow-Scaring to Westminster* (London, 1922), p. 24.

¹⁷² 19世紀には、落穂拾い人のために、これらのレーキング(raking)を無慈悲な行為として非難している人たちもいた。例えば、C. グレイ (C. Gray) はウィリアム・ヘンリー・パイン (William Henry Pyne, 1769-1843) が描いた『ミクロコスモス』(*Microcosm*, 1806) 中の “Gleaners” のプレートに添えた説明文において、こうした批判を展開している (William Henry Pyne, *Microcosm, or a Picturesque Delineation of the Arts, Agriculture, and Manufactures of Great Britain Small Figures for the Embellishment of Landscape* [1806; New York, 1970], p. 30)。

である¹⁷³。ハンドレーキでの掃き集めは、馬力レーキに比べ、後に残る落ち穂の量が遙かに多く、落穂拾いが集団化しても、各落穂拾い人にかなりの落ち穂を保証したのであった¹⁷⁴。

これらの規制の導入時期は明らかではないが、エセックスでは少なくとも 1840 年代には「見張りの束」が使用されていたと言われている¹⁷⁵、ノーフォークでは少なくとも 1850 年代には「警官」が使用されていたことが分かっている¹⁷⁶。これらの素朴な「印」が持っていた権威と重要性は村人全てによって認識されていたようで¹⁷⁷、例えば 1840 年代、エセックスのアールズ・コルンの落穂拾い人たちは、これらの「印」が畑から片付けられるのを待つあいだ、「ゲームに興じたり歌を歌ったりして時をすごしていた」ことが観察されている¹⁷⁸。また、ノーフォークでは、この規制を破って、「警官」が片付けられる前に畑に入った者に対しては、他の者たちが、その者が集めた落ち穂を取り上げて「ばらまく」という制裁が加えられている¹⁷⁹。

刈り束を使った類似した規制がケンブリッジシャーの Fenland でも知られている。そこでは、ファーマーが 5 つの刈り束を生垣の上に置いて、明るく朝 5 時に入り口（門）が落穂拾い人に開放されることを示したのであった¹⁸⁰。また、リンカンシャーでは、落穂拾い人たちが畑に入ってもよいという合図として、「見張りの束」や「警官」が取り除かれるのではなく、刈り株の中に 1 つの「白い旗」(white flag)が立てられた例もある¹⁸¹。

中世の時代にも、ウスターシャーの Elmley の村法やベッドフォードシャーの Leighton Buzzard の村法などに、麦束が完全に畑から運び去られるまで落穂拾いしてはならないという規定が見出される（表 5）¹⁸²が、その規定を守らせるために「見張りの束」や「白い旗」のようなものを合図として立てたということは知られていない。その後の時代においても、そのような合図は知られていないようである。「見張りの束」や「白い旗」は 19 世

¹⁷³ *The Notes and Queries* (Dec. 15, 1860), p. 476.

¹⁷⁴ Hennell, *op. cit.*, p. 134.

¹⁷⁵ Hussey, *op. cit.*, p. 63.

¹⁷⁶ Edwards, *op. cit.*, p. 24.

¹⁷⁷ Hussey, *op. cit.*, p. 62.

¹⁷⁸ *The Essex Review* 34 (1925), p. 162.

¹⁷⁹ Edwards, *op. cit.*, p. 24; Alsdair Clayre, ed., *Nature and Industrialization* (Oxford, 1977), p. 21.

¹⁸⁰ Baker, *op. cit.*, p. 162.

¹⁸¹ Hennell, *op. cit.*, p. 134.

¹⁸² Ault, *op. cit.*, pp. 118, 122, 126, 132.

紀特有の工夫であると言ってよいであろう。落穂拾い人たちに畑に入場してもよい時間を明確に指示するために、ファーマー側が独自に設けたユニークな規制だったのである。

第四章 落穂拾いの鐘の導入

18世紀後半以降、落穂拾い人の悪質なやり方が本格的に問題視され、支配者階級から何らかの規制の必要性が叫ばれるようになるということは、落穂拾い人にとっても、その存続が危ぶまれ、何らかの対応を迫られるようになることでもあった。そのため、貧民たちは、慣習的権利として落穂拾いを実施させるために、落穂拾いという慣習を従来のそれとは異なる様相をもつものに変容させていかなければならなかった。

こうして、落穂拾いのやり方に対して、ファーマー側のみならず、落穂拾い人を構成員に数える民の側（以下、落穂拾い人側）も自主的な規制を設け、自ら管理していくようになったのである。その自主規制は、ファーマー側への妥協的な歩み寄りであったという側面を持っているが、同時に、大規模に集団化した落穂拾いを統制し、秩序ある活動にすることは、当事者であった落穂拾い人たちにとってもその活動を円滑におこなうために何よりも必要とされたのであった。

立ち東で規制したファーマー側と同じく、落穂拾い人側において、最も重要視されたのが時間の管理で、その管理をするうえで重要な役割を果たしたのが、秋の収穫期の最後に、落穂拾い活動の開始や終了の時刻を知らせるために鳴らされた落穂拾いの鐘である¹⁸³。この鐘については、10州に関する教区ごとの調査記録報告書があると最初に述べたが、以下、主としてこれらの史料の分析を通して、まず鳴らされていた時期や地域を検証したい。また、落穂拾い人がいかにして時間の自主規制をしたのかを考えるにあたって、落穂拾いの鐘が鳴らされた時刻や鐘の種類なども把握しておきたい。

第一節 落穂拾いの鐘の導入とその分布

¹⁸³ 落穂拾い人側の自主規制として、18世紀末にマーシャルが勧めていた、落穂拾いを地元の教区民だけに限定するという規制がノーフォークの地域以外にも次第に拡大していったようである。すでに見たように、『ノーツ・アンド・クィアリーズ』の寄稿者の報告によれば、1860年代末、リンカンシャーでは東部以外では教区民だけに制限する教区が増えている（本論文第三章第二節、pp. 35, 35n26を参照）。この他にも、ハンプシャーのオディハム（Odiham）やエセックスのアールズ・コルンなどでも同様の規制が知られている。前者の地域では1785年、落穂拾いをしていた他教区の女性は、地元の教区の落穂拾い人から暴行を受け、拾った落穂を取りあげられるという事件が起こっている（Bushaway [1982], *op.cit.*, p. 139）。後者の地域では、1840年代、このルールを破って侵入しようとした他教区の者は即座に「阻止された」（“stubbled”）と言われている（*The Essex Review* 34 [1925], p. 162）。他の州や教区でもこの規制が採用されていたと思われるが、どの程度の広い地域でこの規制が採用されていたのかは、今後の調査・研究を待たねばならない。

19世紀のイングランドでは、その41州のうち、少なくとも32州で落穂拾いがなされていたことが判っている(図10)¹⁸⁴。こうした地域で、近代になると落穂拾いの鐘が鳴り始めたわけであるが、それは近代の何時のことであったのか¹⁸⁵。それを正確に知る術はないが、現在把握できる限りでは、18世紀末のサフォークのブラクスホール(Blaxhall)の事例が落穂拾いの鐘が鳴らされた最初の事例で、それは、寺男(sexton)が落穂拾いの鐘を鳴らすことで4シリング余分に支払われたというものである¹⁸⁶。

先述の10州の調査記録報告書以外に、『ノーツ・アンド・クィアリーズ』などから落穂拾いの記述を見ると、ブラクスホールの他に5つの教区について、落穂拾いの鐘の導入時期と終止時期がある程度明確になっている。表6はそれらの史料を整理したものである。サフォークのセバートン、ノーサンプトンシャーのモウルトン、ハートフォードシャーのコーディコート(3教区)ではそれぞれ1815年から1849年(35年間)、1846年から1852年(7年間)、1828年から1895年(68年間)¹⁸⁷まで落穂拾いの鐘が鳴らされていた。またヨークシャーのドリフィールドでは、1840年代に導入され、1901年までには廃止されている(約50~60年間)¹⁸⁸。バッキンガムシャーのオルニーでは30~40年間鳴らされ、1885年か1886

¹⁸⁴ Thomas North, *English Bells and Bell Lore* (1888), pp.167-68; *The Notes and Queries* (Sep.11, 1869), p. 216; King (1991), *op. cit.*, p. 468; Henry Beauchamp Walters, *Church Bells of England*, pp. 167-168; G. E. Mingay, *A Social History of the English Countryside* (London, 1990), p. 107 (Figure 13); William Barnes, *Poems of Rural Life in Dorset Dialect* (London, 1893), pp. 76, 93, 386; *Reports of Special Assistant Poor Law Commissioners on the Employment of Women and Children in Agriculture*, (London, 1843), p. 71 ; Pamela Horn, *Labouring Life in the Victorian Countryside* (Dublin, 1971), p. 77; John Middleton, *View of the Agriculture of Middlesex* (London, 1798), p. 472; John Maynard, "The Agricultural Labourer in. Worcestershire: Responses to. Economic Change and Social Dislocation 1790-1841," (Ph. D. thesis, Coventry, 2005), pp. 151-152. なお、ある報告によると、ランカシャーの Kirkby Ireloth では収穫期に鐘が鳴らされていたが、その鐘はおそらく落穂拾いの鐘だだろう推定されている (Harper Gaythorpe, "Church Bells in the Archdeacon of Furness; Colton, Kirkby Ireloth, Broughton, Woodland, and Seathwaite," *Cumberland and Westmorland Antiquarian and Archaeological Society Transactions* 2.2 [1902], pp. 293-294)。しかし、それは推定に過ぎず、他の史料等による確認ができなかったため、本論では、ランカシャーを落穂拾いが行われ、落穂拾いの鐘が鳴らされていた地域には入れていない。ランカシャーに関しては、今後のさらなる調査が必要である。

¹⁸⁵ 中世の時代にも、「日の出前、あるいは日没後に落穂拾いに出かけてはならない」といった落穂拾いの時間を大まかに定めた規定はあったが、その時間を通知する落穂拾いの鐘は鳴らされていなかった (Ault [1972], *op. cit.*, p. 116)。

¹⁸⁶ Evans, *op. cit.*, pp. 99-100.

¹⁸⁷ Henry Montagu Doughty, *Chronicles of Theberton* (London, 1910), pp. 234-235; Sidney Joseph Madge, *Moulton Church and Its Bells* (1895), pp. 52-53; Doris Jones-Baker, *The Folklore of Hertfordshire* (London, 1977), p. 160.

¹⁸⁸ *The Notes and Queries* (Nov. 3, 1860), p. 356.

年に中止されている¹⁸⁹。18世紀末にすでに鳴らされていたブラクスホールの例を考慮すると、落穂拾いの鐘は18世紀末頃から鳴らされ始め、19世紀前期まさに落穂拾いが大規模に集団化して規律が求められるようになった時期に普及し¹⁹⁰、短いところでは7年間ほど、長いところでは70年間ほど存続していたと言えるようである。

落穂拾いの鐘の消滅は、落穂拾いがもはや時間の統制を必要とするような大規模に集団化された活動ではなくなっていくことを意味する。表7の「備考」は、落穂拾いの鐘が鳴らされていた教会数の推移をメモしたものである。角括弧の中に書かれているマイナスの数字と年度は、その年度に落穂拾いの鐘が中止された教会数を示している。ただし、中止された年度の分かっている教会はごく一部なので、この表ではあくまでおおざっぱな傾向しかわからないが、19世紀後半、特に1880年代前後から減少が加速し、20世紀初頭にかけて消滅していったと言えるようである。ハートフォードシャーは例外的に20世紀初頭でも4割ほどの鐘が残っているが、他の州では19世紀末から20世紀初頭にかけて消滅ないし大幅な減少に見舞われている。エセックスでは1860年代半ばに減少が始まり、1880年代以降にかなり減少が進み、20世紀初頭にはわずか7分の1ほどまでに減少し、リンカシャーでは1880年代はじめまでに落穂拾いの鐘がほぼ半減し、20世紀初頭には4分の1に減少している。ウォリックシャーでは1860年代半ばに減少が始まり、20世紀初頭には完全に消滅し¹⁹¹、バッキンガムシャーでも1850年代半ばから減少が始まり、19世紀末には完全に消滅している。

このように、18世紀末頃から19世紀前期にかけて導入された落穂拾いの鐘は、それからほぼ一世紀後には大幅に衰退し、消滅の道を辿っていったと言える。それはまた、規律化された落穂拾いの始まりとその終焉を画するものでもあったのである。

それでは、落穂拾いの鐘はそれぞれの州で、どのぐらいの教区で鳴らされていたのか。10州の調査報告書等から各州の教区教会毎に落穂拾いの鐘に関する記述を1つ1つ拾い出し、まとめあげたのが先述の表7である。各州の調査史料の調査終了時期（出版年）を基準にして、落穂拾いの鐘がかつて鳴らされていたという記憶の残る教区教会数、当時も

¹⁸⁹ Cocks, *op. cit.*, p.543. なお、ハンティンドンシャーのウッド・ウォールトンでは、その具体的な導入年は明確ではないが、少なくとも19世紀において数年間、教区牧師によってその鐘が導入されたということが分かっている (Owen, *op. cit.*, p.145)。

¹⁹⁰ 例えば、エセックスでは1840年代に落穂拾いの鐘がフルに活用されていたと報告されている (*The Essex Review* 34 [1925], p. 162)。

¹⁹¹ シュロップシャーも20世紀初頭で完全に消滅していたらしい (*The Essex Review* 34 [1925], p. 110)。

依然として鳴らされていた教区教会数を、それぞれ州毎に挙げている。それら2つの教区教会数を足したものが、落穂拾いの鐘がある一定の時期に鳴らされていたことが判明している教区教会の総数ということになる。これら10州での落穂拾いの鐘が鳴らされていた割合を見てみると、エセックスでは499教区教会のうち、59教区教会で鳴らされており、その割合は11.8%である。以下、同様に見ていくと、バッキンガムシャーの2.2%から最大でラットランドの4割弱(37.0%)の教区教会で鳴らされていたことが分かる。概して、東側の穀作地帯の州(エセックス、ハンティンドン、ベッドフォード、ハートフォード)で割合が比較的高く、西側の牧畜地帯の州(レスター、ウォーリック、バッキンガム)では低くなっているが、どちらの地帯でも、これらの数値から判断すると、落穂拾いの鐘は大半の教区で鳴らされていたのでは決してなく、州の限られた教区で鳴らされていたといえる。

しかし、この数値は決して小さいものではない。というのも、この数値は調査時に落穂拾いの鐘が鳴っていたか、鳴っていたことが確認された教区を記録しているものであり、それ以外の教区で落穂拾いの鐘が鳴っていなかったことを示すものではないからである。今後、落穂拾いの鐘の記録が残されていない教区も検証しなければならないが、例えばエセックスの場合では、調査時に落穂拾いの鐘が鳴っていた、あるいは過去に鳴らされていた記録が残る教区は全体の11パーセントであるが、それらの教区は地理的に見るとエセックス全域に分散しており、落穂拾いの鐘の記録がない教区でも、鐘が鳴っていた可能性は極めて高いと推定される。

第二節 落穂拾いの鐘の時間

時間の管理ということでは、落穂拾いの鐘は何時に鳴らされていたのか。表8は、落穂拾いの鐘が鳴らされていた292教会のうち、その時刻が記載されていた155教会に関して整理したものである。

午前では、早いところは日の出時や5時頃に、遅いところでは9時に鳴らされているが、8時に鳴らされるのが過半数を占め、102例で、次に多いのが7時の37例、その次が9時の13例、一番多い8時と7時を合わせると139例で約9割(87.4%)になる。午後では、午後6時が過半数を占め、137例中の76例、午後5時が40例、午後7時が16例、一番多い午後6時と午後5時を合わせると116例で約8割(84.7%)となる。つまり、落穂拾いの

鐘は、朝は7時か8時に、夕方は午後5時か午後6時に鳴らされるのが最も一般的であったと言える。

午前と午後に鳴らされる鐘を調査した結果、午前だけ鳴らされていたのは25例で、残りの132例、8割以上は、午前と午後の2回鳴らされている。つまり、落穂拾いの鐘は、朝に鳴らされて落穂拾いの開始を告げる鐘であったが、それだけではなく、落穂拾いの鐘の大半は夕方にも鳴らされて、落穂拾いの終了を告げる鐘でもあったということである。例外的に午後1時という午後の早い時間に鳴らされている例が2つある。ハンティンドンシャーのものは **Great Gransden** で鳴らされている鐘で、平日は午後は6時に鳴らされているが、土曜日だけ午後は1時に鳴らされている。この教区では土曜日は平日よりも早く落穂拾いが終了されていたことになる。このように平日と週末で落穂拾いの終了時刻を変えている地区は、この10州の調査ではこの教区だけであった。ウォーリックシャーのものは、**Ratley** で鳴らされている鐘である。1つの畑全体を落穂拾いするのに、概して一日かかったといわれているが¹⁹²、この **Ratley** では一日に2つの畑が落穂拾いされ、午後1時の鐘は午後の新しい畑の落穂拾いの開始を告げるための鐘である。午後に鳴らされている鐘の内、この鐘だけが例外的に、落穂拾いの終了ではなく開始を告げる鐘であったと言える。

以上見てきたように、落穂拾いの鐘は、開始の時刻を管理して、落穂拾いの参加者に「公平な開始」(a fair start)を保証しただけでなく、その終了時刻も管理して、落穂を拾う「公平な機会」(a fair chance)と「公平な分け前」(a fair share)を保証しようとしたものだったのである¹⁹³。この鐘の合図は、ウォーリックシャーでは「最も厳格に守られるべき暗黙のルール」(the most strictly observed unwritten law)¹⁹⁴であり、エセックスではその鐘の合図を守ることは「名誉に関わる問題」(a point of honour)¹⁹⁵であったと言われている。この鐘の合図は落穂拾い人が何よりも守るべきルールだったのであり、このルールの違反者には、他の落穂拾い人から制裁が加えられた。例えば、ケンブリッジシャーではその鐘が鳴らされる前に落穂拾いを始めた女性は、彼女が集めた落穂を取りあげられて地面にばらまかれるという制裁を受けている¹⁹⁶。ハートフォードシャーにおいても、落穂拾いの慣習的規則の違反者へのペナルティは通常、その日の拾った分を没収することであった¹⁹⁷。

¹⁹² Grey, *op. cit.*, p. 122.

¹⁹³ Hussey, *op. cit.*, p. 64; *The Essex Review* 34 (1925), p. 107.

¹⁹⁴ Roy Palmer, *The Folklore of Warwickshire* (London, 1976), p. 49.

¹⁹⁵ *The Essex Review* 34 (1925), p. 108.

¹⁹⁶ Bushaway (1982), *op. cit.*, p. 50 ; Mary Chamberlain, *Fen Women* (1975; London, 1977), p. 29.

¹⁹⁷ Jones-Baker (1977), *op. cit.*, p. 160.

また、「公平な分け前」を確保するために、落穂拾いの鐘が、同じ収穫の時期に鳴らされていた収穫の鐘(harvest bell)よりも、朝はかなり遅く、夕方は若干より早く、鳴らされていたことに注意する必要がある。収穫の鐘は、刈り取り人たち(reapers)に刈り取り作業の開始と終了の時刻を知らせるための鐘で、その起源は遠く中世の、お祈りの時刻を知らせるアンジェラスの鐘（お告げの鐘）にまで遡る。その鐘が近世以降、世俗の労働の開始時刻を知らせる鐘となり、収穫期には特別に「収穫の鐘」と称されたのである¹⁹⁸。収穫の鐘は収穫作業という労働の開始と終了を告げる鐘であり、その労働は通常夜明けとともに始められ、日没と共に終了されるものであった。収穫の鐘は、北部のヨークシャーでは朝の5時と夕方7時に、中東部のリンカンシャーでは明け方と日没頃に鳴らされ、ノーサンプトンシャーでは朝の4時に鳴らされている¹⁹⁹。

しかし、同じ収穫期に鳴らされる鐘ではあっても、すでに見たように、落穂拾いの鐘は朝は7時ないし8時に、夕方は午後5時もしくは午後6時に鳴らされるのが最も一般的で、収穫の鐘とは鳴らされる時刻に差がある。これはまさに19世紀イングランドにおいて落穂拾いが専ら一家の主婦と子供たちが集団化して行う活動となっていたことが大いに関係している。例えば、ウィルトシャーでは村の妻たちのほぼ全員とその子供たちが落穂拾いでかかっていたと報告されている²⁰⁰。時にはケントのカンタベリーの巡査部長(sergeant of police)の妻とその7人の子供たちのような、比較的裕福な人たちも落穂拾いに加わっていたことも分かっているが²⁰¹、もっぱら農業労働者の貧民の家族が落穂拾いの主体であった。子供については、ケンブリッジシャーやハートフォードシャー、オックスフォードシャー、ウィルトシャー、サフォークで、収穫期に、落穂拾いのために村の学校が休みになっている。この収穫期の休暇が児童にとっては夏休みで、それは落穂拾いで過ぎていったのだった²⁰²。

子供たちは、雑草と小麦の穂の区別ができるようになるやいなや、毎年、落穂拾いに連れて行かれたといわれている²⁰³。また、小型の sickle から大型の scythe を使用した刈り取り作業の変化等により、収穫期における女性雇用が減ったため、一家の主婦と子供たちを

¹⁹⁸ Thomas North, *English Bells and Bell Lore* (1888), pp. 102-103; Gatty, *op.cit.*, pp. 18-20; Morgan, (1982), *op.cit.*, pp. 157-158.

¹⁹⁹ North (1888), *op.cit.*, 174-75; Madge, *op.cit.*, p. 49.

²⁰⁰ Williams, *op. cit.*, p. 269.

²⁰¹ Baker, *op. cit.*, p. 162.

²⁰² Chamberlain, *op.cit.*, p. 27; Williams, *op.cit.*, p. 269; Jones-Baker, *op.cit.*, 1977), p. 160; Evans, *op. cit.*, p. 79; フローラ・トンプソン (石田英子訳) 『ラクライズ』 朔北社、2008年、375頁。

²⁰³ Warren, *op. cit.*, p. 52.

中心にして行われた落穂拾いによる収入は労働者の生存維持(subsistence)にとって一層重要なものとなっていた。それゆえ、落穂拾いの「公平な分け前」の確保は、労働者側、つまり、落穂拾い人自身が切に求めるものであったと言える²⁰⁴。

こうした事情を背景にして、大家族をかかえる一家の主婦が、夫や子供たちを含む家族の世話を十分に行うことができるように——すなわち、子供たちに朝食をしっかりと食べさせてから、落穂拾いに出かけ、夫が仕事を終える前に帰宅して夕食の準備ができるように²⁰⁵、また、時には、退職した男性農業労働者（例えば、老齢の元刈り取り人など）なども落穂拾いに加わったので、そうした村の老齢者や虚弱者も参加しやすいように配慮して、落穂拾いの参加者が皆——老いも若きも、独身者も家族持ちも——同時に開始して終了し、できるだけ「公平な分け前」が確保できるような時間帯に、落穂拾いの鐘が鳴らされていたのである。つまり、収穫の鐘に比べて、朝はより遅く、夕方はより早い時刻に鳴らされたのであった²⁰⁶。

第三節 落穂拾いの鐘の種類

教会の鐘の鳴らし方には、大きく2つの方法がある。1つは、“tolling”と呼ばれる、1個の鐘だけを揺り動かして鳴らす「単調な鳴鐘法」である。もう1つは“chiming”と呼ばれる、数個の組み鐘を連続して鳴らす「組み鐘の鳴鐘法」である²⁰⁷。“chiming”の場合、複数の鐘が必要になるので、それらの鐘を区別する必要がある。そのため、一番高い音の鐘はtreble ないしは1番の鐘と呼ばれ、以下、音が低くなるにしたがって2番、3番というように番号が付けられ、一番低い音の鐘はtenor と呼ばれる。“tolling”で鳴らされる場合でも、その教会に複数の鐘があれば、何番の鐘が“tolling”されるのかが問題となる。

表9は、10州の教会の鐘の構成を整理したものである。鐘は1個(single)の鐘から、最大で12個一組の鐘まで、合計9種類の鐘が存在している。それぞれの州で一番多い鐘を見ると、リンカシャー、ウォリックシャー、エセックス、ハートフォードシャー、バッキンガムシャーの5つの州はsingleの鐘、ラットランドとハンティンドンシャーは4個一組の鐘、ノーサンプトンシャーとベッドフォードシャーは5個一組の鐘、レスターシャー

²⁰⁴ Snell, *op.cit.* p. 49.

²⁰⁵ North (1888), *op.cit.*, p. 176; *The Essex Review* 34 (1925), p. 162.

²⁰⁶ North and Beresford, *op. cit.*, p.176 ; *The Essex Review* 34 (1925), p.162.

²⁰⁷ カイトリー (1992)、前掲書、22頁。

は3個一組の鐘、となっている。10州全体では、singleの鐘が一番多く、800で全体の約3割(28.4%)を占め、続いて多いのが3個一組の鐘が570で約2割(20.3%)、これら1個の鐘と3個一組の鐘で全体のほぼ半分(48.7%)を占めている。つまり、これら10州の教会では、2つに1つは1個の鐘か3個一組の鐘であったということになる。続いて、5個一組の鐘が490、6個一組の鐘が311で、これらを合計すると全体の約8割(77.2%)となる。

表10は10州で鳴らされていた落穂拾いの鐘のうち、使用された鐘の種類を整理したものである。落穂拾いの鐘292例のうち、singleの鐘が使用されていたのは9例であった。残りの277例は組み鐘が使用されていたことになるが、使用された鐘の種類(つまり、番号等)が明記されていたのは33例であった。いずれもtollingで鳴らされ、chimingで鳴らされている例は見あたらない。tenorが一番多く14例、続いてtrebleが9例、これら2つで全体の約7割(69.7%)を占め、3番目に多い4例のsecond(12.1%)を加えると、これらで全体の8割を越える数字(81.8%)となる。表10から、組み鐘の場合、tenorかtrebleのtollingで落穂拾いの鐘が鳴らされるのが一般的であったと言えるようである。しかし、史料の数が少ないので一般化は困難である。ただし、落穂拾いの鐘は“chiming”ではなく、“tolling”で鳴らされていたということに関しては、ほぼ間違いはないようである。なぜなら、落穂拾いの鐘と同様の、労働の開始を告げる朝の鐘や消灯を告げる夜の鐘等、世俗の季節や日々の鐘はどの教会でもtollingで鳴らされているからである。

なお、ごく少数ではあるが、地域によっては、教会の鐘以外の鐘や角笛が鳴らされていたことが知られている。表11はそれを整理したものである。リンカシャーのNavenbyでは学校の鐘(school-bell)が利用され、ケンブリッジシャーの一部やノーサンプトンシャーのWhitteringではハンドベル(振鈴)が使用されていた。ときには鐘以外のものも使用されている。ウォーリックシャーのWellsbourneでは、一人の少年が角笛(horn)を吹いて知らせる仕事に雇われていた。その少年は各畑から最後の穀物の刈り束が運び去られるのを見張り、その刈り束が運び去られると通りで角笛を吹いて知らせ、落穂拾い人たちを畑まで先導したのである²⁰⁸。また、ウィルトシャーではかつて落穂拾いの鐘が鳴らされていたが、19世紀末頃には鐘はもはや鳴らされず、代わって人が知らせていたということである²⁰⁹。

面白い例として、ノーフォークの一教区では、落穂拾いの鐘がないことが痛感されたため、毎週、朝、ミサのために9時に鳴る、カトリックの礼拝堂の鐘(the bell of the Catholic

²⁰⁸ *The Notes and Queries* (Sep. 24, 1921), p. 256.

²⁰⁹ Williams, *op.cit.*, p. 269.

chapel)が、落穂拾いの開始の合図として採用されている²¹⁰。同じくノーフォークの Gillingham では、慣習として、牧師補(curate)が教会の礼拝で、落穂拾い人は朝の特定の時間よりも前に畑に入ってはいけないと通知することになっていた²¹¹。

落穂拾いの鐘が鳴らされていない教区では、この表にあるような、何らかの形で落穂拾いの時間の管理がなされていたのだろうと推察されるが、詳しいことは分かっていない。今後の更なる調査が必要である。

²¹⁰ *The Notes and Queries* (Jan. 26, 1861), p. 78.

²¹¹ *The Notes and Queries* (Dec. 29, 1860), pp. 519-520.

第五章 落穂拾いの鐘の鳴らし手 と「落穂拾い人の女王」——落穂拾いの鐘に見る慣習社会

落穂拾いの鐘について、その開始時間と終了時間を中心に検証してきたが、落穂拾いの鐘の鳴らし手と鐘代の支払人を分析することで、「公平な分け前」と「時間の管理」という共通意識に垣間見える落穂拾い人の主張と妥協を検証し、慣習社会の有り様に迫りたい。また、一部の地域に出現した落穂拾いの女王に注目することで、鐘による時間を守るための、収穫期の祝祭的儀礼という様相にも注目したい。

第一節 落穂拾いの鐘の鳴らし手

落穂拾いの鐘の鳴らし手は、誰であったのか。誰がその手間賃（鐘代）を払ったのか。こうした問いに答える鐘の鳴らし手について明示されているのは、全史料中でわずか 16 例だけであるが、表 11 はその概要をまとめている。まず第 1 に指摘できることは、1 例だけ特別に指名されたものが鐘を鳴らしているが、半数の 8 例は寺男によって、7 例は教会総務係（clerk）によって鳴らされていることである²¹²。第 2 に、鐘の鳴らし手に支払われた鐘代と鐘代の支払人に関わる情報が見出された 22 例については、ほとんどの場合、落穂拾い人が鳴らし代を出し合って支払っていることである。

具体的に述べると、ウォーリックシャーのオフチャーチのようにファーマーたちが支払ったり、ノーサンプトンシャーのモウルトンやハートフォードシャーのコディコートやウエストミルのように教区委員が 6 ペンスないし 1 ポンドを支払ったり、ハンティドンシャーのセント・ニーオッツのように特別な土地の地代から支払われたりしている例も見出される。しかし、全体としては、個人や家庭、教区単位で、落穂拾い人たちが少額ずつ出し合っている。例えば、リンカンシャー、ラットランド、ベッドフォードシャー、エセックスのリトル・ウォルサムでは落穂拾い人が各自半ペニーから 2 ペンスを支払い、レスターシ

²¹² George Ewart Evans, *Ask the Fellows Who Cut the Hay* (London, 1977), pp. 99-100; Evans (1974), *op. cit.*, p. 80; *The Essex Review* 34 (1925), pp. 56-57, 109, 162; Deeds & Walters, *op. cit.*, p.294; Warren, *op. cit.*, p. 52; Owen, *op. cit.*, pp. 78, 127; *Northamptonshire Notes and Queries*1(1886), p. 248; North, *The Church Bell of the County and City of Lincoln*, *op.cit.*, p. 243; Northand Beresford, *op.cit.*, p. 176; Jones-Baker, *op.cit.*, p. 160; *The Notes and Queries* (Dec. 15, 1860), p. 476.

シャーやエセックスのグレート・ヘンリーでは各家庭が1ペニーほど支払い、グロースターシャーでは教区民が10シリングを支払い、エセックスのラクフィールドでは寺男が落穂拾いの終わり頃に畑を訪れて、落穂拾い人それぞれから、経済的な余力等に応じて1ペニーほど集金している。

このように、落穂拾いの鐘の大半は、落穂拾い人たちが少額を出し合って、教会の総務係や寺男に、その鐘を鳴らしてもらっていたということになる。まさにこの意味において、落穂拾いの鐘は、落穂拾いの開始と終了を統制して、落穂拾いに参加する「全ての人への公平な分け前」を確保するための、村人たち、すなわち、落穂拾い人たちによる自主規制だったと言えるのである。

この自主規制の根底にある「公平な分け前」という考え方の中に、農業労働者たちの平等主義の精神を見て取ることができるのではないだろうか。この「公平な分け前」という考え方の中に、ポリティカル・エコノミー的な自由競争ではなく、平等を重んじ、共同や相互扶助を尊ぶ、中世以来の民衆文化の長い伝統が息づいているのを、言い換えれば、市場関係を越えて共生と生存維持を求めるモラル・エコノミーの伝統が息づいているのを、認めることができるであろう²¹³。ただし、落穂拾いの鐘による時間の管理という側面には、ポリティカル・エコノミー的な一面が見て取れるようである。

第二節 「落穂拾い人の女王」

収穫期のイングランド農村では、落穂拾いの鐘によって時刻を支配し、儀式的に落穂拾いを仕切る女性が現れた地域があった。彼女らは「落穂拾い人の女王」(Queen of the Gleaners)と呼ばれ、毎年落穂拾い人の中から選ばれた²¹⁴。儀礼を伴う新たな形式で再生した「落穂拾い人の女王」は、ノッティンガムシャーやケンブリッジシャー、エセックス、ハートフォードシャーの4州でその存在が知られていることが先述のキングの研究から明

²¹³ 高橋 彰、「訳者あとがき」、ジェームズ・C・スコット『モラル・エコノミー』勁草書房、1999年、301頁。

²¹⁴ レンプストーンでは「落穂拾い人の女王」、ケンブリッジシャーのリトル・シェルフォードでは「女王」(Queen)、エセックスのアシュドンでは「女王」ないし「収穫の女王」(Harvest Queen)と呼ばれていた(*The Notes and Queries* [Oct.13, 1860], p. 285; Enid Porter, *Cambridge Customs and Folklore* (London, 1969), pp. 124-125; Gibson, *op.cit.*, p. 232; Ketteridge and Mays, *op.cit.*, p. 81)。

らかにされている²¹⁵。彼女らに言及した史料は少なく、イングランドの各州でどの程度、落穂拾いの女王が選出されていたのか、詳しいことはよく分かっていないものの、選出された落穂拾いの女王は、落穂拾いに関する確立されたルールを維持・強化し、村の大多数が参加する集団化された落穂拾いを一定の秩序ある規律化された行為にまとめ上げる中心的役割を担っていた。

1860年のノッティンガムシャーのレンプストーンの落穂拾いの女王がよく知られているが、その落穂拾いの女王は、花や木の枝で飾られた肘掛け椅子の王座につくと、彼女の臣下たちによって「落穂拾いがされる最初の畑」に運ばれていき、そこで落穂拾いの3つの掟というルールを宣言したとされる。それらの掟は以下のとおりである²¹⁶。

第一の掟：落穂拾いが行われる畑があるときには、私の従者が毎朝鐘を鳴らすものとする。

第二の掟：8時半に、村のはずれに集合すること。それから私がその畑まであなた方に付き添っていくこととする。

第三の掟：もし私の臣下が、私に先導されることなく、落穂拾いされていない畑に入ったらば、その穀物は没収されて、ばらまかれることになる。

また、ケンブリッジシャーのリトル・シェルフォードでは、19世紀の終わりまで、午前8時に落穂拾いの鐘が鳴らされたが、それに応じて畑の中に座る女王が合図するまで、誰も落穂拾いをすることはできなかった²¹⁷。11時に彼女は“docky”（午前半ばの、パンとチーズの軽食）のために休止を命じ、午後1時に正餐のためにもう一度、休止を命じた。それから、落穂拾いは午後中続けられ、5時、あるいは女王がそう決心すれば、もっと早い時間に、教会の鐘が鳴らされることによって終了されたのである。さらに、新入りの落穂拾い人は皆、女王によって「装締された」(shoed)という。つまり、女王が各新入りの靴底を石でトントンとたたき、その新入りに、仕事を始める前に、ビール代として1シリング払うように命じたのである²¹⁸。

ケンブリッジシャーでは、1811年の段階では落穂拾いに対して規制がなかったと報告さ

²¹⁵ *The Notes and Queries* (Oct.13, 1860), p. 285; King (1989), *op. cit.*, p. 133; 福士、前掲書、117頁。

²¹⁶ *The Notes and Queries* (Oct.13, 1860), p. 285.

²¹⁷ Porter, *op.cit.*, pp. 124-125.

²¹⁸ *Ibid.*, pp.124-125.

れているので²¹⁹、リトル・シェルフォードの落穂拾いの女王は早くとも 1811 年以降に出現したことになるが、彼女は、落穂拾いの開始と終了の時間を管理するだけでなく、休憩の時間まで厳密に管理し、落穂拾いを完全に統制していたことがわかる。さらに新入りの落穂拾い人には一種の加入儀礼があったらしく、女王がその儀礼を執り行っている。落穂拾いは、刈り株に傷つけられながら長時間にわたって腰をかがめて行うハードな労働ではあったが、レンプストーンやリトル・シェルフォードの落穂拾いの女王の儀式張った振る舞いは一種の祝祭的な雰囲気を伴っている。

落穂拾いの時間を管理するファーマー側の規制として、「見張りの束」や「警官」があることを既に指摘しておいた（本論文第三章第二節 pp. 37-39 を参照）が、労働者側の自主規制である「落穂拾いの女王」とファーマー側の規制である「警官」が両方とも存在したエセックスのアシュドンの場合、畑から「警官」がはずされたならば、落穂拾い人は自由に落穂拾いをはじめても良いのではなかった。「女王」の指示にも従わなければならなかったのである。つまり、「警官」がはずされた畑において、「女王」の指示に従って落穂拾いが行われたのである。アシュドンの場合、ファーマー側の規制の「警官」も、落穂拾い人側の「女王」も共に遵守され、二重の規制のもとで落穂拾いの活動が管理されていたと言える²²⁰。また、「落穂拾いの鐘」と「警官」の両方が存在した場合、落穂拾いの鐘が鳴らされ、「警官」がはずされた畑において、はじめて落穂拾いの開始が許されたのであった²²¹。

以上見てきたように、落穂拾いの女王は、儀式的なやり方で、落穂拾いの開始と終了の時間、すなわち落穂拾いの鐘を管理するだけでなく、時には、休憩の時間まで厳密に管理して、落穂拾いの規律化を強化し、落穂拾いの無秩序化を防いだのであるが、女王が行った厳密な時間の管理は、何よりも、落穂拾い人全ての人への「公平な分け前」を確保するためなのであった。落穂拾いの鐘と同様、落穂拾いの女王も、農業労働者たちの間で共有さ

²¹⁹ Gooch, *op.cit.*, pp. 132-133.

²²⁰ Gibson, *op.cit.*, p. 232; Hussey, *op.cit.*, p. 65. なお、ハートフォードシャーの Harpenden では、女性と子供たちが「落穂拾い隊」(“gleaning gang”)と呼ばれるグループを形成して、各グループごとに落穂拾いを行ったが、各グループは落穂拾いの慣習的規則がきちんと守られるようにするために、そのグループの頭となる「女王」(a Queen)を選び、その「女王」がそのグループの落穂拾いを取り仕切り、どこで落穂拾いをするかを決定した。落穂拾いの慣習的規則の違反者へのペナルティは、通常、その日の収穫物の没収であった。この「女王」は「落穂拾い隊」をまとめ上げ、落穂拾いの無秩序化を防ぐ役目を担っていたのであり、落穂拾いの女王ほど形式張ってはいないが、その女王と同じような機能を果たしていたといつてよいであろう (Jones-Baker [1977], *op.cit.*, p. 160; Grey, *op.cit.*, p. 120).

²²¹ Ginette Dunn, *The Fellowship of Song* (London, 1980), p. 35.

れていたモラル・エコノミーに基づく規制から生まれたものである。ただし、それらは、時間の厳重な管理という新しいポリティカル・エコノミー的な論理によってもたらされる規律化を通して、公平と共生を実現する手段であったのである。

第三節 落穂拾いの個人化と消滅

本論第四章第一節において見たように、落穂拾いの鐘は 19 世紀後半、特に 1880 年代前後から減少が加速し、20 世紀初頭にかけて消滅していった。落穂拾いの鐘の減少は、落穂拾いに従事する人々の人数が減って鐘代を集めることが困難となったり、鐘を鳴らして規制することが必要なほどの大人数ではもはやなくなったり、いずれにせよ、落穂拾い人そのものの人数の減少を反映し、村の大半の女子供が大挙して落穂拾いをすることが少なくなっていく過程を示していると言える。このように 19 世紀後半以降、次第に落穂拾いの活動が衰退し、その結果として、落穂拾いの鐘が減少していった要因として、いくつかのことが考えられる。

第一に、本論文第三章第二節で指摘したファーマー側の規制——すなわち、19 世紀後半以降になるとファーマーたちが落穂拾いを自分の雇っている労働者の家族に限定して、落穂拾い人の人数を制限する動き——が顕著になってくることが挙げられる。

もう 1 つの要因として、女性の居場所は家庭であるとする、「都会的で、男性的で中産階級的なジェンダー観」²²²、いいかえれば、ヴィクトリア朝の中産階級的イデオロギー、の農業労働者階級への浸透が挙げられる。はやくも 1860 年代末、サマセット (Somerset) では「教育および全般的な改善の普及にともなって、労働者階級は女性の居場所は彼女自身の炉端であると考えようになり始めている」²²³という報告がなされている。また、1870 年代以後、男性賃金が徐々に上昇していったことが、女性が戸外で労働せずに家庭にとどまることを経済的にも可能にしていったのであった(表 11)²²⁴。その結果、19 世紀末には、一般に女性が落穂拾いをはじめ、戸外の労働に従事することがなくなっていったのである。

1894 年、ノーフォークのクレア・シーウェル・リード (Clare Sewell Read) は 1894 年～1897

²²² Verdon, *op.cit.*, p. 71.

²²³ Verdon, *op. cit.*, p. 70.

²²⁴ *Ibid.*, p. 76; Marjorie Quennell and Charles Henry Bourne Quennell, *A History of Everyday Things in England*, vol. 4 (London, 1934), p. 29.

年の「農業不況調査委員会」(the Royal Commissioners on the Agricultural Depression)の報告書のなかで次のように証言している：

「女性の労働は、我々にとっては完全に消滅しています。我々は、女性たちを畑の中へ入れさせることは減多にしません。それだけではなく、女性たちは今では落穂拾いのことを気にすらしません。昨年はドングリが大豊作でした。それらは1ブッシェルにつき1シリングで売れました。それでも、それらは全部拾われたわけではありません。それから、我々の土地には燧石すいせきがありました。それらの石は道路造りの様々な目的のために大変有用なものです。ですが、我々はそれらの石を集めさせることができません。それから一般的に申しまして、今日では女性を彼女の田舎屋コテツジの外で見かけることはないと申してよいでしょう。」

225

第三章で見たように、19世紀初期には、女性の雇用が減って、女性たちは働きたくても雇用を見出せなくなっていたが、19世紀末では、逆に、女性を雇用したくても、最早女性は戸外での労働に積極的ではなくなっていたのである。

さらに、付随的な要因として、村の水車と風車の消失、言い換えれば、村の製粉業者の消滅が挙げられる。落穂拾いで集められた小麦は脱穀後、村の製粉業者のところに持って行って小麦粉に挽いてもらい、各家庭でパンに焼かれ、貴重な食糧となっていた²²⁶。ところが、村の製粉業者の多くは、より規模の大きな製粉業者との競争に敗れて、19世紀の最後の25年間に姿を消していった²²⁷。1870年代以後の男性賃金の上昇とパンの価格の低下により²²⁸、村人たちは自分でパンを焼くよりもパン屋からパンを買うことを好むようになっていったようであるが、たとえ自分でパンを焼きたいと望んでも、もはや村の製粉業者

²²⁵ Sayer, *op.cit.*, p. 147.

²²⁶ William Coles Finch, *Life in Rural England: Occupations and Pastimes in Field and Village, Farm and Home, Water Mill and Wind Mill* (London, n.d.), p. 56.

²²⁷ イングランドでは、水車用の貯水池や水車、そよ風に揺れる風車は、何世紀にもわたって、どこでもある風景であり、粉屋は1851年には3万7千人以上もいた。しかし、19世紀後期、蒸気機関による製粉所がアメリカやカナダから入荷した固い小麦粒を処理しはじめると、風車や水車は次第に回転を止めていった。村々から製粉所と麦芽醸造所が消えていき、大都市や港に集中するようになっていった (David Souden, *The Victorian Village* [London, 1995], pp. 102-105)。

²²⁸ Maude Robinson, *A South Down Farm in the Sixties* (London, 1938), p. 15. 20世紀に入ると、大抵の人々にとってパンを買うほうが安上がりという状況になる (Sharpe, *op.cit.*, p. 181n61)。

の手助けを得ることが困難になっていったのである。落穂拾いは、小麦だけでなく、大麦やエン麦でも行われていたが、大規模に集団化した落穂拾いの大半は、パンを焼くために十分な小麦粉を獲得することを目的とする小麦の落穂拾いであった。しかしそのパンが焼けなくなるにつれて、大規模な落穂拾いは廃れていったのである²²⁹。

最後に、最大の要因として、19世紀後半になると効率的な農業機械が導入され、落穂の量そのものを少なくし、そのため、経済的には次第に落穂拾いは行うに値しなくなっていったという事情が挙げられる。1870年代に刈り取り機(reaping machine)が普及し、地面近くまで刈り取ることができるようになるとともに、19世紀の最後の25年間に、ハンドレーキ²³⁰に代わって、馬で曳く馬力レーキ(horse-rake)が使用されるようになっていく。それまで使用されていた木製のレーキに比べ、鉄製の馬力レーキ(horse-rake)は大層完璧に切り株をかいていくので、落穂の量が大幅に減った²³¹。さらに、それに追い打ちをかけたのが、1879年より導入された刈り取り結束機(binder)である。この刈り取り結束機は更に地面近くを刈り取ることができ、この刈り取り結束機が一般に使用されるようになった地域では、集団化した gleaner たちが姿を消していき、最早落穂拾いの鐘が鳴らされることはなくなっていったと指摘されている²³²。

こうした複合的な要因が作用して、大規模に集団化され、ジェンダー化され、規律化されて行われていた落穂拾い活動を衰退させ、落穂拾いの鐘を最終的に消滅させていったのである。

ただし、落穂拾いの鐘が鳴らされなくなったことが、即、その教区で落穂拾いが消滅してしまったことを意味するわけではないことを考慮しておかねばならない。スティーヴン・ハッセー(Stephen Hussey)が論文“‘The Last Survivor of an Ancient Race’:The Changing Face of Essex Gleaning”において指摘したように、落穂拾いを規制していた慣習の消滅を落穂拾いそのものの終焉を示す証拠として取り上げるべきではないからである。ハッセー聞き取り調査等を通じて、エセックスでは落穂拾いを規制していた慣習が消滅しても落穂拾いはそのやり方や性質を変化させながら細々と存続し続け、最終的に消滅していくのは「第二次世界大戦後の数十年間に」コンバインが普及していった時であることを明らかにした

²²⁹ Hussey, *op. cit.*, pp. 68-69.

²³⁰ bonny rake や dow-rake とも呼ばれていたらしい (*The Notes and Queries* [Aug. 20, 1921] 157; *The Essex Review* 34 [1925], p. 211)。

²³¹ Hussey, *op. cit.*, p. 67; *The Essex Review* 34 (1925), pp. 210-11.

²³² *The Essex Review* 34 (1925), pp. 162-63; *The Essex Review*. 34 (1925), p. 210; O. S. オーウィン(三澤嶽郎訳)『イギリス農業発達史』御茶の水書房、1978年、86頁。

のだった²³³。

確かに、「刈り取り結束機と畜力レーキが、落穂拾い人の、(北部エセックスでいうところの) ‘cotty’ bag の中味を減少させ、これに伴い、落穂拾いに行く用意をする村人たちの人数を減少させた」²³⁴。そしてはや多くの者が落穂拾いをするのがなくなったために、落穂拾いの鐘のような、村全体で落穂拾いを規制していた慣習は消滅していくことになったが、機械が全ての散らばった穂を一掃するほど効率のよいものでは決してなかったので、少数ながら貧しい者たちは個人的に落穂拾いをつづけることができたのであった。また、労働者の実質賃金が上昇し、家庭でパンを焼く習慣がなくなるとともに、落穂拾いはもっぱら家畜のえさ用に行われるようになっていった。このように、「機械化と家族経済の変化という二重の過程のなかで、落穂拾いの地位は、その村の大多数が参加する村の労働作業という中心的地位から豚や鶏の餌として少数の人たちが当てにする周辺の地位へと変化し」ながら²³⁵、ごく僅かの人たちが小規模に個人的に行うものとしてほそぼそと生き延びていたが、「後ろに穀物の落穂を1つも残さない」コンバインの登場によって、もはや落穂拾いをする余地は全くなくなり、落穂拾いは完全に消滅していくことになるのである²³⁶。

刈取機と脱穀機を兼ねる機械であるコンバインは、早くも 1836 年にアメリカで試作品がつくられたが、アメリカで本格的な実用化が始まるのは 1860 年代・70 年代になってからである。以後、アメリカではコンバインが次第に普及し、20 世紀初めにはすでにコンバインの使用が一般的になっていた。しかし、それらの機械は、小麦がより湿っており、麦藁がより重く、より長いイギリスでは十分満足のいく使用ができなかったため、それらの機械はイギリス農場用に改良がなされなければならなかった。イギリスに初めてコンバインが登場するのは、第一次大戦後の 1926 年まで待たねばならない。しかも 1939 年の時点でも 100 台未満のコンバインが稼働しているにすぎなかった。コンバインが普及しだすのは第 2 次大戦後の 1940 年代後期以降である。1950 年代初期にはイングランドとウェールズにおい

²³³ Hussey, *op. cit.*, pp. 61, 67.

²³⁴ *Ibid.*, p. 67.

²³⁵ 地域によっては、家畜のえさ用として行われる落穂拾いは、必ずしも少数の者が行うとは限らなかった。19 世紀初頭にリンカンシャーの Digby に生まれたグレスウェル(Fred Gresswell)の回想によれば、彼が子供の頃、Digby の村では、畑の穀物が運び去られた後、村の女性と子供の大部分の者が落穂拾いに出かけ、冬の間、一家の一頭の豚を養うのに十分な量を得ていたという (Fred Gresswell, *Bright Boots* [London, 1958], pp. 44-45)。Digby では、世紀末、もっぱら家畜のえさ用として落穂拾いがかなりの人数 (村の女・子供の大部分) によって行われていたようである。

²³⁶ Hussey, *op. cit.*, p. 67.

て2万台を数えるまでになり、以後、急速に普及し、1960年代初めまでにはそれらの使用が実質上一般的になっていった(表12)²³⁷。ハッセーによれば、この1950年代初期まで細々と存続していたエセックス州の落穂拾いも、それ以後、「1950年代と60年代」という「第2次世界大戦の後の数十年間のうち」に最終的に消滅して行ったのである²³⁸。

エセックスだけでなく、19世紀前半に盛んに落穂拾いが行われていた他の州、例えば、エセックスの隣のイースト・アングリア(East Anglia)の地域、サフォーク州やノーフォーク州などの穀作地域も、落穂拾いが19世紀末から20世紀初頭で消滅していくのではなく、形を変えながら、細々と20世紀中頃まで存続していたことが当然予想される。それらの地域についてはハッセーが行ったような調査・研究がなされておらず、今後の実証的な調査・研究を待たねばならない。

²³⁷ L. W. Cowin, "Combine Harvester," *The Wordsworth Dictionary of British Social History* (1973; Ware, 1996), p. 75; Collins, *op.cit.*, pp. 42, 47.

²³⁸ Hussey, *op.cit.*, p. 62; Michael Shrubbs, *Birds, Scythes and Combines* (Cambridge, 2003), p. 293.

第六章 Moulton 教会とその鐘——19 世紀イングランド農村における鐘と慣習社会

18～19 世紀イングランドでは、農村部・都市部を問わず、その地域の教区教会を中心に鳴らされる鐘の役割は実に大きかった。教区教会の鐘は、現在も続く日曜日の礼拝の鐘や埋葬の鐘、結婚式の鐘といった宗教儀式や行事にかかわる鐘としてのみならず、世俗の日々の時報を告げる鐘や緊急時に人々を招集する鐘、季節の農作業を告げる収穫の鐘などとして様々な折に鳴らされ、教区教会を基盤とした地域住民に宗教的・世俗的イベントや慣習を告知し、その人々の日々の生活のリズムを刻んでいた。落穂拾いの鐘もその世俗的鐘に属するものである。

本章では、中部イングランドのノーサンプトンシャーに位置する Moulton という特定の一教区の教会の鐘の歴史とその鐘の使用法の分析を通して、落穂拾いが盛んに行われていた、イングランドの一農村における教区教会の鐘の成立過程及びその鐘の機能と役割について考察し、教区教会の鐘を介した慣習社会のあり方を見ていきたい。

教区教会の鐘の歴史やその使用に関する研究は、いわゆる鐘学の研究分野の一部をなしている。教会の鐘に関する鐘学の本は、大きく 2 つに分類できる。1 つは、1857 年にウィリアム・C. ルーキス (William C. Lukis) 牧師がウィルトシャーの教会の鐘を調査して出版した『鐘の話』(*An Account of Church Bells*)を初めとする、主にイングランドの州を単位として、各地の教会の鐘を調査、研究した本である。本論で史料として取りあげた、落穂拾いの鐘が鳴らされていた 10 州の鐘の本はその代表的なものである。

もう 1 つは、イングランドの教会の鐘の歴史とその使用法を、どちらかと言えば、巨視的に概説したもので、1848 年にアルフレッド・ギャティ (Alfred Gatty) が出版した『鐘: その起源、歴史、及び様々な使用』(*The Bell: Its Origin, History, and Uses*)を含め、以下のものが、その代表的なものである。

1. Thomas North, *English Bells and Bell Lore* (1888)
2. Henry Timothy Tilley and Henry Beauchamp Walters, *The Church Bells of Warwickshire; Their Founders, Inscriptions, Traditions and Uses* (1910)

各州の教会の鐘を調査したものは、どちらかと言えば、鐘の鑄造年や鑄造者、鐘に刻ま

れた銘の調査に力が注がれており、その使用については簡潔な記述で終わっている。一方、概説書の方は、鐘の機能や使用法を広く網羅的に解説しているが、その具体的な鳴らし方等に関しては、それほど詳しいものとはなっていない。

ある特定の教区教会の鐘の起源から現代に至るまでの歴史の変遷を跡付けるとともに、その使用法を調査、研究したものはごく少ないのが現状である。そうした中であって、シドニー・ジョーゼフ・マッジ (Sidney Joseph Madge) が 1895 に出版した『モールトン教会とその鐘』(Moulton Church and Its Bell, 1895) は、簡便ながら、Moulton という村の教区教会の歴史とその鐘の使用について、教会の設立時まで遡って調査、研究した本で、貴重な史料と言える。本章で行う Moulton 教会の鐘の歴史とその鐘の使用法の分析は、主としてこの史料に基づくものである。

第一節 Moulton 教会とその鐘の変遷

Moulton 教区は、イングランドの East Midlands にあるノーサンプトンシャーの州都 Northampton の近く (Northampton から 4 マイル以内) に位置する大きな村である。現在はダヴェントリ地区 (Daventry district) に所属しているが、かつては、Moulton Park を含んだ Moulton and Moulton Park 教区としてスペルハウ郡 (Hundred of Spelhoe) に所属していた。Moulton Park は、その後、Moulton から分離し、マッジの本が出された 1895 年にはすでに別個の教区を形成していた²³⁹。Moulton の広さはおよそ 3,000 エーカー、Moulton Park の広さは約 450 エーカーで、スペルハウ郡で一番大きな教区をなしていた。Moulton Park が分離して Moulton だけで教区をなすようになっても、大きい方の教区であったといえる²⁴⁰。8 世紀のはじめ、1701 年には Moulton 教区の人口は 450 名であった。その後次第に増えて、19 世半ば、1861 年には 1,848 名になるが、その後は次第に減少し、マッジの本が出版された 1890 年代の初頭、1891 年には 1,382 名となっていた²⁴¹。

²³⁹ *A History of the County of Northampton: Volume 4* (1937), pp. 63-64.

²⁴⁰ Madge, *op.cit.*, pp. 15-16. また、Moulton の村は、Baptist Missionary Society (1793 年) の創設者で、インドへの宣教師として有名なウィリアム・ケアリー (William Carey, 1761-1834) の生まれ故郷として有名である。彼の名前を冠した Carey Baptist Church が存在する。

²⁴¹ *Ibid.*, p. 15.

(1) 7 世紀～14 世紀初頭：聖ペトロ教会の設立と鐘の導入時期

この Moulton の村の教区教会の起源は遠くサクソン時代にまで遡る。7 世紀初頭、海拔 340 メートルの丘の上に、聖ペトロに捧げられた小さな木造の教会が Moulton に建てられた（一番目の教会）²⁴²。10 世紀の初め、このサクソン時代の教会はデーン人たちによって攻略されて焼失したが、その場所に再建され（二番目の教会）、通常の“lytel hande bell”（小さな振鈴）に加え、その小塔（turret）に小さな鐘が 1 つ取り付けられていたことがわかっている²⁴³。1017 年にも同様の運命を辿って焼失したが、また別の教会（三番目の教会）が再建され、その教会のかなりの部分が現存していると言われている²⁴⁴。

続く 11 世紀の間、Moulton 教会には少なくとも 1 つの教会の鐘があり、12 世紀初めころにもう 1 つの鐘（おそらく荘園領主の贈り物の鐘）が加えられていった。

(2) 11 世紀後半～14 世紀：vicar の任命、聖ペトロと聖パウロ教会の成立

ノルマン・コンクエスト後の 1084 年、ノルマン人のグリムボールド(Grimbald)が、Northampton にある修道院 St Andrew's Priory に、“Multon”の教会（すなわち三番目の教会）と十分の一税を与え、以後、このグリムボールドの後継者たちやその後の所有者たちがそのことを認めていくことになる。1209 年には司祭職(vicarage)が主教のウェルズ (Bishop

²⁴² ヨーロッパでは、イタリアのカンパニアの聖人 Paulinus of Nola (354-431)が、400 年に初めて教会に church bells を取り付けたとされている。一方、イングランドの場合、尊者ベアダの記述によれば、7 世紀末に教会の鐘が導入された。当初は、大修道院でしか鐘は使用されていなかったが、10 世紀の前半までには教会の鐘が一般的となり、鐘楼 (bell towers) の中に鐘が取り付けられるようになっていった。鐘が導入される前には、キリスト教徒たちを礼拝に招集するために 2 つの方法が用いられていた。1 つは“runners”（走り使い）によるもの。もう 1 つは“sacred boards”（聖なる板）を叩いて鳴らす方法である。7 世紀初頭に建てられた Moulton の一番最初の教会にはいかなる鐘もなく、runners や sacred boards を使用して人々を礼拝に招集していたと考えられている (“Church Bell” https://en.wikipedia.org/wiki/Church_bell) ; R. マリー・シェーフター[鳥越けい子他訳]『世界の調律：サウンドスケープとはなにか』平凡社、2006 年、132 頁; Gintautas Žalėnas, “Cum Signo Campanae. The Origin of the Bells in Europe and Their Early Spread,” *Meno istorija ir kritika / Art History & Criticism* 8 [2013], p. 67 ; Madge, *op.cit.*, p. 24)。

²⁴³ Madge, *op.cit.*, p. 24. Moulton 教会に、小さいとはいえ、鐘が取り付けられたのは 10 世紀であったと言える。一説によれば、930 年までにはイングランドでも教会の鐘が一般的となって鐘楼 (bell towers) の中に鐘を取り付けるようになり、960 年までには大抵の鐘楼は複数の鐘（7 つまでが標準）を持つようになっていたと言われている (“Campanology” <http://www.bio.utexas.edu/faculty/bryant/personal/campanology.html>))。

²⁴⁴ *Ibid.*, pp.19-20.

Wells) の指示によって与えられ、以後、連綿と vicar (司祭；教区委任牧師) が任命されていくことになる²⁴⁵。

13 世紀に入ると鐘楼(belfry)も建てられ、数個の新しい鐘が取り付けられた。しかし、「貴族戦争」(‘Barons’ War [1264-67]) が原因でひどく荒廃してしまった Moulton 教会は、リンカーン主教 Oliver Sutton の 1298 年の命令により、当時の vicar であった Robert de Botelbridge のもとで、鐘楼と教会が再建され、南側に美しい側廊が付け加えられた。そしてこのとき、その再建された教会は聖パウロに捧げられた²⁴⁶。そもそも、この教会が 7 世紀に初めて建てられたとき、聖ペテロに捧げられていたので、以後、聖ペテロと聖パウロ教会 (St. Peter and St. Paul) が Moulton 教会の正式の教会名となり、現在に至っている。14 世紀後半に南の玄関が付け加えられ、明かり層(clerestory)も建てられ、塔、側廊、南玄関、明かり層が備わった、現在の教会に近い形が出来上がった²⁴⁷。

(3) 15 世紀以降：6 つの鐘と鐘銘

15 世紀の前半、1422 年頃に、新しい優雅な鐘楼(belfry)が古い鐘楼の上に作られた。この塔は、上から尖塔、新しい鐘楼、古い鐘楼、時計室(clock room)、その時計室の真下に鐘鳴室 (ringing-room) がある構造をもち、尖塔 (1645 年頃にその尖塔は取り除かれることになる) を除いて、現在の塔と同じものが完成したことになる (図 11、図 12)。1450 年から 1540 年の間に、新しい 2 個の鐘が、すでにあった 4 つの鐘に加えられ、塔の中の鐘は合計 6 個となる²⁴⁸。1552 年に Moulton を訪れた、教会関係の様々な調査等を行う委員の報告によると、サンクタスの鐘 (the Sanctus [三聖唱 (聖餐式の賛美歌)]を唱えるときに鳴らされる鐘) が 1 つ、他の鐘が 4 つ、Mote-bell (モウト・ベル；人を会議の場所へ招集する鐘) が 1 つである²⁴⁹。興味深いことに、その Mote-bell は Moulton の住民たちが購入し、それを教会の鐘とは別に、特別に Mote-bell として設置したもので、この鐘は教会ではなく、Moulton の教区民に属していたのだ²⁵⁰。

その後、サンクタスの鐘が処分されてしまい、1700 頃には 5 つの鐘があったことが分かっている。その treble と second の鐘の日付は不明であるが、third と fourth の鐘は 1664 年、

²⁴⁵ *Ibid.*, p. 20.

²⁴⁶ *Ibid.*, p. 21.

²⁴⁷ *Ibid.*, p. 22.

²⁴⁸ *Ibid.*, p. 26.

²⁴⁹ *Ibid.*, p. 28.

²⁵⁰ *Ibid.*, p. 29.

tenor の鐘は大変古く 1216-72 年の日付となっている。

18 世紀末の 1795 年に、これら 5 つの鐘は Leicester の Mr. Edward Arnold の鑄造所で 6 個の鐘に鑄造し直されることになる。5 個の鐘を 6 個に鑄造し直したので、当然その 6 個の鐘は、古い鐘と比べて、各鐘がより小ぶりで軽い鐘になっている(表 13)。鐘は重くて大きなものになるほど、音が低い鐘となるので、昔の鐘は新しい鐘よりも全体的に低い音程の鐘であったと思われるが、どの程度低かったかは不明である。ただし、新しい 6 個の鐘に関しては、それぞれ、treble が D(レ)、second が C(ド)、third が B \flat (シのフラット)、fourth が A(ラ)、fifth が A (ソ)、tenor が F(ファ)の音程を持つ鐘であることが分かっている。なお、教会の鐘には、何らかの銘 (inscription)が刻まれており、その銘を研究するのが鐘学の主要な 1 分野となっている。Moulton 教会の新しい 6 個の鐘にも、当然、銘が刻まれているが、それらの銘のうち、4 つの鐘の銘は、牧師の名前や鐘の重量、直径等が記されたもので、ごくありふれたものと言えるが、残り 2 つの鐘の銘はそれらとは異なり、注目に値する。1 つは treble の鐘の銘で、「すべては神の栄光のためになされるべし」(OMNIA FIANTE AD GLORIAM DEI; Let all be done to the glory of God.) というものである。このモットーは、この Moulton の treble の鐘以前にも、ノーサンプトンシャーの他の 23 の教会の鐘に見られる銘文で、その意味ではかなり伝統的な銘であったと言える。もう 1 つは、tenor の鐘の銘で、「我は生者を教会へ呼び、すべての者を墓へ召喚する」(I TO THE CHURCH THE LIVING/ CALL AND TO THE GRAVE DO SUMMONS ALL)というものである。ノーサンプトンシャーの他の 13 の教会の tenor にも同様のモットーが記されているので、これもかなり伝統的な銘であったと言える。ただし、このモットーを見ると、この treble の鐘は教会の礼拝を知らせて信者を招集する鐘であるとともに、葬式の鐘であったと思われるが、19 世紀末の Moulton で実際に使用されたのは、後ほど見るように、専ら葬式の鐘としてであった。

第二節 様々な鐘の使用と習俗——音の暦

教会の鐘には tolling、chiming、round などと呼ばれる鳴らし方がある。tolling は 1 つの鐘だけを鳴らす単調な鳴鐘法、round は treble (一番高い音を出す鐘) から tenor (一番低い音を出す鐘) まで鐘を下降音階的に順に鳴らす鳴鐘法、chiming は数個の組み鐘を階調的に鳴らす鳴鐘法である。Chiming は比較的新しい鳴らし方で、17 世紀のイングランドの

Oxford で創始されたものである²⁵¹。

19 世紀末の Moulton 教会では、6 個の鐘をすべて使った chiming は、毎日曜日の晩禱 (evening service/evening song) の始まる直前と 3 月 25 日のお告げの祝日 (Lady Day) に、それぞれ特有のメロディーを奏でながら、鳴らされていたことがわかっている。後者のお告げの祝日の鐘は、1895 年から遡って数年前に鳴らすのが中止されている²⁵²。後ほど見るように、Moulton 教区では過去に鳴らされていた鐘が次第に廃止されていき、19 世紀末には教会の祭日の鐘を除けば、日々の労働と消灯の鐘、日曜の礼拝の鐘と葬式の鐘がその主な役目となっていた。

以下、Moulton 教会の鐘が実際にどのように使用され、鳴らされていたのかを、さらに詳しく、(1) 平日 (日々) の鐘、(2) 日曜 (礼拝) の鐘、(3) 弔鐘の鐘、(4) 農作業の鐘、に分けて見ていくこととする²⁵³。

(1) 平日 (日々) の鐘——世俗の時間を告知する鐘

19 世紀後期に安価な懐中時計が導入されるまで、一日の時刻を知らせるために鐘をならす慣習は田舎ではなくてはならないものであった²⁵⁴。

Moulton では一日 3 回、世俗の時間、すなわち、朝の仕事の開始、昼食、夜の就寝の時

²⁵¹ “Campanology,” *op.cit.*

²⁵² 図 13 は日曜日の晩禱の直前に鳴らされる鐘の chiming のメロディーで、図 14 はお告げの祝日に鳴らされるメロディーである。このお告げの祝日のメロディーが、お告げの祝日に随時繰り返されて鳴らされ、“Ave Maria” (聖母マリアの祈り) となっていたのであった。このメロディーの第一小節は、treble の鐘から第 2、第 3、第 4、第 5、tenor の鐘へと順次、下降音階的に鳴らされていくもので、いわゆる round と呼ばれる鳴らし方がその第一小節のメロディーを構成している。鐘の鳴らし手たち (ringers) は、round で鳴らし始めて、それから chiming へ移っていくというのが、典型的な鳴らし方であったと言われている。このお告げの祝日のメロディーには、その典型的な鳴らし方のパターンが取り入れられていると言える。なお、リンカンシャーの Lincoln Cathedral でも、図 15 にあるように、お告げの祝日に、同じような“Ave Maria” (聖母マリアの祈り) のメロディーが鳴らされていたことがわかっている(North [1888], *op.cit.*, p. 155)。

²⁵³ マッジの本では、付録として「鐘の使用法一覧」(p. 60)が付いているが、その表の記述には、本文でなされている鐘の使用法の説明(pp. 49-51)と矛盾する箇所がある。「鐘の使用法一覧」の表は、付録としてつけられているもので、本文の記述を表に整理したものと見なせる。それゆえ、おそらく、本文の記述が正しく、「鐘の使用法一覧」の記述の方が間違っていると思われる。本論は本文の記述に従っている。

²⁵⁴ Morgan (1982), *op. cit.*, p. 159.

刻を知らせるために鐘が鳴らされていた(表 14)。朝の鐘は、鳴らされる時刻が季節によって異なり、大きく3つの時間に分けられていた。収穫の時期を除く3月20日から9月22日までの期間、春夏の鐘 (spring and summer bell) として、朝5時に鳴らされていた。収穫期 (1893年の例では、7月31日から約5週間の期間) には、収穫の鐘 (harvest bell) として、朝4時に鳴らされ、9月23日から3月19日までは、秋冬の鐘 (autumn and winter bell) として、朝6時に鳴らされていた。収穫の鐘は、落穂拾いの鐘と同様、収穫作業に関わる重要な鐘である。この鐘については、後ほど、農作業の鐘のところでもさらに詳しく述べることにする。

昼と夜の鐘は、季節に関係なく、常に正午と午後8時に鳴らされている。これらの平日の鐘はいずれも tolling で鳴らされている。朝の鐘は第3の鐘が使用され、昼の正午の鐘には第3ないし第2の鐘が、晩の消灯の鐘 (curfew) には第5の鐘が使用されている。つまり、朝や昼の時間に鳴らされる鐘は比較的高い音程の、快活さや活動性を暗示・喚起する鐘が使用され、晩の消灯の鐘は比較的低い音程の、落ち着きや非活動性を暗示・喚起する鐘が使用されているのであり、鳴らされる鐘の種類とそれが告知する内容との間に、象徴的ないし共感的な相関性が見て取れるようである。

平日の鐘は、日曜日には鳴らされず、礼拝の鐘にとって代わられることになるが、晩の鐘だけは土曜日にも鳴らされないことになっている。この点に関して、マッジは「奇妙にも、遠い昔から消灯の鐘は土曜日にも日曜日にも鳴らされてこなかった」と指摘するだけにとどめているが²⁵⁵、教会暦では各日の起算は日没をもってするので、土曜の晩は、日曜日のイヴ (前夜) として、すでに平日とは見なされていなかったためではないかと思われる。

なお、就寝の鐘と同様の役割を担った消灯の鐘は、ウィリアム征服王 (イングランド王 1066-87) によって午後8時に鳴らすことが制定された、大変古い歴史を持つ慣習である²⁵⁶。一方、朝、正午、夕方に鳴らされた世俗の鐘は、中世の時代、14世紀に導入されたアンジェラスの鐘 (アヴェ・マリアの鐘 ; 「お告げの祈り」の時刻を告げる教会の鐘) の名残だと言われている。宗教改革後、そのアンジェラスの鐘が世俗化して存続し、労働の開始と正午と労働の終了という世俗の時間を告知する鐘となっていたのだった。アンジェラスの

²⁵⁵ Madge, *op.cit.*, p. 50.

²⁵⁶ シューファー、前掲書、145頁; なお、Northによれば、アルフレッド王 (849-99) が、いち早く、ウィリアム征服王に先んじて、OxfordのCorfaxにおいて消灯の鐘の使用を命じていたらしい (North [1888], *op.cit.*, p. 98)。

鐘は午前 6 時と正午と午後 6 時に鳴らされ、消灯の鐘は、夕べのアンジェラスの鐘よりも 2～3 時間遅い午後 7 時か 8 時に鳴らされていた²⁵⁷。まさに Moulton 教区の朝と正午の鐘はアンジェラスの鐘の、晩の就寝の鐘は一番古い歴史をもつ鐘の 1 つである消灯の鐘の、生き残りと見なせるものであり、いずれも宗教改革以前にその起源を有する、長い歴史と伝統を誇る鐘であったと言える。

ちなみに、1847 年には、教会庶務係(the Parish Clerk)に、この消灯の鐘を鳴らす仕事に対して、年 10 シリングを支払うことにしたという記録が残っている。この 10 シリングという値は、グロースターシャーの Churchdown 教区、ハートフォードシャーの Westmill 教区で、教会庶務係が落穂拾いの鐘の鳴らし代として受け取った額と一致する。19 世紀末、鐘の鳴らし手に支払われる鐘代は、これぐらいの値が相場だったのかもしれない²⁵⁸。

(2) 日曜（礼拝）の鐘

教会が鳴らす鐘は、言うまでもなく、宗教的な意味合いを持つものが多い。日曜日には日々の世俗の鐘は鳴らされず、専ら礼拝のための宗教的な鐘が鳴らされている（表 15）。朝祷 (Matins)の時間に、その日に説教がある時には、そのことを知らせる早朝の鐘 (Early Morning Bell)が、午前 7 時に第 2 の鐘を使って tolling で鳴らされる。それから 1 時間して、第 2 の朝の鐘(Second Morning Bell)が第 3 と第 4 の鐘を使って chiming で 15 分間鳴らされるが、この鐘が一体何のために鳴らされるのかはよくわかっていない。続いて、朝祷のための鐘が chiming で 10 時 15 分から 10 時 40 分まで鳴らされ、その後、treble の鐘が ringing-in として 5 分間鳴らされる。ringing-in とは、礼拝を知らせる chiming の鐘の最後に、礼拝がまさに始まろうとしていることを知らせるために鳴らされる鐘のことである。そして礼拝の終わりの祝祷 (Benediction)が挙げられるやいなや、第 2 の鐘が鳴らされ、村人たちに朝祷の終了が知らされる。

午後の礼拝が行われるときには、そのことを知らせる説教の鐘(Sermon Bell)が第 3 と第 4 の鐘の chiming で鳴らされる。続いて、午後の礼拝のための鐘が午後 2 時 30 分から 2 時 55 分まで chiming で鳴らされ、その後、朝祷のときと同様に、treble の鐘が ringing-in として 5 分間鳴らされる。冬の時期、毎日曜日に行われていた午後の礼拝は、1885 年以後廃止されている。

²⁵⁷ Walters (1912), *op.cit.*, p.148.

²⁵⁸ *The Notes and Queries* (Dec. 15, 1860), p. 476 ; Jones-Baker (1977), *op.cit.*, p. 160.

午後4時に、晩禱で説教が行われることを伝える「説教の鐘」が第3と第4の鐘の chiming で約15分間鳴らされる。続いて、晩禱(Evensong)のための鐘が午後5時30分から午後5時55分まで chiming で鐘が鳴らされる。その後、trebleの鐘が ringing-in として5分間鳴らされるが、chiming で鳴らされることもある。

このように、Moulton 教区では、朝禱、午後の礼拝、晩禱の3つの礼拝が行われていた1884年までは、午前7時から午後6時までの間に、およそ1～2時間おきに計8回、ほぼ毎回15分から30分にわたって chiming (ただし ringing-in は treble の tolling) で鐘が鳴らされていたことになる。日曜日には、朝から夕方にかけて、教区民はひっきりなしに教会の鐘を耳にしていたと言ってよいであろう。午後の礼拝が廃止された1885年以降でも、朝禱と晩禱に関わる鐘が計6回、平日の鐘の2倍の回数の鐘が鳴らされていたのである。テレビもラジオもない時代、都会の産業騒音を知らない、ハイファイな音環境を維持していたと思われる田舎の Moulton では、日曜日には絶えず聞こえてくる宗教的鐘の chiming のこだまがその音風景(サウンドスケープ)を支配していたと言えるであろう。

(3) 弔鐘と収穫作業の鐘

以上見てきた、日々の世俗の鐘と日曜の礼拝の鐘の他に、注目すべき鐘の使用として、弔鐘の鐘(Death Bell)がある。日曜の鐘と同様、これは教会に関わる宗教的鐘の一種である。Moulton 教会では5種類の弔鐘——埋葬式予告の鐘、葬式の鐘、弔いの鐘、小児の弔いの鐘、葬式の鐘——が鳴らされていた(表16)。

埋葬式予告の鐘(Winding Bell)は、正午の鐘の直後に tolling で鳴らされて、その日の午後に葬式が行われることを告知する鐘である。trebleの鐘が使用されている。人が亡くなると、弔いの鐘(Death Knell)が tenor で数分間 tolling で鳴らされ、その死を告知する。その後しばらくしてから、死者の性別が、男性の場合は tenor の鐘の3連打を3回、女性の場合は2連打を3回打って知らされる。子どもの場合は、小児の弔いの鐘(Infant's Death Knell)として、tenor より音程が高い第3の鐘が使用されるが、性別は大人と同じようにして知らされている。

埋葬式では、葬式の鐘(Funerals)が tenor で15分から20分間鳴らされ、その後、葬列が家を出発することになっている瞬間に、その鐘が「起こされて」(raised ; 鐘の開口部を真上に向けて)鳴らされる。マッジによれば、このように葬列が出発するときに鐘が「起こされ」るのは、Moulton 特有のもので、著述家たちの間で頻繁に引用されたそうである。

上述の埋葬式予告の鐘と吊いの鐘、小児の吊いの鐘、葬式の鐘以外に、黙鐘 (Dumb Peals) が鳴らされている。黙鐘とは、鐘の舌(tongue)にマフラーをつけて音を弱めて鳴らされた鐘声のことである。Moulton では、黙鐘は著名人や鐘の鳴らし手がなくなったときに鳴らされていた。鐘学の研究者トマス・ノース(Thomas North)によれば、黙鐘は埋葬式の後、あるいは埋葬式のあった日の晩などに鳴らされていたということであるが、Moulton では、黙鐘が具体的にどの時刻に鳴らされていたかは不明である²⁵⁹。

ところで、吊いの鐘は一般に臨終の鐘 (Passing Bell) とも称されるが、厳密な意味での臨終の鐘は、臨終の床にある病人のために祈るように人々を促し、また、司祭には直ちに病床に赴いて臨終の秘跡(Last Rites)を施すように告げるための鐘のことを指す。また、この臨終の鐘は、俗間では、病人の魂が肉体から遊離する瞬間に飛びつこうと待ち構えている悪魔を怖がらせて追い払うために鳴らされる鐘と信じられていた²⁶⁰。この点において、この臨終の鐘は教会の鐘が持つ2の機能——信者達の注意を引きつける求心的機能と悪魔を追い払う遠心的機能——を典型的に示す鐘であったと言える²⁶¹。臨終の床にあった病人が亡くなると、吊いの鐘が鳴らされ、人々は病人の死を知ると共に、その死者の霊のために祈るのが習わしであった。宗教改革期に、死者のために祈ることは「愚かで迷信的な弊習である」と見なすプロテスタントによって吊いの鐘は重んじられなくなっていったが、その鐘は廃止されることなく存続し、その数を急速に減少させながらも現在に至っている。現存しているこの鐘は吊いの鐘であるが、今日では一般に臨終の鐘とも呼ばれているのである²⁶²。

吊いの鐘で、死者の性別等を知らせる鳴鐘は、「訃音」(tellers)と称されている。Moulton では、すでに述べたように、男性が3連打を3回、つまり3×3回、女性の場合は2連打を3回、つまり2×3回、trebleの鐘を鳴らしてその性別が告げられているが、同じノーサンプトンシャーの他の教区、例えば、Mears Ashby 教区や Marston S. Lawrence 教区、Milton Malsor 教区では、男性と女性に関して Moulton と同じ訃音が鳴らされている。一方、Moreton Pinkey 教区や Lowick 教区、Lutton 教区、Maxey 教区では、男性の場合は3回、女性の場合は2回の tolling という、より簡略な形で、訃音が鳴らされている²⁶³。

²⁵⁹ North (1888), *op.cit.*, p. 137; Madge, *op.cit.*, p. 52.

²⁶⁰ カイトリー (1992)、前掲書、298 頁。

²⁶¹ シェーフアー、前掲書、355 頁。

²⁶² カイトリー (1992)、前掲書、298 頁。

²⁶³ ノースによれば、男性の場合は、「三位一体」を称えて tenor を3回鳴らし、女性の場

Moulton の訃音は性別を告げるものであったが、地域によっては故人の性別だけでなく、年齢も告げる訃音が鳴らされていた。例えば、バッキンガムシャーの Marsworth では、訃音は男性の場合は 3×3 回、女性の場合は 2×3 回鳴らされるが、その際、5 歳以下の子どもの場合には treble の鐘が、6 歳から 13 歳までの子どもの場合は 2 番目の鐘、14 歳以上の若者の場合は 3 番目の鐘が、大人の場合は 4 番目の鐘が使用されている²⁶⁴。つまり、訃音に使用される鐘の種類によって故人の年齢が告げられたのである。この場合、年齢が下がるにつれて、順次、より音程の低い鐘が使用されている点は注目に値する。Marsworth のようにかなり細かに年齢を区別して鳴らす場合であれ、Moulton 教区のように大きく大人と子どもを区別して鳴らす場合であれ、いずれも、年齢の若い方に音程の高い鐘が使用され、年配者には音程の低い鐘が使用されている。故人の年齢とそれを伝えるために使用される鐘の種類の間には、平日の鐘（朝と昼と晩の鐘）におけるのと同様の、象徴的ないし共感的な相関性を認めることができるようである。さらにノーフォークの Marsham では、訃音として鳴らされる鐘の回数によって、大人と子ども、性別、既婚既婚かが区別されている。少年は 3 回、少女は 4 回、未婚女性は 6 回、既婚女性は 7 回、独身男性は 8 回、既婚男性は 9 回鳴らされるのである²⁶⁵。じつに地域によって様々な訃音の鳴らし方が規定され、故人に関する様々な情報が教会の鐘を通して教区民に伝えられていたのである²⁶⁶。

興味深いことに、かつて Moulton では年中行事の鐘の 1 つに、弔鐘の鐘が使用されていた。大晦日の鐘である。午後 11 時 30 分に黙鐘が鳴らされはじめ、その鐘が 30 分間続く。12

合には、「ある一人の女性から生まれた我らの救世主」を称えて tenor を 2 回鳴らすのが一般的であったと言われている (North [1878], *op.cit.*, p. 122)。しかし、実際には、本論の以下に述べているように、必ずしも男性が 3 回、女性が 2 回を中心にして訃音が鳴らされていたわけではなく、その鳴らし方には地域差がかなりあったと言える (Walters [1912], *op.cit.*, pp. 144-145)。

²⁶⁴ Cocks, *op.cit.*, p. 519.

²⁶⁵ Walters (1912), *op.cit.*, p. 15.

²⁶⁶ 教会は、教区民の誕生（洗礼式）、結婚（結婚式）、死（埋葬式）に関わっていた。マッジの本では、結婚式を祝う鐘への言及が見いだされない。20 世紀初頭に出版されたウォルターズ(Henry Beauchamp Walters)の鐘学の本では、「当然のことながら、今と同様、結婚式に鐘が鳴らされていた。以前は遙かにずっとそれが一般的であったが、今は、依頼により、しかも鐘の鳴らし手にお金を払ったときにだけ鳴らされる」(Walters [1912], *op.cit.*, p. 152)という説明がなされている。依頼によるにせよ、よらないにせよ、19 世紀末の Moulton でも結婚式のときに鐘が鳴らされることがあったはずである。おそらくマッジの記載漏れであろう。

時になると、ゆっくりと 12 連打の鐘が Death Bell (tenor)で鳴らされる。その Death Bell の最後の鐘の音がまさに消えようとするとき、すべての鐘が突然、静かで澄んだ空気中に鳴り響く。古い年の死を厳かに黙鐘で送り、新年の誕生を全ての鐘の chiming で寿いで迎えるわけである。教会の鐘が新旧の年の交代を劇的に表現し、教区民に暦上の節目を印象深く告知している。

(4) 収穫の鐘・落穂拾いの鐘

Moulton では農作業の鐘として、以下の 4 種類の鐘が鳴らされていた。

- (1) Plough Monday (耕作始めの日) の鐘：十二夜(Twelfth Night)の後の月曜日に鳴らされる鐘。クリスマスの休暇が終了し、春の鋤起こし作業の開始を告げる鐘 (冬の季節)
- (2) Seed-Sowing (種蒔きの鐘)：種まきの仕事の開始のために夜明けに鳴らされる鐘 (春の季節)
- (3) Harvest Bell(収穫の鐘):収穫作業の開始を告げる朝の鐘 (Moulton では、収穫の鐘は平日の鐘の 1 つでもある) (夏・秋の季節)
- (4) Gleaning Bell(落穂拾いの鐘):慣習として行われていた落穂拾いの開始と終了を告げる鐘 (夏・秋の季節)

これらの鐘のうち、(3)と(4)は、1 年の農作業の過程で、その頂点を画する収穫作業に鳴らされる鐘であり、1 年間の農事暦の掉尾を飾る鐘であると言える。ここでは、この農事暦を代表する鐘として、この 2 つの鐘について見ていきたい。

収穫の鐘は、すでに述べたように、収穫作業という労働の開始と終了を告げる鐘であり、その労働は通常夜明けとともに始められ、日没と共に終了されるものであった。収穫の鐘は、北部のヨークシャーの Driffield では朝の 5 時と夕方 7 時に²⁶⁷、イースト・ミッドランズのリンカンシャーの Barrow-on-Humber では明け方と日没頃に鳴らされていた²⁶⁸。教区教会の鐘ではなく、振鈴(hand bell)や角笛(horn)が使用された例も報告されている。ノーサンブ

²⁶⁷ William Andrews, *Curious Church Custome and Cognate Subjects* (London, 1895), p. 46; Morgan. (1982), *op.cit.*, p. 158; *The Notes and Queries* (Nov. 3, 1860), p. 356.

²⁶⁸ Barrow-on-Humber では、1713 年に教会庶務係(clerk)が収穫の開始から諸聖人の日(11 月 1 日)まで毎日収穫の鐘を鳴らし、復活祭(春分の日以降の最初の満月の後の最初の月曜日)にその手間賃として小麦を 2 ペック (0.5 ブッシェル)受け取っている (Walters [1912], *op.cit.*, p. 167)。

トンシャーの Whittering では収穫の鐘が 1 人の男によって振鈴で鳴らされ、ケンブリッジシャーの南部では、夜明けに 1 人の少年ないし男性が錫製の角笛を吹いて労働者を起こして回ったという²⁶⁹。Moulton では、収穫作業の開始を告げる鐘だけが朝の鐘として鳴らされ、その作業の終了を告げる鐘は鳴らされていなかったことになる。

収穫の鐘で、注目すべきはその収穫期の鐘が他の季節の鐘よりもずっと早く鳴らされている点であろう。おそらく、小麦は脱粒性が高く、収穫作業はできるだけ短期間に迅速に行う必要があったため、他の季節よりも早く鳴らされているのでであろう。同じノーサンプトンシャーにある Walgrave、Spratten、Wellingborough においても収穫の鐘が鳴らされていたことが知られている。Moulton と同様、いずれも朝 4 時に鳴らされているが、収穫作業の終了を告げる鐘は鳴らされていない。なお、Walgrave では 1878 年の時点で収穫の鐘は依然として鳴らされていたが、Spratten では 1848 年頃にその鐘は鳴らされなくなり、Wellingborough でも廃止された時期は不明であるが、1878 年の時点ではすでに鳴らされなくなっていた。

19 世紀末、ノーサンプトンシャーで収穫の鐘が鳴らされていたのは Moulton と Walgrave の 2 教区だけだったようである。興味深いことに、Wellingborough では、一部の農場において、収穫の鐘が鳴る前に到着した労働者には 1 パイントのビールをふるまう慣習があったという記録が残されている²⁷⁰。18 世紀末以降、工業生産へ移行するのに、「時間の厳密さ」が問題となっていたと言われている²⁷¹。Wellingborough の例から、鐘を用いることで正確に労働時間を規制しようとする、いわゆる『時は金なり』という考え方が、都市部のみならず、農村社会においても浸透しつつあったことが窺える。

落穂拾いの鐘は、ノーサンプトンシャーの場合、Gretton、Slipton や Staverton など 55 の教区で鳴らされていたことが知られている（表 17）。エセックスの 59 教区に次ぐ多さである（表 7 参照）。Whittering では 1 人の女性がハンドベルを鳴らすことで落穂拾いの開始を告知しており、必ずしも教会の鐘が使用されるものではなかったといえる。Moulton において落穂拾いの鐘が鳴らされていた時間はわかっていないが、本論第四章第二節でみたように、落ち穂拾いの鐘が鳴らされる時間は、午前 8 時と午後 6 時、時には午前 6 時か 7 時、午後 5 時か 7 時に鳴らされるのが一般的であった。Moulton でもこのような時間に鳴らさ

²⁶⁹ North (1888), *op.cit.*, pp.174-175; Porter, *op.cit.*, p. 120.

²⁷⁰ North (1878), *op.cit.*, pp. 152, 438.

²⁷¹ ゲルハルト・ドールン-ファン・ロッスム（藤田幸一郎他訳）『時間の歴史』大月書店、1999 年；ジャック・アタリ（蔵持不三也訳）『時間の歴史』原書房、1986 年。

れていたものと思われる。Moulton ではその鳴らし手は触れ役 (cryer) と呼ばれ、1846 年と 1852 年には、その仕事に対して、それぞれ触れ役に 6 ペンスが支払われている²⁷²。

(5) 年中行事の鐘

最後に、平日の鐘や日曜の鐘、弔鐘の鐘、収穫作業の鐘 (収穫の鐘や落穂拾いの鐘等) 以外の鐘を、簡単に見ておきたい。それらは、収穫作業の鐘と同様、年中行事に関わる鐘である。表 18 はそれらの鐘を整理したものである。

「教会の祭日の鐘」に関しては、マッジは「一日中、陽気な鐘の音が鳴らされて祝われる」と述べているだけである。ノースは、教会の祭日の鐘として、全部で 15 のものを挙げている。表 19 はそれを整理したものである。Moulton 教会でこれらの祭日の鐘がすべて、マッジが指摘しているように「陽気な鐘の音で祝われて」いたのかどうか、詳しいことは分かっていない。ただし、ノースによれば、その表の中の丸括弧で囲った番号のもの——降臨節の鐘、キリスト降誕祭の鐘、キリスト割礼祭の鐘、復活祭の鐘——は 19 世紀末のイングランドで広く鳴らされていたということである。少なくともそれら 4 つの鐘は Moulton においても鳴らされていたと考えて良いであろう。

表 18 のなかで、「聖人の日の鐘」(4 つの鐘)、「その他の教会関係の鐘」(5 つの鐘)、「農作業の鐘」(3 つの鐘)、「その他の鐘」(7 つの鐘) の項目に記されている計 19 の鐘は、過去にはその鐘が鳴らされていたが、1895 年の段階ではすでに廃止されてしまった鐘である。収穫期の落穂拾いの鐘や大晦日の鐘もここに含まれている。

19 世紀末までに鳴らされなくなってしまったこれらの鐘を含めると、かつて Moulton では、教区教会の鐘が、日々の時刻や日曜の礼拝の時刻、さらには、農事暦 (耕作始め [Plough Monday]、種まき [Seed-Sowing]、収穫の鐘、落穂拾い [Gleaning]) と教会暦 (教会の祭日、聖人の日等) とその他の教区の年中行事暦に密接に寄り添いながら、四季を通じてじつに頻繁にそれぞれの暦の時を教区民に告げる役割を担い、教区教会の鐘はいわゆるその教区アコースティック・カレンダーの音の暦を作り上げていたと言えよう。その暦は、世俗の暦と宗教的暦を統合した総合的な暦として、聴覚を通して教区民の生活に最も広範に関わり、教区民の注意を広く喚起する求心的機能を果たしていたのだった。

小括

²⁷² Madge, *op.cit.*, p. 53.

農村社会における教区教会の鐘は、Moulton 教会とその鐘の歴史の例が示すように、領主の寄進や教区民たちによる設置、あるいは鋳造の仕直し等の歴史的過程を経て、次第にその数を増やしていったのだった。そして Moulton において、その教会の鐘は教区民の注意を引きつける求心的機能を有し、世俗の暦と宗教的暦に寄り添いながら、世俗の時間と宗教的時間を村人全員に知らせる音の暦の役割を果たしていた。すなわち、平日の鐘や日曜の礼拝の鐘、人が亡くなったときの弔鐘の鐘として、あるいは、教会の祭日等を村人に告知する鐘として、村人たちの日々の生活と信仰の生活の時間とリズムを刻んでいたのである。そしてその際、それぞれの時刻や行事等を告げる鐘は、使用される鐘の音程、使用される鐘の数、鳴らされる時間の長さ、鳴らされる速さ、鳴らされる音量、鳴らされるメロディーの有無、そしてメロディーの相違等、鐘の鳴らされ方が、その機能に応じて、細かに規定されていた。この細かに規定されて鳴らされていた様々な鐘の音が、Moulton 教区の主要な音の風景を作り上げていたのである。

農業の合理化と機械化が進展し、宗教の世俗化が進んだ結果、もはや農事暦や教会暦が果たす役割は大幅に縮小していった。そのため、19 世紀末の Moulton でもその音の暦はかなり縮小したものとなっていた。とはいえ、その縮小された音の暦には、中世に起源を持つ消灯の鐘とアンジェラスの鐘が残っているのが認められる。また、日曜日には朝から夕方にかけて朝祷と晩祷に関わる数種類の鐘が鳴らされており、弔鐘には 5 種類もの鐘が認められる。これらの鐘に加えて、教会の祭日には「一日中陽気に鐘が鳴らされて祝われて」いた。Moulton 教区では、19 世紀末、多くの鐘が廃れてしまったとはいえ、その 6 つの鐘が織りなす音は、依然として、教区の音響空間を豊かに彩り、村の主要な音の風景を紡ぎ出していたと言えるであろう。ゼなら、「教区とは、教会の鐘の音が届く範囲内にその領域を定められたひとつの音響空間」に他ならなかったからである²⁷³。

²⁷³ シェーフアー、前掲書、132 頁。

第七章 19世紀イングランド農村における収穫の祝祭群と落穂拾いの慣習——Ashdonの落穂拾いの慣習に関連して

エセックスは19世紀イングランドにおいて落穂拾いが最も盛んに行われていた州の1つであり、その北部に位置するAshdon教区は、19世紀のジェンダー化し、集団化した落穂拾いに規律をもたらした主要な3つの手段——すなわち、「警官」、落穂拾いの女王、落穂拾いの鐘——が、すべて存在したことが分かっている唯一の教区である。イングランドの農村部では、農作業で最も忙しい収穫期に、「警官」や落穂拾いの鐘、落穂拾いの女王の他にも、ファーマーと農民の間の互酬関係に基づく様々な慣習や儀礼が存在し、それらの慣習や儀礼が一連の収穫作業に伴って行われ、慣習社会として農村を作り上げる重要な一要素となっていた。本章は、Ashdonでの落穂拾いの慣習との関連に注目しながら、それらの慣習的儀礼の中に落穂拾いを位置づけようとするものである。

第一節 Ashdonについて

17世紀後半から18世紀に入り、エンクロージャーや新型農法の進展とともに、イングランド農業は大きな変革を被り、図7のイングランドの耕作地の分布図が示すように、19世紀になると、中世から近世にかけて穀物生産の中心地であったイングランド中部のミッドランズが穀作から畜産や酪農へと転換し、代わってエセックスを含むこのイングランド東部地域がイングランド有数の大穀物栽培地帯(耕作地が60%から70%以上を占める地域が大半の耕作地帯)へと変貌することになる²⁷⁴。

表20は、1770年代から1870年代までの地域別の小麦の1エーカー当たりの収穫高を示したものである²⁷⁵。エセックスは、1770年頃では、24ブッシェル(上位5番目の収穫高)、1800年頃では同じ24ブッシェル(上位2番目の収穫高)、1836年頃では24.6ブッシェル(上位2番目の収穫高)、1870年代では、33.6ブッシェル(上位3番目の収穫高)となり、19世紀に入ると、常に上位3位以内の収穫高を誇り、その生産性の高さが抜きん出た州で

²⁷⁴ Tom Williamson, *The Transformation of Rural England: Farming and the Landscape 1700-1870* (Streatham Drive, 2002), p. 161.

²⁷⁵ Mark Overton, *Agricultural Revolution in England: Their Transformation of the Agrarian Economy 1500-1850* (Cambridge, 1996), p. 97.

あったと言える。

このようにイングランド有数の穀物生産地帯、そして首都ロンドンへの主要な食糧供給地となっていたエセックスは、19世紀の1830年代、隣接のサフォークと並んで、イングランドで最も落穂拾いが広く行われている州であったことが知られている。実に全教区の4割以上の教区で落穂拾いが盛んに行われていたのである(図8参照)²⁷⁶。その内、59の教区で落穂拾いの鐘が鳴らされており、調査した10州の中で一番多くの教区で落穂拾いの鐘が鳴らされていた州であったと言える。表21はその59教区の落穂拾いの鐘の情報を整理したものである。図16の地図は、エセックス州で落穂拾いの鐘が鳴らされていた59教区の位置を示したものである²⁷⁷。あいにく19世紀のエセックスの全教区が記されている地図が入手出来なかったため、現在の教区を示している地図を使用しているが、エセックスの場合、19世紀と現在の教区に大幅な変更はなされていないので、この地図でも落穂拾いの鐘が鳴らされていた教区の位置の概略は十分に把握できるであろう。赤色は1909年以前に落穂拾いの鐘が鳴らされていた41教区を示し、黄色は1909年頃に落穂拾いの鐘が依然として鳴らされていた18教区を示している。主にエセックスの北部と中部の地域で落穂拾いの鐘が鳴らされていたこと、及び20世紀に入ってもなお鐘が鳴らされ続けていた教区は北部の地域に多いということが分かる。北部では、落穂拾いの経済的価値が高く、より長い期間にわたって集団化された落穂拾いが行われていたと言えるようである。

さて、その黄色に塗られた北部の地域にAshdonは位置している。現在、Ashdonは、エセックスのUttlesford districtに属している。しかし、1890年代以前、地方行政が教区教会(parish church)とその教区教会が集まった郡(hundred)を基本的単位としていた時代には、AshdonはFreshwell郡に属していた。19世紀において、Ashdonの面積は5,020エーカー(1エーカーは約4000平方メートル)。当時エセックスで最小の教区はSt. Runwaldで13エーカー、最大の教区はBarkingで12,307エーカーであった。全体的に見れば、1,000～3,000エーカーの面積をもつ教区が大半を占めていたので、5,020エーカーというのはかなり大きな面積を持つ教区であったと言える²⁷⁸。Ashdonでは、19世紀半ば、1851年に議会エンクロージャーが完了し、51人のファーマーによってその囲い込まれた農耕地が所有

²⁷⁶ King (1991), *op.cit.*, p. 468.

²⁷⁷ 19世紀のエセックスの全教区が記された地図が入手出来なかったため、ここでは現在の教区を示している地図を使用している。しかし、エセックスの場合、19世紀と現在の教区に大幅な変更がなされていないので、この地図でも落穂拾いの鐘が鳴らされていた教区の位置の概略は十分に把握できるであろう。

²⁷⁸ *The Victoria History of the County of Essex*, vol. 2 (London, 1907), pp. 343-354.

されていた²⁷⁹。Ashdon は 1909 年においても落穂拾いの鐘が鳴らされていた教区であり、落穂拾いが盛んなエセックスの中でもとりわけその活動が活発に行われていた教区であった。このように落穂拾いは囲い込まれた畑においても引き続き盛んに行われていったのである。

Ashdon 村の人口は、1801 年で 873 名で、以後漸次増加して、1851 年には 1,238 名のピークに達しているが、以後人口は次第に減少し、91 年は千人を切って 965 名となり、1931 年にはわずか 560 名になっている²⁸⁰。イングランドでは、19 世紀末に、農業の機械化が一層進み、農村では農業労働人口が減少していくことになるが、Ashdon 村の人口の推移は、その傾向を如実に反映している。

第二節 収穫作業の工程と慣習儀礼

1 年間の農作業の過程において、その頂点を画するのが収穫作業であることは、今も昔も変わりはない。しかし、収穫作業そのものは時の経過と共に変容を被りながら今日に至っている。すでに本論第二章で述べたように、一般に収穫作業の機械化が進展する以前の、19 世紀中葉までは、8 月に始まる穀物の収穫作業は、中世以来の以下の 5 つの工程で行われていた²⁸¹。

(1) 刈り取り作業(reaping/mowing) : 小鎌 (sickle) や大鎌 (scythe) で刈り取る

(2) 集桿・結束作業(gathering and binding) : 刈りとられた穀物を集めて束ね、刈り束(sheaf)にする

(3) 乾燥作業(stoking) : 刈り束を寄せ集めて立ち束(stook/shock)にして、穀物を熟成させ、1 週間かそこら、長いところでは 20 日間ほど、畑で乾燥させる

(4) 落穂を集める作業(raking) : レーキで落ち穂をかき集める作業

²⁷⁹ Green, *op.cit.*, pp.39-41.

²⁸⁰ *Ibid.*, p.60.

²⁸¹ Roberts, *op.cit.*, pp. 10, 12, 16, 18; 加用信文『イギリス古農書考』御茶の水書房、1989 年、53 頁。

(5) 搬入作業(carting and stacking) : 畑から荷車で刈り束を運搬して、納屋の中に、あるいは外に積みわらにして蓄える

農作業の中でも、これらの収穫作業には、穀物を刈り取り、束にして荷車に載せて運び込むことのみならず、そのための労働力の組織、賃金や慣習的な報酬などあらゆる事柄について慣習と儀式が複雑に編み込まれていた。そのため、収穫期は、労働報酬の上昇、収穫後の落穂拾いの権利、収穫祭、収穫の御祝儀 (harvest largess) など、年収に多くの追加収入が見込まれ、刈取り人として働く労働貧民にとって、極めて重要な期間であった²⁸²。このような収穫期における慣習や儀式は、一年の農作業の節目に行われるものの中で最も重要なものに数えられるものであった。言い換えれば、収穫作業は、その作業の各段階で、それぞれ特有の慣習(harvest customs)や祝祭的な儀式 (harvest rituals)、すなわち様々な慣習的儀礼(harvest rites)を伴って行われていたのである。

それらの慣習儀礼は、地方ごとに、村ごとに、さらには農場ごとに異なった特色を持ち、多くは、ファーマーの性格、穀物の種類、その他個別の環境によって左右され²⁸³、その上、時の経過とともに少なからず変容していった。表 22 は、現在調査できた 10 個の収穫期の慣習儀礼を整理したものである。ここでは収穫作業の開始と終了の時期に行われた主要な 8 つのもの——実際に Ashdon 教区で行われていた、(i)「収穫の王」と「収穫の貴婦人」、(ii)「ご祝儀」、(iii)「最後の麦束」、(iv)「最後の積み荷」、(v)「警官」、(vi)「収穫の祝宴」、(vii)「落穂拾いの鐘」と(viii)「落穂拾い人の女王」——を中心に、一連の慣習儀礼を見ていくこととする。

(1) 「収穫の王」 / 「収穫の貴婦人」と「ご祝儀」

イングランドの多くの地域で、収穫の開始直前、ファーマーたちは、経験を積んだ労働者に収穫の監督を任せるのが一般的で、刈り取り人たちの間で「収穫の王」 (harvest lord) や「収穫の貴婦人」 (the lady of the harvest) と呼ばれる男性を選出するのが慣例であった。これは、中世に起源をもつ古い慣習であり、熟達した信望のある刈取り人が互選されていた²⁸⁴。

²⁸² Bushaway(1982), *op.cit.*, p. 111.

²⁸³ Jacqueline Simpson and Steve Roud, *A Dictionary of English Folklore* (New York, 2000), p. 167.

²⁸⁴ *Ibid.*, p. 167 ; Bushaway (1982), *op.cit.*, p. 112.

The Book of Days (1881)の記述をみると、「収穫の王」は、草刈や穀物の刈取り、その他収穫に関するあらゆるすべての事柄」についてファーマーたちとの折衝役を担い、大鎌もしくは小鎌を手にして仲間たちを先導し、収穫期の間、一息入れるときには、最初に飲み食いすることになっていた。彼の命令は、彼のことを「ご主人様」(My Lord)と呼ばなければならぬ、残りのすべての労働者たちにとって法律と同等の意味をもっており、違反した場合、その「王」(lord)と彼の家臣たち(vassals)全員の合意の上で、罰則が定められていたとされている。さらに、バッキンガムシャーやその他の地域では、「貴婦人」(lady)も選出され、その者は「収穫の王」が受けるのと同様の敬意を他の労働者から受けていた。例えば、酒を飲むときには、家臣の労働者が角杯をまず「貴婦人」に渡し、そして「貴婦人」から「王」に手渡される。それから「王」が最初に酒を飲み、2番目に「貴婦人」、その次にその他の労働者が飲むことが許されたのである。この決まり事の違反には科料が課せられていた²⁸⁵。

ブッシュウエイも指摘するように、「収穫の王」は、(i)刈り入れ作業や労賃や諸条件について雇い主、すなわちファーマーと交渉する任務を負うとともに、農場では作業監督として、刈り取り作業全般をとりしきっていた。すなわち、(ii)仕事のテンポの調整を行い、(iii)仕事の遅れている者には注意をし、さらには、(iv)鎌を磨いたり、食事をしたり、あるいは雇い主から供される仕来りになっている景気付けのビールやりんご酒などのための休止の命令を出すのが、「収穫の王」の主な役目であった。また、(v)通りがかりの人や、不意の訪問者や、近隣の家から「ご祝儀」(largess/largesse)を求める役目も、収穫の王の重要な仕事とされていた²⁸⁶。エセックスの一部も含まれるイースト・アングリア(ノーフォークとサーク及びその周辺)では、収穫のときに、ファーマーがお客を連れてくれば、「収穫の王」が「ご祝儀」を要求し、それがもらえると、刈り取り人たちは輪になって集まり、「ご祝儀万歳」(Hullo Largess!)とできるだけ大声で長く叫び、同時に手を握りあってできる限り高く挙げる挙げる。これを3回行い、その後、すぐに歓声(whoops)を3回あげるのが、古くからの習わしだった²⁸⁷。これらの「ご祝儀」は、刈り取り人たちにとって、収穫期の重要な臨時収入をなしていた。

図 17 はノーフォークでの「ご祝儀」の風景を描いたものである。実際にノーフォーク

²⁸⁵ Chambers, vol. II (1864), *op. cit.*, p. 376.

²⁸⁶ Bushaway (1982), *op.cit.*, pp. 111-113; カイトリー (1992)、前掲書、187 頁。

²⁸⁷ Christopher Wood, *Paradise Lost: Paintings of English Country Life and Landscape 1850-1914* (London: Barrie and Jenkins, 1988), p. 78.

に滞在した画家エグリー(William Maw Egley)によって 1862 年に描かれた作品で、タイトルは *Hullo Largess! A Harvest Scene in Norfolk* (『ご祝儀万歳！ノーフォークの収穫風景』) となっている。左手の立派な服装をした裕福なファーマーとその子供たちのグループと、右手の、コーデュロイのズボンと脚絆等をまとった労働者たちのグループが、興味深い対照をなしている。労働者たちの服装は決して粗末なものではなく、彼らの様子はいかにも健康そうである。その労働者たちがご祝儀の歓声を挙げ、画面の中央では、労働者の子供の一人が、ご祝儀を貰うために片手を差し出し、その向かいの少女がご祝儀をあげるためにポケットの中でご祝儀のコインを手探りしているところが描かれている²⁸⁸。

「収穫の王」と「ご祝儀」は、古くからある伝統的な慣習で、エセックス生まれで、サフォークのファーマーであったトマス・タッサー (Thomas Tusser) が記した農業の指南書 *Five Hundred Points of Good Husbandry* (1573)の中で、すでに次のように歌われている²⁸⁹。

刈り取り人たちを雇い、熟れて麦粒が落ちそうになっている小麦の
収穫に取りかからせよ
収穫の王には 1 ペニーか 2 ペニー給金を上積みして
仲間たちが一層仕事に精出すように監督させよ
刈り取り人たちに手袋¹を与え、常に通りかると人に目を配らせて
ご祝儀と叫ばせよ。

(注 1: 刈り取り人の手袋は、小麦畑の中に生えているアザミなど、とげのある雑草から手をまもるためのもの)

さらに、「収穫の王」の仕事として、「装蹄」(“shoing” [i.e., shoeing]) と呼ばれる、新参者の加入儀礼があった。まず、「収穫の王」が、(牛馬用の) 端綱^{はづな}を新参者の頭の上に置き、収穫の貴婦人(一列に並んで刈り取りを行うときには、「収穫の王」の隣で刈り取り作業を行った)が、新参者の片足を持ち上げて、小さなハンマーでその足をとんとんとたたき、ビール代を要求する²⁹⁰。このようにして新参者がみな「装蹄」されたら、彼らが、収穫の王

²⁸⁸ Cristian Payne, *Toil and Plenty: Images of Agricultural Landscape in England, 1780-1890* (New Haven, 1993), pp. 30-31 ; Wood, *op.cit.*, pp. 78-79.

²⁸⁹ Kightly (1994), *op.cit.*, “August 3”; カイトリー (1995)、前掲書、153 頁。訳文は文脈に応じて一部変更している。

²⁹⁰ Bushaway (1982), *op.cit.*, p.112. 農村の少年たちは刈り取り人の列の中に自分の場所

のもとで、守らねばならない、収穫の規則(the Harvest Rules)が読み上げられる。もし人が1日仕事を休んだら、お酒が原因で休んだのなら10シリングの罰金、何らかの用事や家庭の事情で休んだのなら5シリングの罰金、病気が原因なら2シリングの罰金等が規則として定められていた²⁹¹。

Ashdonにおける「収穫の王」と「収穫の貴婦人」に関しては、学校に上がる頃に Ashdon に移り住んだハーバート・ファレント (Herbert Farrent, 1883-1973) が、ギブソンによる1971年のインタビュー調査の中で、次のように答えている²⁹²。

収穫の王 (the Lord of the Harvest) は、ファーマーと取引を行い、私たちがどれほど早く刈り取り、いつ自分たちの食事を中断するのかわを示さなければならなかった。彼は、全てのご祝儀 (largess) のお金を預かっていた。彼の下に貴婦人 (the Lady) と呼ばれる人がいて、あなた方の言うような副司令官の立場にあった。

また、「ご祝儀」を刈り取り人たちが獲得しやすくするための様々なルールがあったことも伝えている。ファレントによれば、「見知らぬ人が、自分たちから十分近いところで田畑を通り過ぎたら、わたしが全員、生垣の所まで行って『ご祝儀!』と叫ぶと、お金を払ってくれることになっていた。ファーマーも何かしらご祝儀袋に入れてくれた」という²⁹³。ケタリッジとメイズによれば、彼らの時代には、長年ジョージ・スミス (George Smith) が「収穫の王」に選ばれていた。彼は60歳を越えた老人で、Ashdon Place Farmの馬の世話係(horsekeeper)で、彼の娘と一緒に Overhall Lane の麓にある雇人用コテージ²⁹⁴に住んでいた。彼は大型の農耕馬をこよなく愛し、またその馬の病気や健康面に関する知識も豊富

が持てて一人前の男となったのであった(Pamela Sharpe, *Adapting to Capitalism* [Basingstoke, 1996], p. 81)。「装蹄」は、農村の少年にとって少年から成人への通過儀礼の役割を果たしていたと言える。

²⁹¹ Bushaway (1982), *op.cit.*, p.112. 刈り取り作業における「収穫の王」の任務は、落穂拾いにおける「落穂拾い人の女王」と同様と言えるようである。それぞれ、新参者には「装蹄」の儀式をとり行い、また、時間を管理して、それぞれの活動が滞りなく行えるように取りしきっている。ただし、「収穫の王」が中世に起源を持つ、極めて古くからある慣習であったのに対し、「落穂拾い人の女王」は「落穂拾いの鐘」と同様、第2次囲い込み以降に導入された、比較的最近の慣習であったという相違点があると言える。

²⁹² Gibson, *op. cit.*, p. 228.

²⁹³ *Ibid.*, p. 113.

²⁹⁴ 雇人用コテージ(tied cottage)とは、その居住者がその農場で働くことを義務づけられた農業労働者用のコテージのこと (『オックスフォード英語辞典』)。

に持ち合わせていたので、ファーマーたちが彼の忠告と診断を求めて何マイルもかけてやって来たという。

このように、Ashdon では年長で農業に関する知識も経験も豊富なベテランが「収穫の王」に選ばれ、その「王」の仕事を補佐する「貴婦人」も選出されていた。そして「収穫の王」は、ファーマーとの間で刈り取り作業の細かな取り決めを行うとともに、「ご祝儀」の管理も行い、刈り取り作業全般を取り仕切っていたのである。

以上見てきたように、収穫期を迎えたイングランドの農村では、「収穫の王」や「収穫の貴婦人」の選出、その王の下での「装蹄」や「ご祝儀」の儀礼——ファーマーと農民の間の互酬関係に基づく、これらの慣習的儀礼と共に、収穫作業の始まりを画する刈り取り作業が、開始され、遂行されていったのであった。²⁹⁵

(2) 「最後の麦束」、「最後の積み荷」と「収穫の祝宴」

収穫期の終わり頃になると、その大変な労力を有する収穫作業の終了を祝って様々な儀礼が催された。刈り取り作業の終了を象徴する「最後の麦束」や搬入作業の終了を祝う「最後の積み荷」はその代表的なものである。

刈り取りが手動農具で行なわれていた時代には、「最後の麦束」となる麦を刈り取るための伝統的な儀式があった。それは、一般的には、刈り残された最後の一掴みの麦の束を、穂のすぐ下の茎のところで結わえて束にし、刈り取り人全員がそれを目掛けて鎌を投げつけるというものである。例えば、デヴォンシャーでは、刈り取り人の一人が「最後の麦束」を切り倒すことができると、「雌馬を打ち取った」(got the Mare) とか「雄の雁の首を切り落した」(cut the Gander)と大声で叫ぶ、あるいは、「最後の麦束」が切り倒された瞬間、「やったぞ」と一人が叫び、すると仲間たちが「何をやったって？」と応じた後、全員揃って「麦の首、麦の首」(“A neck! A neck!”)と歓声を上げるという儀式が行われていたことが知られている²⁹⁶。

²⁹⁵ この他に、農場によっては、最初の一刈り (the first cut) は、そこにいる刈り取り人たちの中で一番年配の者によって行われるという慣習があった (Sharpe, *op.cit.*, p. 81)。

²⁹⁶ カイトリー (1992)、前掲書、187 頁。『オックスフォード英語辞典』によれば、この用語(neck)の初出は 1688 年である(“neck, n³,” *OED*)。そえゆえ、遅くとも 17 世紀に遡る儀式であったといえるようである。20 世紀初頭、コーンウォールでは、この伝統的儀式が the Old Cornwall Society によって復活されたと伝えられている。

また、この「最後の麦束」は、地域によって様々な俗称で呼ばれていた。例えば、スコットランドでは「麦娘」(the Kern Baby)、あるいは、収穫が早いときには「生娘」(the Maiden)、

また、刈り取り人は多くは男性であったが、もし若い娘が「最後の麦束」を刈り取るのを任されたならば、彼女は「収穫の女王」(harvest queen) と呼ばれ、夏のいろいろな花によって飾られて、「最後の荷車」に乗せられた。このようにして刈られた「最後の麦束」は、「麦藁人形」に編まれたり、その人形に女物の衣服を着せて、「収穫の祝宴」の間、主賓席に置かれ、その後、台所に吊されて、次の収穫の年までお守りとして大切に保存する地方もあったといわれている²⁹⁷。

いずれにしても、最後の麦束を神聖視する傾向がみられるが、その背景には、最後の麦束に対して、おそらく最後の麦束には麦の精 (Corn Spirit) が宿っていると信じていた異教徒の信仰の名残であろうと考えられており、また、全員が鎌を投げて最後の麦束を刈り取る慣習は、もとは麦束に宿る麦の精を「殺すこと」によって、下手人自身に降りかかる恐ろしい悪運を刈り取り人全員に分散させたり、あるいは、それを回避する為の方法として始められたものだとも言われている²⁹⁸。

刈り取り作業に続く、「搬入作業」(carting and stacking)では、「最後の積み荷」(last load/harvest home) を運ぶ儀礼がイングランド各地の農村で広く行われていた。チャールズ・カイトリーによれば、「最後の積み荷」は、「最後の積み荷車」(hock cart)に積まれて、図 18、図 19 の *Harvest-Home* のように、歓声の声に包まれて運び込まれるのがしきたりであった。すなわち、「最後の積み荷は、旗や木の枝や花で飾られ、時にはその頂上に最後に刈り取っ

収穫が遅いときには「オールドミス」(Cailleach [old woman])、西部地方では「首」(the Neck) や「雁の首」(the Gander's neck)、ヘレフォードシャーでは「雌馬」(the Mare)、ウェールズでは「取り入れ馬」(Caseg Fedi) や「魔女」(Gwrach)、ケント州では「キツタ娘」(the Ivy Girl) といった具合である (Kightly [1986], *op.cit.*, pp. 132-133; カイトリー[1995]、前掲書、174-175 頁; カイトリー[1992]、前掲書、187-188 頁)。ただし、訳語は一部修正を加えている)。

²⁹⁷ カイトリー[1992]、前掲書、188 頁; Morgan, *op.cit.*, p. 164. 『オックスフォード英語辞典』によれば、corn dolly という用語の初出は 1952 年であるが、corn dolly は kirn-baby のことであると説明されている。kirn-baby は corn-baby とも言われ、その初出は 1777 年である (“corn dolly,” “kirn-baby,” *OED*)。

なお、「麦藁人形」の慣習は、コンバインが用いられている今日でも一部の農場でも守られているという。

また、スカイ島では、自分の仕事を一番早く済ませた刈り取り人は、若者か娘に麦 1 束を持たせて、まだ仕事が終わっていない隣の刈り取り人のところへ届けさせ、届けられた者は、仕事が終わったら、同じように、作業が遅れている次の隣人にその麦束を転送するしきたりがあった。このように順繰りに転送されるこの最後の麦束は「足の不自由なヤギ」と呼ばれ、怠慢な農夫に対する自慢のつもりで送られるものであった。(Kightly [1987], *op.cit.*, “6 September”; カイトリー [1995]、前掲書、177 頁)。

²⁹⁸ カイトリー (1992)、前掲書、188 頁。

た麦束が載せられてから、念入りに飾り付けられた馬に引かれ、刈り入れ人達に取り巻かれて村内を引き回された。その時歓声をあげたり、歌を歌いながら意気揚々と練り歩く刈り取り人たちや最後の積み荷に向かって、沿道から何杯もバケツの雨を降らせるところがあった」といわれている²⁹⁹。モーガンによれば、1830年代のオックスフォードの Ducklington では、「最後の積み荷」の荷車は、4頭の美しく飾られた馬と、カップルとなってその馬の上に腰を下ろしている、盛装した2人の男性と着飾って女装した2人の男性によって運ばれ、一行が家に着くと、その4人の男性にはケーキがふるまわれた、という³⁰⁰。

「最後の積み荷」が運ばれ、収穫が無事に済むと、収穫のために雇った農業労働者や全ての使用人のために、雇い主であるファーマーが陽気な「祝宴」を催すのがしきたりであった。地域によって、その呼称は様々であるが、harvest home dinner や harvest home の他に、Ashdon を含むイングランド東部では horkey、北部地方では mell supper、南西部地方では harvest florice、スコットランドでは kirk-feast などと呼ばれていた³⁰¹。

『オックスフォード英語辞典』によれば、この「祝宴」としての“hockey”や“harvest-home”の初出は、1555年と1573年である³⁰²。少なくともこの慣習は16世紀半ばにはすでに確立していたと言えるようである。

「収穫の祝宴」は、一般に、「最後の積み荷」が運ばれた日の夕方、ファーマーの農場の納屋(barn)やその他適当な場所で開かれた³⁰³。この祝宴の重要な特徴の1つは、主人であるファーマーとその家族が、雇い人たちと「身分の上下なしに……ざっくばらんに」親しく交わることであった³⁰⁴。主人側は、鶯鳥の丸焼きやロースト・ビーフ、プラム・プディングなどの料理を流し込むための大量のビールとリンゴ酒を用意し、思いやりのある雇い主の中には「あらかじめ納屋の前にきれいな藁を一面に敷き、客人たちがいつでも一休みしたり仮眠できる場所をしつらえる」人もいた、と言われている³⁰⁵ (図 21、図 22)。

こうした陽気な「収穫の祝宴」の慣習・儀礼は、19世紀初期になると、中流階級の道徳

²⁹⁹ 同上書、188頁。

³⁰⁰ Morgan, *op.cit.*, pp. 163-164.

³⁰¹ カイトリー (1992)、前掲書、189頁。

³⁰² 「最後の積み荷」という意味での“harvest home”の『オックスフォード英語辞典』での初出は1596年である。

³⁰³ Chambers, vol. II (1864), *op. cit.*, p. 379.

³⁰⁴ カイトリー(1992)、前掲書、p. 190.

³⁰⁵ 同上書、190頁。画家のターナー(J. M. W. Turner)がハートフォードシャーの harvest home の光景を描いている(図 20)。また、Jefferys Taylor, *The Farm* (1834)にも、当時の harvest home を描いたイラストが掲載されている(図 21)。

家や禁酒運動家たちによって「無法者と酒飲みの乱痴気騒ぎに他ならない」と非難されるようになり、また、社会的地位の向上を望むファーマーたちの卑しい農業労働者たちと席を共にしたくないという風潮が高まるとともに次第に廃れていき、19世紀後期には、教会で行われる「収穫感謝祭」(harvest festival)という「上品で道徳的な感じの儀式」に取って代わられて行くことになる³⁰⁶。

Ashdon においても、収穫作業が終了に近づくと、「最後の束」と「最後の積み荷」の儀礼が執り行われていた。ケタリッジとメイズによれば、

収穫人たちは皆、「Horkey の枝取り」(the taking of the Horkey Bough)を大層、心待ちにした。最後の麦束 (last sheaf) が最後の積み荷 (last lord) に投げ込まれると、引き馬 (trace horse) は、その馬具を外され、太い紐が馬の襟首に結ばれ、その紐のもう片方の端は輪にして、オークの大枝(the bough of an oak)に結ばれた。馬の世話係(horsekeeper)からの合図で、馬が紐を引っ張り、亀裂音とともにその大枝が幹からもぎ取られた。この大枝は、最後の積み荷の一番上に置かれた。それから、しきたりに則って自家製のエールを——最後の麦束を祝して1杯、「祝宴の大枝」(the Horkey Bough)を祝して1杯——飲むと、収穫人たちはその積み荷の後について農場まで行くのだった³⁰⁷。

「最後の麦束」を「最後の積み荷」に載せた直後に、荷車から引き馬を取り外し、オークの大枝を引きちぎらせ、その「祝宴の大枝」で最後の荷車を飾り、かつ、エールで祝杯を挙げる等々——「最後の麦束」と「最後の積み荷」の慣習が、一連の儀礼に則って執り行われていた様子が活写されている。

こうして「最後の積み荷」が農場に運ばれてしまうと、「収穫の祝宴」(horkey)が開かれることになるが、Ashdon ではファーマーによりその対応はまちまちであった。非国教徒で、断固たる禁酒の擁護者であったエイモス・ハガー (Amos Hagger) の Hill Farm では、決し

³⁰⁶ 同上書、190頁; Bushaway (1982), *op.cit.*, p. 87. 収穫感謝祭は、1840年代に、イングランドの南西部地方で二人の司祭(サマーセットのデニスン[George Debison]とコーンウォールのホーカー[R. S. Hawker])によって、ほぼ同時期に、創始された。「収穫感謝祭」の特別礼拝式を初めて執り行い、礼拝式終了後、教区内で取り入れ作業に従事したすべての人にティーを振る舞ったのである。この新しい試みは大多数の支配者層に受け入れられ、1889年には一人の司祭が、「古い収穫の祝宴はもはや催されることはなく、それにとって代わって収穫感謝祭が行われている」と明言できるほどに普及していた(カイトリー[1992]、前掲書、190-191頁)。

³⁰⁷ Ketteridge and Mays, *op.cit.*, p. 85.

て「収穫の祝宴」は開かれなかった。しかし、Hill Farm で働く農業労働者たちはお金を出し合って、その重要な祝宴と感謝の儀式をキツネ亭(the Fox Inn)で開いていたという。このように、ファーマーが「収穫の祝宴」を行わない場合、労働者たちが自らその伝統的な祝宴儀礼を組織し、執り行っていたこともあったのである³⁰⁸。一方、Place Farm やその他の農場では、「祝宴」(the Horkey festival) が執り行われていた。ケタリッジとメイズによれば、Place Farm の「祝宴」はボンネット亭(the Bonnet Inn)で開かれていた。そのボンネット亭での祝宴では、長年「収穫の王」を務めているジョージ・スミスが、いつも賛美歌やバラッドの歌をリードしていた。刈り取りを行う畑でも、船や船乗りに関する歌を歌う彼の豊かで美しいテノールが、切り株を越えてよく鳴り響いたものだったという³⁰⁹。Place Farm の「収穫の王」は、畑の中だけでなく、「祝宴」でも中心的役割を果たしていたようである。グリーンによれば、ウォールトンズ (Waltons) 家の地所では、「祝宴」の儀式が1916年までボンネット亭で行われていたという³¹⁰。19世紀後期には各地で「収穫の祝宴」が「収穫感謝祭」に取って代わられていったが、Ashdon ではその伝統が20世紀初頭まで生き残っていたことになる。

(3)落穂拾い

収穫期の一連の慣習の中で、最後を飾るのが、落穂拾いであるといつてよい。それは、Ashdon では、畑の出入りを禁止する「警官」が取り除かれ、「女王」が監督・指揮する慣習的儀礼を伴って行われていた。

Ashdon の落穂拾いに関しては、*Annals of Ashdon* (1988)と *Five Miles from Bunkum* (1972) という、Ashdon の歴史や生活を記した2冊の本に比較的詳しい記述が見出せる。その中に1884年生まれで1974年に亡くなったメアリー・グッドウィン (Mary Goodwin) が、著者に対して語った、彼女の Ashdon での生活のインタビュー記事が掲載されている。その記事には、彼女が Ashdon で実際に行っていた落穂拾いのことがかなり具体的に語られている。*Five Miles from Bunkum* は、1901年 Ashdon 生まれのクリストファー・ケタリッジ (Christopher Ketteridge) 及び1907年サフォークの Glemsford 生まれで、1914年から Ashdon に移り住むようになったスパイク・メイズ (Spike Mays) による共著で、20世紀初頭の

³⁰⁸ *Ibid.*, pp. 85-86.

³⁰⁹ *Ibid.*, *op.cit.*, p. 86.

³¹⁰ Green, *op.cit.*, p.47.

Ashdon の生活が描かれている。その中に Ashdon での落穂拾いの様子の記述が含まれている。

また、広くエセックス州の落穂拾いに関しては、『エセックス・レビュー』の第 12 巻 (1903 年) と第 34 巻 (1925 年) に、関係記事が寄稿されており、貴重な情報を提供してくれるものとなっている。しかも、それらの巻は 20 世紀初頭に刊行されたもので、グッドウィルやケタリッジらが生きていた時代とも重なっている³¹¹。

表 23 は、『エセックス・レビュー』の第 12 巻 (1903) と第 34 (1925) 巻に寄稿されたエセックス州での落穂拾いに関する情報を整理したものである。表 24 は、グッドウィル及びケタリッジとメイズによる、20 世紀初頭の Ashdon の落穂拾いに関する情報を整理したものである。表 23 と表 24 の内容を比較参照しながら、エセックス州での落穂拾いのやり方等を見ていくことにする。なお、表の中の主要項目は算用数字とアルファベットをつけて整理するとともに、特に注目すべき箇所には下線を引いている。

村の老医者証言している、北エセックスの村では、「寝たきりの者たちだけ」を家に残して、「村の労働可能な女性全員」と子供たちが落穂拾いに出かけている (表 23 の 1-[1])。集団化し、ジェンダー化した落穂拾いを例証するものといえよう。また、エセックス北部寄りの White Colne のように、いわゆる「警官」の規制はあるが、落穂拾いの鐘の規制がない教区においては、落穂拾いが出来る畑において、「落穂拾いの時間の制限はなく」、いつでも開始して、好きなだけ続けることが出来ていたようである (表 23 の 3-[3])。Earles Colne や White Colne 教区などでは、落穂拾いは各教区民に限られており、境界に接する畑の間では監視の目を光らせ、他教区民が侵入したときに乱闘が起こることもあったという (表 23 の 4-[4], 5-[5])。

エセックスでは、1870 年代に刈り取り機が普及し、そして馬力レーキの使用³¹²とともに落ち穂の量が減少していき、最終的には 1880 年代後半から導入されだした刈り取り結束機の普及によって落穂拾いと落穂拾いの鐘が終焉を迎えたと言える (表 21 の 3-[6], 3-[12], 4-[6], 4-[7], 5-[3], 5-[6])。ただし、ハッセーも指摘しているように、集団化した落穂拾いは姿を消しても、個人的な落穂拾いは両大戦間まで存続しつづけたのであり³¹³、White Colne では、第 1 次世界大戦中に、1 人ないし 2 人の落穂拾い人がよく目撃されている (表

³¹¹ *The Essex Review* 12 (1903); *The Essex Review* 34 (1925).

³¹² ハッセーによれば、馬力レーキがハンドレーキに取って代わるようになるのは 19 世紀の最後の 25 年間である (Hussey, *op.cit.*, p. 67)。

³¹³ Hussey, *op.cit.*, pp. 67-70.

21 の 3-[7])。

Ashdon では、20 世紀初頭、刈り取り作業に馬力レーキが使用され、アメリカのマコーマック製の刈り取り結束機も導入され始めて、機械化が進みつつある（表 24 の 1-[1]）。馬力レーキの仕事は、靴屋等の職人が臨時雇いでその仕事をしていたらしい（表 24 の 1-[2]）。ケタリッジとメイズは馬力レーキの歯をのがれた麦の穂を落穂拾いしているが、導入され始めた刈り取り結束機が普及すれば集団化していた落穂拾いも終焉を迎え、集団化していた落穂拾いを統制していた落穂拾いの鐘も消滅していくことになる。ケタリッジとメイズらは集団化していた落穂拾いを経験した最後の世代であったと言えよう。Ashdon で落穂拾いの鐘が消滅した時期は明確ではない。しかし、ケタリッジとメイズ自身が落穂拾いの鐘を管理する「収穫の女王」の下で落穂拾いを行っているので、1914 年以降もまだ鳴らされており、遅くとも 1931 年（Farnham 教区でのみ落穂拾いの鐘が存続³¹⁴）までには消滅していったと言える³¹⁵。

(i) 「警官」——ファーマー側の落穂拾いを禁止する儀礼

Ashdon では、「警官」の規制が設けられていた。グッドウィンによれば、それは「皆が見えるように」畑の中央に置かれた、大きな 1 つの古い立ち束で、それが取り除かれるまで畑に入って落穂拾いをしてはならないという、畑への立ち入り禁止を示す印であった（表 24 の 1-[ii]）³¹⁶。一方、ケタリッジとメイズは、「落穂拾いをすればたつぷりと収穫がありそうな、レーキがかけられていない畑の中に残されて立っている大麦か豆の 1 つの立ち束」は「警官」（policeman）と呼ばれ、「立ち入り禁止」の印で、ファーマーが豚を放すためにその畑を選んだことを示すものであった、と述べている（表 24 の 1-[4]）³¹⁷。この場合は、落穂拾いそのものを禁止しており、同じ「警官」ではあっても、畑の穀物の種類によって、その意味する「印」が異なっていたことが分かる。

そもそも、小麦畑においては、落穂拾いは、畑を清掃する作用をなし、冬の鋤耕の準備をなすものと見なされたので、ファーマーたちにとっても小麦の落穂拾いはむしろ有益であり、落穂拾い人たちにとっても、落穂拾いされた小麦は、脱穀後、地元や近隣の製粉業

³¹⁴ Hennell, *op.cit.*, p. 134.

³¹⁵ ケタリッジとメイズによれば、1970 年代には Ashdon では果物の落穂拾いがかつての穀物の落穂拾いにとって代わってしまったという（Ketteridge and Mays, *op.cit.*, pp. 98-99）。

³¹⁶ Gibson, *op.cit.*, p.232.

³¹⁷ Ketteridge and Mays, *op.cit.*, p. 82.

者によって小麦粉に挽いて貰い、一家の食するパンとなる、極めて貴重なものであった。それ故、ファーナーたちも小麦の落穂拾いに関しては、「警官」などの規制を設けながらも、ほぼ全面的に認めていたものであり、実際、小麦の落穂拾いに関する裁判訴訟はまれであった。しかし、大麦や豆類に関しては事情が異なり、それらの落穂拾いは必ずしも全面的に認められていたわけではなかった。大麦や豆類は、家畜のえさ（飼料）、特に豚のえさとして使用されたからである。一般にファーナーは農民が家畜を飼うことを望んでいなかったと言われている。落穂拾いで供給された飼料が使い尽くされると、農民がファーナーの穀物倉から飼料をくすねることになるかも知れないと危惧し、それゆえ、農場によっては、労働者たち——とりわけ、穀物倉の鍵を預かっている荷車係(carter)——が、豚や家禽を飼うことを禁じていた。19世紀の落穂拾いの裁判事件のほとんど全ては、大麦や豆類に関するものであった、と指摘されている³¹⁸。

ところで、グッドウィン は明らかに小麦畑の落穂拾いのことを述べている(表 24 の 3-[i])。エセックスに限らず、一般に小麦畑では落穂拾いがなされた後に、豚や牛を放すことが行われていた。一方、ケタリッジらが述べているのは、大麦畑と豆畑のことである。Ashdon では、当時、小麦の収穫が一番最初になされ、その後、エン麦、大麦、豆の順で収穫作業が行われていた(表 24 の 2-[13])³¹⁹。しかも、大麦畑でも豆畑においても落穂拾いが行われていた。豆畑の場合、刈り取り人 (breakers) が bagging hook で刈り取る作業を行い、それを積み上げ人 (pitcher) が荷車に放り投げた後、女性たちが豆の落穂拾いを行ったのである(表 24 の 2-[14])。それらの畑のなかに、ファーナーが家畜の飼料となる大麦と豆の落穂拾いを認めず、搬送作業が済むとすぐに豚を放す畑が一部存在し、その畑に立てられた「警官」のことをケタリッジらは述べているのだと考えられる。Ashdon は小麦だけでなく、大麦や豆類も含んだ、多様な落穂拾いが行われていた教区であったと言えるようである。なお、Bocking 教区のように、「警官」の機能を果たす刈り束ないし立ち束に固有の名称があたえられていない地域もある (表 23 の 3-[3])。現在のところ、州で言えば、エセックスとサフォークとノーフォーク、わずか 3 つの州で「警官」の存在が確認されている (本論 3 章 46 頁参照) だけであるが、これら以外の州においても、「警官」等の特定の名称は与えられていなくとも、それに相当するものが存在していた可能性がある。今後の調査が必要である。

³¹⁸ Morgan(1990), *op.cit.*, pp. 34-35.

³¹⁹ Ketteridge and Mays (1972), *op. cit.*, p. 82.

(ii) 「落穂拾い人の女王」ないし「収穫の女王」

さて、「警官」が畑から取り除かれると、いよいよ落穂拾いが開始されることになるが、Ashdon では、落穂拾い人を行う女性たちは、落穂拾い拾いを行う期間、落穂拾い人たちによって選出された「女王」(Queen)によって取り仕切られていた。

本論文第五章第二節で述べたように、落穂拾い人の女王については、1860年のノッティンガムシャーの Rempstone の事例が最もよく知られている。この「女王」は花や木の枝で飾られた肘掛け椅子の王座に腰掛け、彼女の臣下たちによって、「落穂拾いが最初にされる畑」に運ばれて、(i) 毎朝彼女の従者が鐘を鳴らすこと、(ii) 8時半に村の外れに集合し、女王が畑に案内すること、(iii) 女王に先導されることなく田畑で落穂拾いをしたら没収される、という3つの掟を宣言し、落穂拾いを監督する役目を果たしている³²⁰。

Ashdon の「女王」に関しては、Rempstone のような詳細な記録は残されていないが、グッドウィンによれば、「女王」は、皆が「公平な機会」を持てるように朝8時頃と夜7時頃に落穂拾い鐘を鳴らして、落穂拾いの開始と終了を監督していた(表24の2-[4])³²¹。ケタリッジとメイズも、落穂拾い人たちによって選ばれた「収穫の女王」が「皆に公平な分け前を」をモットーにして、彼女が合図するまで誰も落穂拾いを始めないように監督し、夕方の「5時に女王が彼女の鐘を鳴らすか、学校の時計 (school clock) が鳴ると落穂拾いは終了」すること、及び「女王の監督に従わないものは、その拾い集めた穂を取り上げられ、ばらまかれる」という制裁を科していた、と記している(表24の2-[4])³²²。

グッドウィンによれば、落穂拾いの鐘は朝の8時頃と夜の7時頃、ケタリッジとメイズでは開始の時刻は明確には述べられていないが、終了は5時となっている。1909年に出版された、ディーズとウォルターズによる鐘学の本 *The Church Bells of Essex* によれば、Ashdon の落穂拾いの鐘は午前9時と午後5時となっている。Ashdon の落穂拾いの鐘は、20世紀初頭において、その鳴らされる時刻は必ずしも一定のものだったのではなく、「女王」の判断でかなり弾力的に運用されていたと言えるようである。

表25は、その *Church Bells of Essex* に記載されていた Ashdon の教区教会の鐘について、その設置年や用途等について整理したものである。19世紀の Ashdon 教会には、全部で6個の鐘が設置されていた。4番目の鐘が葬式のために鳴らされ、日曜日には4番目と5番

³²⁰ *The Notes and Queries* (Oct.13, 1860), p. 285.

³²¹ Gibson, *op.cit.*, p. 232.

³²² Ketteridge and Mays (1972), *op.cit.*, p. 81.

目の鐘が午前 9 時に礼拝の告知のために chiming で鳴らされている。そして収穫期には 4 番目の鐘が午前 9 時と午後 5 時に落穂拾いの鐘として鳴らされていた³²³。このように Ashdon では、落穂拾いは 4 番目の鐘によって tolling で告知されて行われ、その慣習は 20 世紀初頭まで脈々と続けられていたのである。

落穂拾いの鐘を管理し、落穂拾いの段取りを取り仕切る「女王」の存在は、現在のところ、ノッティンガムシャーとケンブリッジシャー、ハートフォードシャー、それにエセックスの 4 州で知られているだけである（本論 5 章、60 頁参照）。現在のところ、エセックスに関しては、このグッドウィン及びケタリッジとメイズの証言が唯一の史料で、エセックスではこの Ashdon 教区でしか「女王」の存在が確認されていない。既に述べたように、「警官」の存在が確認されているのはエセックスとサフォークとノーフォークの 3 つの州である。それゆえ、現在確認されているかぎりでは、エセックスの Ashdon は、「警官」と「女王」と「落穂拾いの鐘」という、19 世紀以降のイングランドの落穂拾いに規律化をもたらした 3 つの主要な手段が全て存在した、イングランドで唯一の教区であったことになる。

さらに、グッドウィン及びケタリッジとメイズの史料で注目すべき点は、落穂拾いのときの特殊な服装とそのやり方が記述されていることである。この種の史料が少なく、その意味では貴重なものと言える。

日中、ずっと腰を屈めて落穂拾いしている時には、太陽から背中や首をかばうことが重要だった。そのため、落穂拾いを行う女性たちは、頭に色物のスカーフやキャリコのボンネット、男物の赤と白の、隅に結び目のスカーフ、あるいはまびさしを後ろ向きにかぶった男物のキャップを被っていた。その色とりどりの服装ゆえに、とても華やかな光景を呈していたという(表 22 の 2-[13])³²⁴。

³²³ その他、1 番目の鐘は教区委任牧師 (Rev. Benedict Chapman) によって寄付された鐘である。2 番目と 6 番目の鐘は聖金曜日に鳴らされていた (Deedes and Walters, *op.cit.*, pp.160-161; Green, *op.cit.*, p.167)。

³²⁴ Ketteridge and Mays, *op.cit.*, pp. 80-81. 落穂拾いに、日除け帽は必需品だったと思われる。ハートフォードシャーでは女性はキノコ型 (mushroom shape) と呼ばれた、縁がすっかり下を向いた帽子をかぶり、その下にフリルの付いたキャップのようなものを身につけて落穂拾いを行っていた (Grey, *op.cit.*, [1934], p. 120)。また、ケンブリッジシャーでは“hoods” と呼ばれた日除け帽を着用したが、その帽子には首筋のところにフリルが 1 つないし 2 つ付いていた。そして村によってはその帽子の色が決まっていることもあったようで、例えば、Fordam の女性たちはピンクの帽子を好み、Soham の女性たちはライラック色(赤みがかった藤色)の帽子を好んだという報告がなされている (Porter, *op.cit.*, p. 125)。リンカンシ

また、女性たちは、質素な服の上にたっぷりした、カンガルーが持っているような袋が縫い合わされた「ズック製のエプロン」(sack aprons)や粗いリンネルで作られた袋状の totty-bags と呼ばれるものを身につけ、短い落ち穂はその袋の中に入れて集め、その袋がいっぱいになると、持参してきた、自家製の強くて丈夫なベッド用素材で作られた大袋(sack)に移しかえる作業を行っている(表 22 の 2-[8], 2-[9], 2-[10])。長い穂は gleaner's knot と呼ばれる結び目で茎を結んで束ね、その束は畑の傍らに山積みされる。この gleaner's knot と言われる結び目が出来るようになるのには熟練が必要で、その結び目が出来ない者ははさみを使って穂を切り落とし、totty-bags に入れる(表 24 の 2-[12])³²⁵。そのようにして集められた落ち穂の束は、頭に載せて、短い穂の入った大袋は引きずって家に持ち帰ることになる(表 24 の 2-[11])。エセックス州の White Colne では、落ち穂を持って帰るのに「枕カバーと乳母車」が利用されている(表 23 の 3-[5])³²⁶。ケンブリッジシャーでは“pokes”と呼ばれた、落穂拾い用に特別に作られた白い綿製の袋に入れた家へ持ち帰り、バッキンガムシャーでは、図 23 にあるような籠を使っていたと報告されている。地域ごとに、それぞれ、

ヤーでは、少女たちは、図 22 のように、ヘッドスカーフを付けていた (Charles Kightly, *Country Voices: Life and Lore in Farm and Village* [London, 1984], p. 21)。

なお、Ashdon の落穂拾い人たちが着ていた衣服については記述がなく、確かなことは分からないが、ウォーリックシャーの Tysoe では、落穂拾いの初日に女性たちが洗い立ての、きれいなペティコート (a clear petticoat) を身につけるのが慣習であり、その初日の収穫物 (落ち穂) の一部を小さな積み藁(stack)にして、一番上等な寝室に安置し、落穂拾いの蓄えを祈願したという (Palmer, *The Folklore of Warwickshire* [London, 1976], p. 49)。一方、ハートフォードシャーの Harpenden では、落穂拾いの仕事で着用するのは古いものが良いと言われており、落穂拾いをする女性たちは大部分の者が最も古い衣服を身につけていたという。このようにして、良い服が落穂拾いですり切れてしまわないようにしていたのである (Grey, *op.cit.*, [1934], p. 121)。ハートフォードシャーの報告に見られるように、一般に落穂拾いを行う女性たちは、その仕事で衣服がすり切れても良いように古い衣服を着用していたと思われる。

³²⁵ 似たような袋やポケットが他の州でも使用されている。例えば、サフォークでは、“chob-poke”と呼ばれる大きなポケットの付いたエプロンを着けて、落穂拾いを行った。“chob”とは麦の穂の方言であり、“poke”とは袋(bag)のことである。一對の鋏を使って、短い茎から麦藁を切り取り、穂をそのポケットに入れたのである (George Ewart Evans, *The Farm and the Village* [1969; London, 1974], pp. 79-80)。また、ハートフォードシャーやウィルトシャーでは子供たちは“ear-bag” (穂袋) を付けて落穂拾いを行った。それはリンネルの古い素材で作られ、一番上の角に紐かテープが付いていて、腰の周りに結びつけられるようになっていた。それを身体の前につけて、その袋の中に短い穂や途中で折れた穂を拾い集めるように、子供たちは言われていたのである。Cambridgeshire でも大人はエプロンを着け、子供が袋(bags)を身体に結んで落穂拾いを行った Grey, *op.cit.*, p. 122 ; Williams, *op.cit.*, p. 270 ; Chamberlain *op.cit.*, p. 29)。

³²⁶ Ketteridge and Mays, *op.cit.*, p. 81; Gibson, *op.cit.*, pp. 232-233.

落ち穂を持ち帰る工夫がなされていたと言える³²⁷

Ashdon では、一家の主婦は1日に2回、落穂を家へ持ち帰っている。お昼になると、一家の主婦は、午前中に集めた落ち穂の束を頭に載せて一旦、帰宅し、畑で働く男性達の昼食の支度をしたのである。その間、祖母や独身女性や子供達は居残り、木陰や生け垣で昼食³²⁸と休憩を取ることになる。そして昼食後は、5時まで休憩なしに落穂拾いを行うことになる(表24の2-[ii], 2-[iii], 2-[5], 2-[6], 2-[7])³²⁹。フローラ・トンプソンの『ラークライズ』(1939)に描かれているオックスフォードシャーのジャニパーヒルズでの落穂拾いは、「男たちの畑仕事が終わってから日暮れまでの」、夕方から夜にかけて行われる、「短時間の忙しい仕事」であったが³³⁰、Ashdonのそれは昼食をはさんで午前と午後、1日にわたって行われる、かなり長時間の活動であったと言える。

落穂拾いの開始前、落穂拾い人たちは、畑が片付けられる間、「ゲームに興じたり、歌を歌ったりして」楽しく時を過ごしている(表23の4-[3])。しかし、実際に落穂拾いが始まると、その作業は鋭い切り株や有害な雑草による切り傷やアリの咬み傷などで手が負傷したり、大麦の下穂が服を貫いて肌を刺したり等、生傷が絶えない仕事で、しかも、炎天下、1日中、腰を屈めてする仕事のため、スカーフや帽子で首や背中をかばう必要がある、かなり過酷な仕事であった(表24の2-[15], 2-[16])。さらには、重量のある、落ち穂を頭に載せて帰るのも決して楽なものではなく、首を痛めることもあったと報告されている³³¹。落

³²⁷ Porter, *op.cit.*, p. 124; Payne, *op.cit.*, p. 92.

³²⁸ 持参した昼食の食糧は、質素なものであったようである。ハートフォードシャーのハーペンデンでは、大抵はパンとバターとチーズあるいは冷肉に、1瓶か2瓶の冷たい紅茶であり、ウィルトシャーの South Marston では1日分の食糧を1つの袋に入れて持って行き、カップも1個持参した。そのカップはハシバミの木々の下に湧き出ている小さな泉から水をくむためのものであった(Grey, *op.cit.*, p. 121 ; Williams, *op.cit.*, p. 270)。

³²⁹ Ketteridge and Mays, *op.cit.*, p. 81 ; Gibson, *op. cit.*, p. 232. Ashdon では休憩は昼食のときだけのようである。ハートフォードシャーのハーペンデンでも、休憩は昼休みだけであった (Edwin Grey, *Cottage Life in Hertfordshire Village*, [1934?], p. 122)。しかし、切り株の間で腰を屈めて行う落穂拾いはかなり骨のおれる労働であるので、ところによっては、昼食以外の休憩を入れることが行われていた。例えば、ケンブリッジシャーのリトル・シェルフォードでは、8時に落穂拾いの鐘が鳴らされて落穂拾いが開始され、11時に“docky” (午前半ばの、パンとチーズの軽食) のために休止がとられ、それから午後1時に正餐のためにもう1度、休止がとられている (Porter, *op.cit.*, p. 124)。ウィルトシャーの South Marston では、休憩はもっと頻繁で、落穂拾い人たちは午前10時に lunch をとり、正午に dinner をとり、午後4時頃に再び little dinner をとり、午後6時か7時頃に家路についている (Williams, *op.cit.*, p. 271)。

³³⁰ トンプソン、前掲書、23頁。

³³¹ Ivy Pinchbeck, *Women Workers and the Industrial Revolution, 1750-1850* (London, 1969), p. 103n1.

穂拾いの収入は、一家にとって重要な家計の足しとなる喜ばしいものではあったが、夏の日中、長時間腰を屈めて行うその作業はかなりの重労働であったことを認識する必要がある³³²。

ここで興味深いのは、19世紀末、イングランドにおいて、落ち穂穂拾いの鐘が次第に減少していき、集団化して行われていた落穂拾いが姿を消していく時期に、田園詩的要素が強調された落穂拾いの絵が描かれていくようになることである。例えば、図 24 は、シギーン(L. G. Seguin)の *Rural England* (1885) に載っている *Gleaning* と題されたイラストであるが、その絵では、少女達が畑の中で行き当たりばったり「あたかもたやすい仕事であるかのように」落ち穂を拾っている姿が描かれている³³³。前景には、おしゃべりをし、休息しているグループが描かれ、一番年長の少女は古典的な女神のように頭に麦の束を載せている。背景には、畑を去っていく小麦を積んだ荷車と穏やかな海を横切る船が描かれ、平和でのどかな田園風景となっている³³⁴。落穂拾いが消滅に向かいつつある時期、その消滅を惜しむかのように、このような絵はノスタルジックに落穂拾いを美化して、都会人が好むように田園の虚構を演出しているものとなっている。ケタリッジとメイズが報告している、現実の落穂拾いの過酷さを伝えるものとはほど遠い、感傷的な農村風景画になっていると言える。

小括——機械化と慣習的儀礼の消滅

以上見てきたように、収穫期の農作業は、まず、刈り取り作業の開始前の「収穫の王」や「貴婦人」の選出から始まり、“shoing”や「ご祝儀、「最後の麦束」の刈り取りと「最後の積み荷」を経て「収穫の祝宴」に至る、ファーマーと農民の互酬関係に基づく一連の慣習・儀礼を伴って行われていた、極めて儀式化された祝祭的要素に富んだ活動であった。とりわけ、「最後の積み荷」を載せて運ぶ *Harvest Home* は、極めて儀式化された祝祭であったといえる。刈取り人たちやその家族が行列を作って「最後の積み荷」を載せた荷車を曳きながら沿道を練り歩くことは、刈取り人たちの長かった刈り取り作業から解放された喜

³³² ジェフリーズ(Richard Jeffries)も、落穂拾いを「チクリと刺す切り株の間を探して落ち穂を1穂ずつ拾い上げる、退屈で、緩慢な、腰を痛める、最も不快で面白くない労働である」と述べている (Richard Jeffries, *The Toilers of the Field* [London, 1904], pp. 127-128)。

³³³ Sayer, *op.cit.*, p. 162.

³³⁴ *Ibid.*, p. 162.

びと自分たちの仕事ぶりを誇示する機会でもあったのである。そして、これら一連の収穫儀礼の最後を飾るのが、落穂拾いの慣習、すなわち、「警官」や「落穂拾い人の女王」、「落穂拾いの鐘」であった。

1810年代の馬力脱穀機に始まり、1840年代の蒸気脱穀機、1860年代の自動送達刈り取り機、1870年代末の馬力レーキ、1890年代の刈り取り結束機を経て、1940年代には刈り取りから脱穀までの全作業を1台の機械でこなすコンバインが登場する。こうした機械化の進展は、伝統的な収穫作業の一掃とその作業に従事していた農業労働者たち（刈り取り人や結束係や立ち束係、レーキ係等）の激減をもたらした³³⁵、ひいては、収穫作業に伴っていた一連の伝統的な収穫儀礼の担い手の激減と収穫儀礼そのものの消滅をもたらしたのであった。

図 25 は、19世紀から20世紀前半までの時期、収穫作業必要とされる労働者の減少を図示したものである。1日で10エーカーの田畑における48ブッシェルの小麦を収穫・脱穀するのに必要な労働力を示している³³⁶。(1)全て手作業で行われていた1840年代は126人、(2)手動送達刈り取り機（＝最初期の刈り取り機）と初期の脱穀機(馬力脱穀機)、結束は手作業で行われていた1870年代は32人、(3)自動送達刈り取り機と蒸気脱穀機を使用した1900年代は21人、(4)刈り取り結束機と脱穀機を使用した1920年代は18人、(5)コンバインによる収穫を行った1940年代は3人³³⁷。1840年代から1940年代の1世紀の間に、収穫・脱穀作業の労働力は、機械化の進展により、126人から3人、すなわち1/40程にも削減されていったことになる³³⁸。農業の総人口を見ても、1850年には150万人もいた農業人

³³⁵ 収穫が手動道具で行われていたとき、収穫に際してファーマーは少なくとも1カ月間の労働力を2倍にしなければならなかった。それゆえ、ファーマーたちは、他の教区の男性を雇うことによってだけでなく、男性の季節労働者、特にアイルランドの出稼ぎ労働者たちや収穫のために帰省してくる町の住民たちなどを雇用することによってこれを行ったと言われている。例えば、1820年代、ロンドンで雇われ職人(journeyman)として靴屋の仕事をしていた John Arnold は、毎8月、収穫のためにエセックスへやって来ていたのだった (Sharpe, *op.cit.*, p. 81 ; トンプソン、前掲書、375-382頁)。

³³⁶ Bushaway (1982), *op.cit.*, p. 108, Figure 1.

³³⁷ S. J. Wright, "Mechanical Engineerig and Agriculture," *Journal and Proceedings of the Institute of Mechanical Engineers* 156.1 (1947), p. 21, Table 1.

³³⁸ 一人の労働者が1エーカーの収穫に要する労働日数（刈り取り[cutting]だけでなく、集桿・結束(gathering and binding)と落ち穂を集める raking の作業に要する労働日数)を見ても、機械化の進展による労働力の削減は明白である。sickleによる根刈りの段階では4.8日かかっていたのが、bagging hook(3日)から scythe(2.4日)へ、さらには手動送達刈り取り機(1.1日)から自動送達刈り取り機(1日)へと機械化が進むにつれて労働日数は短縮されていき、刈り取り結束機の段階になると僅か0.5日、sickleの根刈りのときの9分の1にまで労働日数が短縮されたのであった(Overton, *op.cit.*, p. 124)。

口は 1967 年には 3 分の 1 の 50 万人にまで減少してしまう³³⁹。

しかしながら、農作業の機械化だけが原因で収穫期の様々な慣習的儀礼が消滅していったわけではなかった。「収穫の祝宴」が「収穫感謝祭」に変容していった過程に見られたように、ヴィクトリア朝における社会的・道徳的抑制や階級意識の高まりもその伝統的な慣習や儀礼の消滅に重要な一役買っていたのである。

また、ウェールズでの例であるが、*scythe* で作業する費用は 1 エーカーにつき 10 シリング、刈り取り結束機ではその費用は 4 分の 1 であったと言われている(“*Reaping Machine*”)。このように、資本的には刈り取り結束機の導入への投資は正当化されえたのであった。

³³⁹ E. J. T. Collins, *Sickle to Combine* (The Museum of English Rural Life, University of Reading, 1969), p. 48; オーウィン、前掲書、1978 年、81-88 頁。

終章

1788年の落穂拾い裁判の判決が象徴しているように、18世紀後半から19世紀前半の産業革命期にあたるイングランド農村社会は、排他的所有権という近代的所有概念の浸透に伴い、一部のファーマーたちが落穂拾いの慣習を破棄しようとしたため、そのファーマー側と貧民側との間で利害対立が激化した時期であった。このような背景のもと、貧民たちは伝統的に自分たちに継承されてきた慣習を消滅させないために防御するように迫られるようになった。E. P. トムソンの指摘にあるように、慣習が存続の危機に迫られると、貧民は、慣習を「民衆の慣習」(popular custom) 言い換えれば、「民衆文化」(popular culture) として再構成して防衛しようとした³⁴⁰。落穂拾いの場合、その慣習の防衛のため、「落穂拾いの鐘」と「落穂拾い人の女王」がまさに「民衆の文化」として構成されたものといっていだらう。

落穂拾いの鐘がいつ頃から導入されたのか、同様に、落穂拾いの女王がいつ頃から選出されるようになったのかは明確ではないが、今回の研究から、それらは18世紀末頃から19世紀中頃にかけて導入されたものであることは確実であろう。この時代は、慣習をめぐる利害対立が「公式文化」と「非公式な民衆道徳」という二項対立の構図を見せるようになった時代ではあるが³⁴¹、落穂拾いの鐘が鳴らされていたことや落穂拾いの女王の誕生を考えると、利害関係が深刻化するなかで、こうした2つの文化が互いに共存していこうとする側面が見出せる。

注目すべきは、落穂拾いの鐘の場合、第1に教会の鐘が鳴らされていたこと、第2に教会の寺男や教会総務係が鳴らし手の役割をも果たしていたことである。落穂拾いの鐘を鳴らす儀式は、貧民たちだけのものではなく、外部の人たち、ここでは教区教会が関係していたことが重要である。「教区とは、教会の鐘の音が届く範囲内にその領域を定められたひとつの音響空間」である。教区教会の鐘は、Moulton 教会の鐘が示していたように、教区民の注意を広く喚起し、平日の時刻を告げる鐘、礼拝の鐘、弔鐘、農作業の鐘等として、教区民に教区の様々なイベントや活動の時刻を知らせていた。落穂拾いの鐘も、教区教会の鐘を通して、貧民たちだけでなく、教区民すべてに鳴らされていたことに留意すると、教区単位でその落穂拾いの正当性が認められていたことが分かる。このことは、時にはフ

³⁴⁰ 福士、前掲論文、232頁；E. P. Thompson, *Customs in Common* (New York, 1991), pp. 6-8.

³⁴¹ Thompson, *op. cit.*, pp. 6-8.

ファーマーや教区委員が鐘の鳴らし手に手間賃を支払っていたことから窺える。

落穂拾い人の女王についても、まだまだ検証すべきところがあるが、落穂拾いの鐘を取り仕切っていたことから、落穂拾い人の間だけでなく、広くその地域に女王の存在が知られていたことが窺える。このことは、落穂拾い人の女王が単に落穂拾い人たちを統制していただけではなく、落穂拾いを存続させていくために落穂拾い人たちとファーマーや鐘を所有する教会関係の人たちの間に立ち、それぞれの利害関係を調整する象徴的な仲介者としての役割を果たしていたことを示すものであると考えられる。

さて、落穂拾いの鐘や落穂拾い人の女王が、18世紀末から19世紀中頃に出現したことは、自主規制の根底にある「公平な分け前」という考えが重視された結果であったが、ここにおよそ世紀転換期にはなくなったとされるモラル・エコノミーの存続がみてとれるだろう。とりわけ、落穂拾いを禁止するファーマーに対する暴力による抵抗運動は、18世紀後半、民衆たちが生存維持のために行った食糧暴動に通じるものがある。しかし、市場の自由経済化を提唱する「ポリティカル・エコノミー」という新しいデオロギーの登場によって、穀物を買占める「悪徳な穀物商人」を民衆が制裁したような従来のモラル・エコノミーに基づくものとは異なって、新たな「民のモラル」³⁴²が形成されていることも事実である。農村の「慣習社会」の存続を図る貧民たちの間では、「互酬関係」を築きながらも、時には激しい対立関係を生み出した、かつての「古いモラル・エコノミー」から脱却しなければならなくなったが、そのような中で登場した「落穂拾いの鐘」や「落穂拾いの女王」は、新たな妥協を計るモラル・エコノミーの転換であったのである。

落穂拾いの鐘による新しいモラル・エコノミーへの転換とは、慣習的権利である落穂拾いの正当性を「制裁の儀式」としての暴動ではなく、鐘によって落穂拾いという慣習を統制しその正統性を主張しはじめたことである。また、そこには鐘を鳴らし、落穂拾いという慣習を行う時間と場所をより明確にすることで、ファーマー側と貧民側双方の「慣習社会」の存続を図る新たな試みがあったのである。また、「落穂拾い人の女王」に関しては、貧民たちの従来的なモラル・エコノミー的な言い分をそのまま仲介するのではなく、貧民たちの「暴挙」を厳密な規制によって統制しようとした。女王が指定する以外の畑で落穂拾いをした者、当該教区以外からやってきた者などは、彼女によって激しい制裁を受けた。

³⁴² 近藤和彦『民のモラル——近世イギリスの文化と社会』山川出版社、1993年；近藤和彦、『民のモラル——ボーガースと18世紀イギリス』筑摩書房、2014年（1993年版の改訂版）。

これは、慣習の行為者である落穂拾い人たちを統制するためのきめ細やかな「自己規制」であった。落穂拾いの鐘による慣習の統制と「自己規制」の強化を促す「落穂拾いの女王」の存在は、「民」がこれまで当然のように思っていた伝統的慣習を「新しい」モラル・エコノミー的な権利として改めて主張するようになったことを示すものである。

産業革命以後、農業においても効率のよい農業機械の導入が図られていったが、刈り取り作業は、他の農作業と比べて、最も機械化が遅れた部門であった。19世紀最後の四半世紀の間に使用されるようになっていった鉄製の馬力レーキと1879年より導入され始めた刈り取り結束機の登場によって、落穂の量そのものが少なくなり、そのため経済的には次第に落穂拾いは行うに値しなくなっていった。刈り取り結束機が一般に使用されるようになった地域では、集団化した落穂拾いが姿を消していき、「落ち穂拾いの鐘」のような、村全体で落ち穂拾いを規制していた慣習は消滅していくことになったが、機械が全ての散らばった穂を一掃するほど効率のよいものではなかったため、少数ながら貧しい者たちは個人的に落ち穂拾いをつづけることができた。また、労働者の実質賃金が上昇し、家庭でパンを焼く習慣がなくなるとともに、落ち穂拾いはもっぱら家畜のえさ用に行われるようになっていった。このように、「機械化と家族経済の変化」という二重の過程のなかで、落ち穂拾いは、村の大多数の女性と子供が参加する村の労働作業という中心的地位から豚や鶏の餌として少数の人たちが当てにする周辺的地位へと変化しながら、ごく僅かの人たちが小規模に個人的に行うものとして生き延びていたが、第二次大戦後、後ろに穀物の落穂を1つも残さないコンバインの普及によって、もはや落穂拾いをする余地は全くなくなり、落穂拾いは完全に消滅していったのであった。

イングランドの農村部では、農作業で最も忙しい収穫期に、「落穂拾いの鐘」や「落穂拾い人の女王」の他にも、「収穫の王」や「収穫の貴婦人」、「装蹄」、「ご祝儀」、「最後の麦束」、「最後の積み荷」、「収穫の祝宴」等、ファーマーと農民の間の互酬関係に基づく様々な慣習や儀礼が存在し、それらの慣習的儀礼が一連の収穫作業の各段階で行われていた。落穂拾いの慣習に伴う「落穂拾いの鐘」と「落穂拾い人の女王」の慣習的儀礼は、一般にこれら収穫期の慣習的儀礼の掉尾を飾るものであった。しかし、収穫作業の機械化の進展は、伝統的な収穫作業の一掃とその作業に従事していた農業労働者の激減をもたらし、ひいては、その収穫作業に伴っていた一連の伝統的な慣習と慣習的儀礼の担い手の激減とそれらの慣習や慣習的儀礼そのものの消滅をもたらしていったのである。

本論では、具体的な事例として、Moulton 教会の鐘と Ashdon 教区の収穫期の慣習的儀礼

に注目してきたが、いずれも調査・研究が不十分なままで終わってしまった。とりわけ、当時の落穂拾い人の証言が残されている Ashdon での地域研究を今後より一層深め、「落穂拾い」や他の慣習は勿論のこと、本論ではあまり触れることのできなかつたファーマーと地主たちの関係性季節を彩る祭りや行事等の分析を通して Ashdon という村の具体像を描き出し、変容していく「慣習社会」の様相や「慣習社会」に生きる人々の心性を迫っていきたいと考えている。また、「落ち穂拾いの鐘」と「落ち穂拾い人の女王」に関しては、イングランドだけでなく、ウェールズ、スコットランド、アイルランドの地域にも調査・研究を広げて検証を行っていきたいと考えている。

補遺

Glean/lease について

19 世紀のフランスの画家ミレーの『落ち穂拾い』に描かれている落ち穂拾いをする人を意味する英語は一般に *gleaner* であり、その動詞形は *glean*、そして名詞形は *gleaning* である。『オックスフォード英語辞典』によれば、動詞 *glean* はその第一の語義として「刈り取り人たちによって残された穀物(麦類)の穂(ears of corn)を集めたり拾い上げたりすること」と定義されている(語源は不明とされている)。その初出は 14 世紀後期のチョーサーの『善女伝』(*The Legend of Good Women*, 1385 年頃)である。14-15 世紀には *glene* と綴られていたが、15-16 世紀には *gleyne*、16 世紀には *glayne*, *gleme*, *gleame*, *gleime*、16-17 世紀には *gleane* と綴られ、17 世紀以降、今日一般に用いられている *glean* という綴りになったとされている。ちなみに *gleaner* 及び *gleaning* という用語の初出は、いずれも 15 世紀半ば(1440 年頃)である。

さらに、同辞典によれば、南部及び西部諸州では一般に *lease* という用語が用いられていると説明されている。*lease* の用法は *glean* よりも古く、その初出は 1000 年頃である。11 世紀には *lesan* と綴られていたが、14 世紀には *leese*、14-15 世紀には *lese* と綴られ、16 世紀以降、今日一般に用いられている *lease* という綴りになり、さらに 17 世紀以降には *leaze* という綴りも用いられている。なお、*gleaner* を意味する *leaser* の初出は、*gleaner* の初出よりも早い 14 世紀半ばであり、その名詞形 *leasing* の初出は *gleaning* の初出よりも遅い 16 世紀前期である。

興味深いことに、中世を代表する文学作品の 1 つであるラングランドの『農夫ピアズの夢』(William Langland, *The Vision of William concerning Piers the Plowman*) の B テキスト(1377 年)には *lese* (*lease*) が用いられ、C テキスト(1393 年)には *glene* (*glean*) が用いられている。Wycliffe (c. 1328 – December 31, 1384) の英訳聖書では「レビ記」の 19 章 10 節、ブドウの *gleaning* に関する律法を述べている箇所において *lease* (“to ben lesid”) が使用されているが(*Notes and Queries* (Aug. 8, 1921), p. 112)、ジェームズ王の命で翻訳された欽定訳聖書(1611 年)では *glean* だけが用いられており、*lease* は一切使用されていない。

以上のことから、古くは落ち穂拾いを意味する英語は *lesan* (*lease* の古い形)であったが、14 世紀後期に *glene* (*glean* の古い形)という用語が新たに登場してきたと言える。欽定訳聖

書における glean の採用は、glean の使用がより一般的になって来ていることを窺わせると同時に、欽定訳に採用されたことで一層その一般化が進められていったと言えよう。その後、glean がより一般的に用いられるようになり、lease は南部及び西部の諸州の方言となっていたと言える。例えば、1880年代のイングランドのオックスフォードシャーの農村ジャニパーヒルの生活を忠実に描き出した、フローラ・トンプソン (Flora Thompson, 1876-1880) の自伝的フィクションである『ラークライズ』(*Lark Rise*, 1939) では“leaze” (leaze は lease の 17 世紀以後の異形である [“leaze,” *OED*])が使われている。

なお、『オックスフォード英語辞典』には、“To glean”を意味する用語として、lease の他に、songo ないし songow (19 世紀には sangow, songa 等の語形も用いられた) が挙げられている。その初出は 17 世紀後期 (1688 年) であるが、1820 年以降、この語は西部方言として使用されている。さらに gleaning に関連する用語として、一握りの落ち穂を意味する single が挙げられている。Single はスコットランドや北部のノーサンバランド ch の方言であり、中西部の諸州(チェシャー、シュロップシャー)では single の代わりに songle が一般に使用されている。南西部のデヴォンシャー及びコーンウォールではより単純な語形の sang, zang も用いられている。

gleaning や leasing で集められたのは麦類の穂が主要なものであったが、先述の Wycliffe の英訳聖書の「レビ記」の記述にもあったように、麦以外のものもその対象となった。『オックスフォード英語辞典』には豆類や果実の gleaning の用例も見いだせる (wad, v.¹; beurré)。これに関連して興味深いのは、聖書にも言及があったブドウの gleaning を指す用語として、grapelage や reacement という英語が存在していたことである。いずれも 17 世紀に使用された用語で、現在では廃語となっている (Cf. 聖書では、穀物、ブドウ、オリーブの gleaning ; 英国では豆類が加わっているのが目を引く ; 小麦と豆の落ち穂拾いについては Eden が指摘しているノーサンプトンシャーの例をみよ。[*Bushaway, By Rite*, pp. 141-42.]; オックスフォードの Islip 荘園では、1533 年に、「売るためではなくて、自分が使用するためでなければ、the Assumption of the Blessed Mary の祭日[8 月 15 日]の前に、領主の森のクラブアップル(crab apples)を落ち穂拾いすることをしてはならない。違反する度に罰金 40 ペンス。」という規定が出されている。[*Barbara F. Harvey, ed., “Custumal (1391) and Bye-Laws (1386-1540) of the Manor of Islip”*])。

Wright の『英語方言辞典』によれば、“songle”には西部の Cheshire や Shropshire 方言として、また “single”には北部ノーサンバーランド方言として、“To glean”を意味する動詞の

用法も存在する。さらに、“songle”には Cheshire 方言として“gleaner”を意味する用法も存在する。

『英語方言辞典』には、この他にも *leasing-bag* や *lease-bread* をはじめとして、*gleaning* に関連する方言がいくつも採録されている。それらの方言と、すでに指摘した『オックスフォード英語辞典』に採録されている *gleaning* 関連の用語を、一緒にまとめると表 1 のように整理できる。地域によって *gleaning* 関連用語の分布に多寡の相違があるものの、スコットランドとイングランドとウェールズの三地域にその分布が確認出来、グレート・ブリテン島の広範囲に渡って落ち穂拾いが行われていたことが窺えるようである。また、イングランドに限って見てれば、特にイングランドの中部と南部の地域を中心に多彩な関連語が見いだされるようである。これらの地域は 1830 年代 (図 8 を参照) においても落ち穂拾いが行われていることが確認されている地域である。興味深いのは、1830 年代にはもはや落ち穂拾いがほとんど行われていなかった北部や西部の地域 (北部のノーサンバーランドやヨークシャーの東部と西部、北西部のチェシャー、中東部のノッティンガムやラットランド、南西部のコーンウォール) においても *gleaning* 関連語が見いだされることである。これらの言葉の存在は、かつてそれほど遠くない時代にそれらの地域でも落ち穂拾いが行われていたことを言語的に示唆する一証左であると言ってよいであろう。

文献目録

【史料】

(書籍類)

- A History of the County of Essex. Vols.1-11. London: Oxford University Press, 1956-.
- “Appendix” in Open-Field Husbandry and the Village Community: A Study of Agrarian By-Laws in Medieval England. By Warren O. Ault. Philadelphia: The American Philosophical Society, 1965. 55-96.
- Cambridge University Guild of Change Ringers: Society: Library Index.
Nov. 7, 2011 <file://C:/Users/oshima/Desktop/church%bells%20list.htm>
- “Documents” in Open-Field Farming in Medieval England: A Study of Village By-Laws. By W. O. Ault. London : George Allen and Unwin, 1972.
- Baigent, Francis Joseph and James Elwin Millard. A History of the Ancient Town and Manor of Basingstoke in the County of Southampton; with a Brief Account of the Siege of Basing House, A. D. 1643-1645. Basingstoke: Jacob, 1889. March 25, 2012 <<http://archive.org/details/cu31924017840772>>
- Barbara F. Harvey, ed., “Custumal (1391) and Bye-Laws (1386-1540) of the Manor of Islip,” In Index to Wills Proved in the Peculiar Court of Banbury 1542-1858/ Custumal (1391) and Bye-Laws (1386-1540) of the Manor of Islip. Oxfordshire Record Society, 1859.
- Best, Henry. Rural Economy in Yorkshire in 1641. Durham: George Andrew, 1857.
Dec. 6, 2012 <<http://www.google.co.jp/books?id=nFMJAAAIAAJ&hl=ja>>
- Bland, A. E., A. Brown, and R. H. Tawney(eds.), English Economic History: Selected Documents(London, 1914).
- Cocks, Alfred Heneage. The Church Bells of Buckinghamshire; Their Inscriptions, Founders, Uses and Traditions, etc. 1894. N.p.: Nabu, n.d.
- Deedes, Cecil & H. B. Walters. The Church Bells of Essex: Their Founders, Inscriptions, Traditions, and Users. 1909. N. p.: BLTM, n.d.
- Davis, Thomas, General View of the Agriculture of the County of Wilts: with Observations on the Means of its Improvement: Drawn up for the Consideration of the Board of Agriculture and Internal Improvement .London, 1811.

- Dunn, Ginette, *The Fellowship of Song: Popular Singing Traditions in East Suffolk*. London, 1980.
- *English Economic History: Selected Documents*. Ed. A. E. Bland, P. A. Brown, and R. H. Tawney. London: G. Bell and Sons, 1914.
- Ellis, Willams, *The Modern Husbandman*, vol. 3. London, 1744.
- Gatty, Alfred. *The Bell: Its Origin, History, and Uses*. London: George Bell, 1848.
September 1, 2012 <<http://archive.org/details/bellitsoriginhis00gattgoog>>
- Gibson, Robert. *Annals of Ashdon . Hunstanton*, 1988.
- Gooch, W, *General View of the agriculture of the county of Cambridge; drawn up for the consideration of the Board of Agriculture and Internal Improvement* (London, 1811).
- Green, Angera. *Ashdon. Aldham*, 1989.
- Harvey, Barbara, ed., “*Custumal (1391) and Bye-Laws (1386-1540) of the Manor of Islip.*” Index to Wills Proved in the Peculiar Court of Banbury 1542-1858/ *Custumal (1391) and Bye-Laws (1386-1540) of the Manor of Islip*. Oxfordshire Record Society, 1959.
- Kent, Nathaniel, *General View of the Agriculture of the County of Norfolk: With Observations for the Means of Its Improvement*. Drawn Up, for the Consideration of the Board of Agriculture and Internal Improvement (London, 1796).
- Ketteridge, Christopher and Spike Mays. *Five Miles from Bunkum: A Village and Its Crafts*. London: Eyre Methuen, 1972.
- Lukis, William C. *An Account of Church Bells; with Some Notices of Wiltshire Bells and Bellfounders*. London, 1857.
- Middleton, John, *View of the Agriculture of Middlesex: With Observations on the Means of Its Improvement, and Several Essays on Agriculture in General*. Drawn Up for the Consideration of the Board of Agriculture. London, 1798.
- Middleton, John, *General View of the Agriculture of Middlesex*. 2nd edition. London, 1813.
- North, Thomas. *English Bells and Bell Lore*. 1888.
- North, Thomas. *The Church Bells of the County and City of Lincoln : Their Founders, Inscriptions, Traditions, and Peculiar Uses, with a Brief History of Church Bells in Loncolnshire, Chiefly from Original and Contemporaneous Record*. 1882. N.p.: Kessinger, n.d.
- North, Thomas. *The Church Bells of Bedfordshire: Their Founders, Inscriptions, Traditions, and*

Peculiar Uses, with a Brief History of Church Bells in That County, Chiefly from Original and Contemporaneous Records. 1883. N.p.: Nabu, n.d.

• North, Thomas and John Charles Stahlschmidt. The Church Bells of Hertfordshire: Their Founders, Inscriptions, Traditions, and Peculiar Uses. 1886. N.p.: Nabu, n.d.

• North, Thomas. The Church Bells of Leicestershire: Their Inscriptions, Traditions, and Peculiar Uses, with Chapters on Bells and the Leicester Bell Founders. 1876. N.p.: Nabu, n.d.

• North, Thomas. The Church Bells of Northamptonshire: Their Inscriptions, Traditions, and Peculiar Uses, with Chapters on Bells and the Northants Bell Founders. 1878. N.p.: Kessinger, n.d.

• North, Thomas. The Church Bells of Rutland: Their Inscriptions, Traditions, and Peculiar Uses, with Chapters on Bells and Bell Founders. 1880. N.p.: Nabu, n.d.

• Madge, Sidney Joseph. Moulton Church and Its Bell: With a Complete Summary of the Bells in the Several Parishes of Northamptonshire; Also, a Comprehensive Bibliography on Bells. 1895. N.p.: Nabu, n.d.

• Marshall, Mr. (William). The Rural Economy of Norfolk . Vol. II. London: T. Cadell, 1787. September 1, 2012 <<http://archive.org/details/ruraleconomyofno01mars>>

• Marshall, Mr. (William). The Rural Economy of the West of England. London: T. Cadell, 1787. September 1, 2012 <<http://archive.org/details/ruraleconomyofwe01mars>>

• Marshall, Mr. (William). The Rural Economy of the Southern Counties. Vol. 1. London: C. Nicol, 1787. September 1, 2012 <<http://archive.org/details/ruraleconomysou00wilgoog>>

• Marshall, Mr. (William). The Rural Economy of Yorkshire. Vol. 1. London: T. Cadell, 1788. September 1, 2012 <<http://archive.org/details/ruraleconomyyor01wilgoog>>

• Mavor, William. “Notes, Geographical, Illustrative, and Explanatory, a Glossary, and Other Improvement,” in Five Hundred Points of Good Husbandry by Thomas Tusser (London: Lackington, 1812).

• Owen, T. M. N. The Church Bells of Huntingdonshire: Their Inscriptions, Founders, Uses, Traditions, etc. 1899. N.p.: Bibliolife, n.d.

• Reports of Special Assistant Poor Law Commissioners on the Employment of Women and Children in Agriculture (London, 1843).

• Stahlschmidt, J. C. L. The Church Bells of Kent (1887).

- The Victoria History of the County of Essex. Vols.1-11. London: Archibald Constale, 1903-2012.
- Tilley, Henry Timothy and Henry Beauchamp Walter, The Church Bells of Warwickshire; Their Founders, Inscriptions, Traditions and Uses. 1910. N.p.: Nabu, n.d.
- Tudor Economic Documents; Being Select Documents Illustrating the Economic and Social History of Tudor England. Ed. R. H. Tawney, and Eileen Power. Vol. 1. New York: Longman, 1924.
- Turner, Joseph Mallord William, Harvest Home, c. 1809.
Nov. 29, 2017 <<http://www.tate.org.uk/art/artworks/turner-harvest-home-n00562>>
- Tusser, Thomas. Five Hundred Points of Good Husbandry. London: Lackington, Allen, and Co., 1812.
- Tusser, Thomas. Five Hundred Points of Good Husbandry. Oxford: Oxford UP, 1984.
- Walters, H. B. The Church Bells of Wiltshire. 1927.
- “Worlledge v Manning 1 H Blackstone 53 n, 126 ER 32-34,” English Reports. CD-ROM (Oxford: Jutasta, c. 2001).
- Young, Arthur. General View of the Agriculture of the County of Norfolk. 1804. New York: Augustus, 1969.
- Young, Arthur. General View of the Agriculture of the County of Sussex. London: Sherwood, 1813.
- Young, Arthur. General View of the Agriculture of the County of Essex. Vol. 1. London: Sherwood, 1813. Nov. 25, 2012 <<http://www.google.co.jp/books?id=1xFLAAAYAAJ&hl=ja>>

(雑誌類)

- Anon. “Observations on the Law and the Custom of Leasing or Gleaning the Stubbles after the Crops Grain Have Been Carried,” The Farmer’s Magazine vol. xxi (1820): pp. 413-415.
- Lofft, Capel. “On the Gleaning Question, Occasioned by the Strictures of Mr. Ruggles,” Annals of Agriculture, and Other Useful Arts 9 (1788): pp. 164-167.
- Museum Rusticum Et Commerciale, or, Select Papers on Agriculture, Commerce, Arts, and Manufactures Drawn from Experience, and Communicated by Gentlemen Engaged in These

Pursuits ; Revised and Digested by Several Members of the Society for the Encouragement of Arts, Manufactures, and Commerce, vol. 4, 1765, pp. 442-448.

- The Essex Review, vol. 12, 1903, pp. 242-248.
- The Essex Review, vol. 34, 1925, pp. 56-57.
- The Essex Review, vol. 34, 1925, pp. 106-110.
- The Essex Review, vol. 34, 1925, pp. 162-63.
- The Essex Review, vol. 34, 1925, pp. 210-212.
- The Farmer' s Magazine, vol. 3, 1802, pp. 341-345.
- The Northamptonshire Notes and Queries, vol.1, 1886, pp. 248.
- The Notes and Queries, Oct.13, 1860, pp. 285, 288.
- The Notes and Queries, Nov. 3, 1860, pp. 356-57.
- The Notes and Queries, Dec. 15, 1860, p. 476.
- The Notes and Queries, Dec. 29, 1860, pp. 519-520.
- The Notes and Queries, Jan. 26, 1861, p. 78.
- The Notes and Queries, Sept. 11, 1869, p. 216
- The Notes and Queries, Oct. 2, 1869, p. 286.
- The Notes and Queries, Sep. 5, 1885, pp. 186-187.
- The Notes and Queries, Mar. 14, 1891, p. 216.
- The Notes and Queries, Sep. 7, 1901, p. 201.
- The Notes and Queries, July 23, 1921, p. 70.
- The Notes and Queries, Aug. 6, 1921, pp. 112-113.
- The Notes and Queries, Aug. 13, 1921, p. 136.
- The Notes and Queries, Aug. 20, 1921, pp. 157-158.
- The Notes and Queries, Sept. 10, 1921, p. 216.
- The Notes and Queries, Sept. 24, 1921, p. 256.

(翻訳関係)

- 『原典イギリス経済史』. 浜林正夫・篠塚信義・鈴木亮編訳. 御茶の水書房、1967

【欧文文献】

(書籍類)

- Ault, W. O. *Open-Field Husbandry and the Village Community: A Study of Agrarian By-Laws in Medieval England*. Philadelphia: The American Philosophical Society, 1965.
- Ault, W. O. *Open-Field Farming in Medieval England: A Study of Village By-Laws*. London : George Allen and Unwin, 1972.
- Baigent, Francis Joseph and James Elwin Millard. *A History of the Ancient Town and Manor of Basingstoke in the County of Southampton; with a Brief Account of the Siege of Basing House, A. D. 1643-1645*. Basingstoke: Jacob, 1889. March 25, 2012 <<http://archive.org/details/cu31924017840772>>
- Baker, Margaret. *Folklore and Customs of Rural England*. 1974. N.p.: David & Charles, 1988.
- Barnes, Williams, *Poems of Rural Life in the Dorset Dialect*(London, 1893).
- Blackstone, Sir William. *Commentaries on the Laws of England*. Vol. II. Chicago: Callaghan, 1899.
- Bushaway, Bob. *By Rite: Custom, Ceremony and Community in England 1700-1880*. London: Junction Books, 1982.
- Bushaway, R. W. “Rite, Legitimation and Community in Southern England 1700-1750: The Ideology of Custom” in Barry Stapleton ed., *Conflict and Community in Southern England: Essays in the Social History of Rural and Urban Labour from Medieval to Modern Times*. New York: St. Martin’s Press, 1992.
- Caird , James. *English Agriculture in 1850-51*. 2nd ed. New York: Kelley, 1967.
- Chamberlain, Mary. *Fen Women: A Portrait of Women in an English Village*. 1975. London: Virago.1977.
- Cirket, Alan F. ed. *Samuel Whitebread’ s Notebooks, 1810-11, 1813-14*. Ampthill, 1971.
- Cobbett, William. *Cottage Economy. A New ed*. London: William Cobbett, 1826. Nov. 25, 2012 <<http://www.google.co.jp/books?id=hInKqXRfBpIC&hl=ja>>
- Cobbett, William. *Rural Rides in the Southern, Western and Eastern Counties of England, Together with Tours in Scotland and in the Northern and Midland Counties of England, and Letters from Ireland*. Vol.1. 1830. London: Peter Davis, 1930.

- Collins, E. J. T. *Sickle to Combine: A Review of Harvest Techniques from 1800 to the Present Day*. The Museum of English Rural Life, University of Reading, 1969.
 - Cooper, Ashley. *The Long Furrow*. Ipswich: East Anglian Magazine, 1987.
 - Cooper, Ashley. *Heart of Our History*. Ipswich: Bulmer Historical Society, 1996.
 - Cowie, L. W. *The Wordsworth Dictionary of British Social History*. 1973. Ware: Wordsworth Editions, 199.
 - Cruden, Alexander. *Cruden's Complete Concordance to the Old and New Testaments*. Grand Rapids: Zondervan, 1968.
 - Davies, David. *The Case of Labourers in Husbandry Stated and Considered*. London: G. G. and J. Robinson, 1795.
- Jan. 3, 2013 [〈http://www.google.co.jp/books?id=awrnAAAAMAAJ&hl=ja〉](http://www.google.co.jp/books?id=awrnAAAAMAAJ&hl=ja)
- Dunn, Ginette. *The Fellowship of Song: Popular Singing Traditions in East Suffolk*. London, 1980.
 - Earle, Lord. *English Farming: Past and Present*. New (Sixth) ed. London: Heineman, 1961.
 - Eden, Frederic Morton. *The State of the Poor*. Vol. 2. 1797. Bristol: Thoemmes Press, 1994.
 - Edwards, George. *Crow-Scaring to Westminster*. London: London Labour Pub. Co., 1922.
- Nov. 4, 2012. [〈http://archive.org/details/fromcrowscaringt00edwauoft〉](http://archive.org/details/fromcrowscaringt00edwauoft)
- Evans, George Ewart. *Ask the Fellows Who Cut the Hay*. London: Faber, 1977.
 - Evans, George Ewart. *The Farm and the Village*. 1969. London: Faber, 1974.
 - Finch, William Coles. *Life in Rural England: Occupations and Pastimes in Field and Village, Farm and Home, Water Mill and Wind Mill*. London: Daniel, n.d.
 - Fitzherbert, Master. *The Book of Husbandry*. Ed. Walter W. Skeat. London: Trübner, 1881.
- March 25, 2012 [〈http://archive.org/details/bookofhusbandry00fitzuoft〉](http://archive.org/details/bookofhusbandry00fitzuoft)
- Fussell, K. R. and G. E. *The English Countrywoman: A Farmhouse Social History A.D. 1500-1900*. London: Andrew Melrose, 1953.
 - Gauld, Nicola, 'The Field Calls Me to Labour' : *Watercolours of Nineteenth-Century Rural Britain by Robert Hills (1769-1844) and his contemporaries*. The Fitzwilliam Museum, 2008.
 - Gibson, Robert. *Annals of Ashdon: No Ordinary Village*. Chelmsford: Essex Record Office, 1988.
 - Glyde, John, Jun. *Suffolk in the Nineteenth Century: Physical, Social, Moral, Religious, and Industrial*. London: Simpkin, Marshall and Co., 1956.

- Gonner, E. C. K. *Common Land and Inclosure*. London: Macmillan, 1912.
- Gresswell, Bred. *Bright Boots*. London: The Country Book Club, 1958.
- Grey, Edwin. *Cottage Life in a Hertfordshire Village*. 1934: St. Albans: Fisher, Kinght & Co., n.d.
- Hammond, J. L. and Barbara Hammond. *The Village Labourer*. 1911. London: Longman, 1978.
- Hennell, T. *Change in the Farm*. 1936. Wakefield: EP Publishing Limited, 1977.
- Henry, D. ed. *The Complete Farmer*, 5th ed. London, 1807.
- Homans, George Caspar. *English Villagers of the Thirteenth Century*. New York: Norton, 1975.
- Horn, Pamela. *Labouring Life in the Victorian Countryside*. Dublin: Gill and Macmillan, 1971.
- Jeffries, Richard. *The Toilers of the Field*. 1892; London: Longmans, 1904.
- Jekyll, Gertrude. *Old West Surrey: Some Notes and Memories*.1904. Wakefield: S.R. Publisher, 1971.
- Jones-Baker, Doris. *The Folklore of Hertfordshire*. London: Batsford, 1977.
- Jones-Baker, Doris. *Old Hertfordshire Calendar*. London: Phillimore, 1974.
- Kightly, Charles. *Country Voices: Life and Lore in Farm and Village*. London: Thames and Hudson, 1984.
- Kightly, Charles. *The Customs and Ceremonies of Britain*. London: Thames and Hudson, 1986.
- Kightly, Charles. *The Perpetual Almanack of Folklore*. London: Thames and Hudson, 1994.
- Kitteringham, Jennie. “County Work Girls in Nineteenth-Century England” in *Village Life and Labour*. Ed. Ralph Samuel. London: Routledge & Kegan Paul, 1975.
- Langland, William. *The Vison of Piers Plowman*. London: Everyman, 1984.
- Langland, William. *Will’ s Vision of Piers Plowman*. Tr. E. Talbot Donaldson. New York: Norton, 1990.
- Langland, William. *The Vision of William concerning Piers the Plowman*. Ed. Walter W. Skeat. London: Oxford UP, 1873.
- Malcolmson, R. W. *Life and Labour in England 1700-1780*. London, 1981.
- Mee, Arthur, ed. *I See All: The World’ s First Picture Encyclopedia*, rep. ed. 5 vols. Tokyo: Meicho-Fukyukai, 1982.
- Mingay, G.E., *A Social history of the English Countryside*. London, 1990.
- Morgan, David Hoseason. *Harvesters and Harvesting 1840-1900: A Study of the Rural Proletariat*. London: Croom Helm, 1982.

- Morgan, D. H. “The Place of harvesters in Nineteenth-Century Village Life” in *Village Life and Labour*. Ed. Ralph Samuel. London: Routledge & Kegan Paul, 1975.
- Muir, Richard. *The English Village*. N. p.: Thames and Hudson, 1980.
- Overton, Mark. *Agricultural Revolution in England: Their Transformation of the Agrarian Economy 1500-1850*. Cambridge: Cambridge UP, 1996.
- Orwin, C. S. *A History of English Farming*. Rep. ed. London: Thomas Nelson and Sons, 1952.
- Palmer, Roy. *The Folklore of Warwickshire*. London: B.T. Batsford, 1976.
- Partridge, Eric. *A Dictionary of Slang and Unconventional English*. 1937; London: Routledge & Kegan Paul, 1982.
- Payne, Christiana. *Toil and Plenty: Images of Agricultural Landscape in England, 1780-1890*. New Haven: Yale UP, 1993.
- Pinchbeck, Ivy. *Women Workers and the Industrial Revolution, 1750-1850*. London: Frank Cass, 1969.
- Popkin, Samuel L. *The Rational Peasant : The Political Economy of Rural Society in Vietnam*. Berkeley : University of California Press, c1979.
- Porter, Enid. *Cambridgeshire Customs and Folklore*. London: Routledge & Kegan Paul, 1969.
- Porter, Enid. *The Folklore of East Anglia*. London: Batsford, 1974.
- Pyne, William Henry. *Microcosm , or a Picturesque Delineation of the Arts, Agriculture, and Manufactures of Great Britain Small Figures for the Embellishment of Landscape*. 1806. New York: Benjamin Blom, 1970.
- Rose, Walter. *Good Neighbours*. 1942. Cambridge: Cambridge UP, 2010.
- Sayer, Karen. *Women of the Fields: Representations of Rural Women in the Nineteenth Century*. Manchester and New York: Manchester U.P., 1995.
- Sharpe, J. A. *Crime in Early Modern England 1550-1750*. London: Longman, 1984.
- Simpson, Jacqueline and Steve Roud. *A Dictionary of English Folklore*. New York: Oxford University Press, 2000.
- Shrubbs, Michael, *Birds, Scythes and Combine*. Cambridge, 2003.
- Sinclair, John Sir. *The Code of Agriculture*. 5th ed. N.p.: n.p., 1832.
- *Sketches of Rural Affairs*. London: Society for Promoting Christian Knowledge, 1851.
- Snell, K. D. M. *Annals of the Labouring Poor: Social Change and Agrarian England 1660-1900*.

1985. Cambridge: Cambridge UP, 1992.

- Sounden, David, *The Victorian Village*. London; Brockhampton, 1991.
- Taylor, Jefferys, *The Farm: A New Account of rural Yoils and Produce*. London, 1834.
- *The International Standard Bible Encyclopedia*. Vol. 2. Grand Rapids, Michigan: Eerdmans, 1982.
- *The Oxford English Dictionary*. 2nd ed. CD-Rom Version 4.0.
- Thompson, E. P. *Customs in Common*. New York: New Press, 1991.
- Thompson, E.P. “The Grid of Inheritance: A Comment,” in *Family and Inheritance: Rural Society In Western Europe, 1200-1800*. Ed. J. Goody, J. Thirsk and E. P. Thompson. Cambridge: Cambridge UP, 1976.
- Thompson, E. P. *Whigs and Hunters: The Origin of the Black Act*. London, 1977.
- Thirsk, Joan. *England’s Agricultural Regions and Agrarian History, 1500-1750*. Basingstoke: Macmillan, 1987.
- Verdon, Nicola. *Rural Women Workwers in 19th-Century England: Gender, Work and Wages*. Woodbridge: Boydell, 2002.
- Warren, C. Henry. *Happy Countryman*. London: Geoffrey Bles, 1939.
- Watson, W. G. Willis, *Calendar of Customs, Superstitions, Weather-Lore: Popular Sayings, and Important Events Connected With the County of Somerset*. Somerset, 1920.
- Williams, Alfred. *A Wiltshire Village*. 1912. London: Duckworth & Co., 1920.
- Williamson, Tom. *The Transformation of Rural England: Farming and the Landscape 1700-1870*. Streatham Drive: U of Exeter P, 2002.
- Winter, Gordon. *A Country Camera 1844-1914*. Harmondsworth: Penguin, 1973.
- Wood, Christopher. *Paradise Lost: Paintings of English Country Life and Landscape 1850-1914*. Lonodn: Barrie and Jankins, 1988.
- Wright, Joseph, ed., *The English Dialect Dictionary*. Oxford: Oxford UP, 1898-1905.
- Young, Arthur. *Annals of Agriculture, and Other Useful Arts*. Vol. 25. London: Arthur Young, 1796. Nov. 25, 2012 <<http://www.google.co.jp/books?id=lo0ZAQAIAAJ&hl=ja>>
- Young, Arthur. *The Farmer’s Kalendar*. London: Robinson and Roberts, 1771. September 1, 2012 <<http://www.unz.org/Pub/YoungArthur-1771>>

(論文)

- Ault, W. O. “By-Laws of Gleaning and the Problems,” *The Economic History Review*, Ser. 2, 14.2 (1961), pp. 210-17.
- Bennett, Judith M, “Compulsory Service in Late Medieval England,” *Past and Present* 209 (2010), pp. 7-51. March 24, 2012 <<http://www-bcf.usc.edu/~judithb/documents/JMBCompulsoryService.pdf>>
- Gaythorpe, Harper. “Church Bells in the Archdeacon of Furness; Colton, Kirkby Ireloth, Broughton, Woodland, and Seathewaite,” *Cumberland and Westmorland Antiquarian and Archaeological Society Transactions* 2.2 (1902), pp. 282-306.
http://archaeologydataservice.ac.uk/archives/view/cumberland/contents.cfm?vol_id=650
- Humphries, Jane. “Enclosures, Common Rights, and Women: The Proletarianization of Families in the Late Eighteenth and Early Nineteenth Centuries,” *The Journal of Economic History* 1.1 (1990), pp. 17-42.
- Hussey, Stephen. “‘The Last Survivor of an Ancient Race’ : The Changing Face of Essex Gleaning,” *Agricultural History Review* 45 (1997), pp. 61-72.
- King, Peter. “Gleaners, Farmers and the Failure of Legal Sanctions in England 1750-1850,” *Past and Present* 125 (November 1989), pp. 116-25.
- King, Peter. “Customary Rights and Women’ s Earnings: The Importance of Gleaning to the Rural Labouring Poor, 1750-1850,” *Economic History Review* 44.3 (1991), pp. 461-76.
- King, Peter. “Legal Change, Customary Rights, and Social Conflict in Late Eighteenth-Century England: The Origins of the Great Gleaning Case of 1788,” *Law and History Review* 10.1 (Spring 1992), pp. 1-31.
- Martin, J M, “Village Traders and the Emergence of a Proletariat in South Warwickshire, 1750-1851” *The Agricultural History Review* 32-2(1984), pp. 179-188.
- Payne, Christiana. “Boundless Harvests,” *Turner Studies: His Art and Epoch 1775-1851*, Vol. 11, No.1 (1991), pp. 7-15.
- Richardson, Gary. “The Prudent Village: Risk Pooling Institutions in Medieval English Agriculture,” *Journal of Economic History* 65.2 (2005), pp. 386-413. 24 March 2012
< <http://journals.cambridge.org/action/displayFulltext?type=1&pdfType=1&fid=306788&jid=JEH>

&volumeId=65&issueId=02&aid=306786〉 .

- Roberts, Michael. "Sickles and Scythes: Women's Work and Men's Work at Harvest Time," History Workshop 7.1 (1979), pp. 1-28.
- Vardi, Liana. "Construing the Harvest: Gleaners, Farmers, and Officials in Early Modern France," American Historical Review (December 1993), pp. 1424-47.
- Wright, S. J. "Mechanical Engineerig and Agriculture," Journal and Proceedings of the Inatitute of Mechanical Engineers 156.1 (1947), pp. 17-23.
- Žalėnas, Gintautas. "Cum Signo Campanae. The Origin of the Bells in Europe and Their Early Spread," Meno istorija ir kritika / Art History & Criticism 8 (2013), pp. 67-94.
Nov. 20, 2017 〈https://issuu.com/laimapenekaite/docs/maketas_mik_9_smallpdf.com〉

(博士論文)

- Maynard, John, The Agricultural Labourer in. Worcestershire: Responses to. Economic Change and Social Dislocation 1790 - 1841 (Ph. D. thesis, Coventry, 2005).

(その他)

- "A Brief History of Ashdon Parish." 29 Oct. 2017 〈<https://www.ashdonparish.co.uk/our-ashdon/a-brief-history/>〉
- "Ashdon." 29 Oct. 2017 〈<https://en.wikipedia.org/wiki/Ashdon>〉
- "Ashdon (Essex, East of England, United Kingdom) - City Population" Nov. 12, 2017 〈<https://citypopulation.de/php/uk-england-eastofengland.php?cityid=E34004052>〉
- "Campanology. " Oct. 20, 2014 〈<http://www.bio.utexas.edu/faculty/bryant/personal/campanology.html>〉
- "Church Bell." Nov. 7, 2017. 〈https://en.wikipedia.org/wiki/Church_bell〉
- "Description of Ashdon in 1933." 29 Oct. 2017 〈<http://www.historyhouse.co.uk/placeA/essex09ky.html>〉
- "Essex Review," British and Irish Archaeological Bibliography. Nov. 26, 2012. 〈<http://www.biab.ac.uk/series/2505>〉
- "Historic counties of Wales." Oct. 29, 2017 〈https://en.wikipedia.org/wiki/Historic_counties_of_Wales〉

- ・ “Isle of Wight.” Oct. 29, 2017 〈https://en.wikipedia.org/wiki/Isle_of_Wight〉
- ・ “Monmouthshire (historic).” Oct. 29, 2017
〈[https://en.wikipedia.org/wiki/Monmouthshire_\(historic\)](https://en.wikipedia.org/wiki/Monmouthshire_(historic))〉
- ・ “Moulton, Northamptonshire.”
Oct. 29, 2017 〈https://en.wikipedia.org/wiki/Moulton,_Northamptonshire〉
- ・ “Notes and Queries.” Nov. 26, 2012 〈http://en.wikipedia.org/wiki/Notes_and_Queries〉
- ・ “Rreaping Machines.”
Nov. 13, 2017 〈<https://pilgrim.ceredigion.gov.uk/index.cfm?articleid=2158>〉
- ・ “Spelhoe Hundred,” A History of the County of Northampton: Volume 4 (1937), pp. 63-64.
November 13, 2014 〈<http://www.british-history.ac.uk/report.aspx?compid=66316>〉
- ・ Spelhoe Hundred—Northamptonshire Record Society. November 15, 2014
〈<http://www.northamptonshirerecordsociety.org.uk/eBooks/Militia1777/Spelhoe.pdf>〉

(翻訳)

- ・ アタリ、ジャック. 『時間の歴史』. 蔵持不三也訳. 原書房、1986.
- ・ アッシュレリー著、アレン増補. 『イギリス経済史講義』. 矢口考次郎訳. 有斐閣、1953.
- ・ ウッド、エレン・メイクシンス. 『資本主義の起源』. 平子友長・中村好孝訳. こぶし書房、2001.
- ・ オーウィン、O. S. 『イギリス農業発達史』. 三澤嶽郎訳, 御茶の水書房、1978.
- ・ カイトリー, チャールズ. 『イギリス祭事・民俗事典』. 澁谷 勉訳. 大修館書店、1992.
- ・ カイトリー, チャールズ. 『イギリス祭事暦』. 澁谷 勉訳. 大修館書店、1995.
- ・ 月本昭男・勝村弘也訳. 『旧約聖書 XIII ルツ記 雅歌 コーヘレト書 哀歌 エステル記』. 岩波書店、1998.
- ・ クーツ、R. J. 『イギリス IV 全訳 世界の歴史教科書シリーズ 4』. 今井宏・河村貞枝訳. 帝国書院、1981.
- ・ コルバン、アラン. 『音の風景』. 小倉孝誠訳. 藤原書店、1997.
- ・ コルバン、アラン. 『感性の歴史家アラン・コルバン』. 小倉和子訳. 藤原書店、2001.
- ・ サースク、ジョオン. 「1500～1750年のイングランドにおける農業地域と農業史」. 有菌正一郎訳. 『愛知大学文学論叢』 86 (愛知大学文学会、1987) : 178-98.

- ・サースク、ジョオン。「1500～1750年のイングランドにおける農業地域と農業史（2）」。
有菌正一郎訳。『愛知大学文学論叢』87（愛知大学文学会、1988）：218-36.
- ・サースク、ジョオン。「1500～1750年のイングランドにおける農業地域と農業史（3）」。
有菌正一郎訳。『愛知大学文学論叢』88（愛知大学文学会、1988）：265-90.
- ・サースク、ジョオン。「1500～1750年のイングランドにおける農業地域と農業史（4）」。
有菌正一郎訳。『愛知大学文学論叢』89（愛知大学文学会、1988）：219-36.
- ・サースク、ジョオン。「1500～1750年のイングランドにおける農業地域と農業史（5）」。
有菌正一郎訳。『愛知大学文学論叢』90（愛知大学文学会、1989）：105-20.
- ・シェーファー、R.マリー（鳥越けい子他訳）『平凡社ライブラリー575 世界の調律：サウ
ンドスケープとはなにか』平凡社、2006.
- ・スーデン、デイヴィッド。『【図説】 ヴィクトリア時代イギリス田園生活誌』。山森芳郎・
山森喜久代訳。東洋書林、1997.
- ・『聖書(和英対照)』。日本聖書協会、1998.
- ・ターナー。『エンクロージャー』。重富公生訳。渡辺文庫。慶應通信、1987.
- ・ディグビー、A./C. ファインスティーン編。『社会史と経済史—英国史の軌跡と新方位』。
北海道大学出版会 2007.
- ・トマス、トマス。『ユートピア』。平井正穂訳。岩波書店、1957.
- ・トムソン、エドワード・P. 『イングランド労働者階級の形成』。市橋秀夫・芳賀健一訳。
青弓社、2003.
- ・トムソン、ジェームズ。『ジェームズ・トムソン詩集』。林 瑛二訳。慶應義塾大学出版
会、2002.
- ・トンプソン、フローラ。『ラークライズ』。田英子訳。朔北社、2008.
- ・ハバカク。『十八世紀イギリスにおける農業問題』。川北稔訳。未来社、1967.
- ・ホブズボーム、E. J. 『産業と帝国』。浜林正夫・神武庸四郎・和田和夫訳。未来社、1996.
- ・ポウプ、レックス編。『イギリス社会経済史地図』。米川伸一、原 剛訳。原書房、1991.
- ・ミンゲイ、G. E./E. L. ジョーンズ。『イギリス産業革命期の農業問題』。亀山 潔訳。成
文堂、1978.
- ・メイズ、J. L. 編。『ハーパー聖書注解』。教文館、1996.
- ・ラングトン、J./R. J. モリス編。『イギリス産業革命地図』米川伸一・原剛訳。原書房、
1989.

- ・ラングランド、ウィリアム。『農夫ピアースの夢』。柴田忠作訳註。東海大学出版会、1981。
- ・ラングランド、ウィリアム。『ウィリアムの見た農夫ピアースの夢』。生地竹郎訳。再版。篠崎書林、1974。
- ・ロック。『市民政府論』。鶴飼信成訳。岩波書店、1968。
- ・ロッセム、ゲルハルト・ドールン-ファン（藤田幸一郎他訳）『時間の歴史』大月書店、1999。

【和文文献】

- ・阿部謹也『中世の窓から』朝日新聞社、1981年。
- ・今井宏編、『世界歴史大系 イギリス史 2 近世』山川出版社、1990。
- ・越智武臣『近代英国の起源』ミネルヴァ書房、1966。
- ・音無通宏「モラル・エコノミーとポリティカル・エコノミー」『経済学史学会年報』第36号、1998年。
- ・加用信文『農法史序説』御茶の水書房、1996。
- ・加用信文『イギリス古農書考』御茶の水書房、1978。
- ・京大西洋史辞典編纂会編、『新編 西洋史辞典』東京創元社、1983。
- ・旧約新訳聖書大事典編集委員会編『旧約新訳聖書大事典』教文館、1989。
- ・小松芳喬『イギリス農業革命の研究』岩波書店、1961。
- ・小林 茂『イギリスの農業と農政』成文堂、1973。
- ・小峯敦編『福祉の経済思想家たち』増補改訂版、ナカニシヤ出版、2010年。
- ・斉藤勇、西川正身、平井正穂編『英米文学辞典』研究社、1985。
- ・木下 卓、『旅と大英帝国の文化: 越境する文学』ミネルヴァ書房、2011。
- ・坂井洲二、『年貢を納めていた人々：西洋近世農民の暮らし』法政大学出版局、1986。
- ・椎名重明『近代的土地所有—その歴史と理論』。東京大学出版会、1973。
- ・重富公生『イギリス議会エンクロージャー研究』勁草書房、1999。
- ・島田紀夫監修『田園讃歌—近代絵画にみる自然と人間』展覧会図録、埼玉県立近代美術館 2007年10月27日—12月16日他、読売新聞、2007。
- ・染谷孝太郎『イギリス農業経済史序説』白桃書房、1985。

- ・高橋 彰「訳者あとがき」、ジェームズ・C・スコット『モラル・エコノミー』勁草書房、1999年.
- ・友岡敏明『ロック市民政府論入門』. 有斐閣、1978.
- ・編集代表高柳賢三、末延三次『英米法辞典』有斐閣、1952.
- ・編集代表田中英夫『英米法辞典』東京大学出版会、1991.
- ・穂積重行『世界史新書 産業革命』至文堂、1961.
- ・松井竜吾[ほか]編『南方熊楠を知る事典』講談社、1993.
- ・松浦高嶺『イギリス近代史論集』山川出版社、2005.
- ・松村赴、富田虎男編『英米史辞典』研究社、2000.
- ・山田光矢『パリッシュ：イングランドの地域自治組織(準自治体)の歴史と実態』北樹出版、2004年.

(雑誌)

- ・池田寛二「モラル・エコノミーの射程：農業問題への歴史社会学的視座」『思想』No. 733、岩波書店、1988年、175-201頁.
- ・一ノ瀬篤「J. H. クラパム『近代イギリス経済史 第1巻 鉄道時代以前のイギリス、1820-1850年』要綱、第1章 - 第四章」『岡山大学経済学会雑誌』43.2、岡山大学経済学会、2011年、101-19頁
Nov. 25, 2012
(ousar.lib.okayama-u.ac.jp/file/47077/oer_043_2_045_063.pdf) .
- ・鶴川 馨「W. O. Ault, Some Early Village By-laws. (English Historical Review, Vol. XLV, 1930)」『西洋史學』XXVIII 日本西洋史学会、1956年、61-65頁.
- ・國方敬司「イギリス農業革命研究の陥穽」『山形大学紀要 (社会科学)』第41巻第2号 山形大学、2011年、39-63頁.
- ・田淵淳一「『農業革命』研究の動向と課題」『北海道大學經濟學研究』第32巻第3号 北海道大學、1982年、269-290頁.
- ・田淵淳一「『農業革命』研究の動向と課題 (続)」『北海道大學經濟學研究』第32巻第4号 北海道大學、1983年、271-301頁.
- ・福士正博「慣習社会の変容：産業革命期イギリスの落穂拾い」『東京經濟大学会誌』第191号 東京經濟大学、1995年、231-249頁.